

# 一般廃棄物処理基本計画

令和2年3月

蓮田白岡衛生組合



# 目次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画の概要	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画見直しの背景	1
3. 計画の位置付け	2
4. 国の方針及び県の計画	3
5. 国及び県の達成目標	4
6. 構成市並びに当組合の役割	6
7. 計画の期間	7
8. 計画の推進体制	7
9. 計画の進行管理	8
第2節 地域特性	9
1. 地勢	9
2. 気候	10
3. 人口・世帯数	11
第2章 ごみ処理基本計画	12
第1節 ごみ処理に関する基礎的事項	12
1. 沿革	12
2. ごみ処理の現状	14
3. 処理体制状況	15
4. ごみ排出量の現状	26
5. 中間処理状況	32
6. 最終処分状況	41
7. ごみ処理費用	42
8. 県内自治体との比較検討	43
9. ごみ処理の課題の整理	47
第2節 前計画の進捗状況	48
第3節 基本目標	50
第4節 基本方針	51
1. ごみ発生量の予測（現状推移した場合）	53
2. ごみの進行管理目標	57
第5節 計画条件	62
1. 計画人口の予測	62
第6節 ごみ処理行動計画	65
1. ごみの排出抑制のための方策に関する事項	65
2. 基本方針に基づいた主な施策	70
3. 新たなごみ減量化等の施策を実施した後のごみ量予測	75
4. 収集運搬計画	79
5. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	80

6.  ごみ処理施設の整備に関する事項 .....	82
第3章  生活排水処理基本計画 .....	83
第1節  生活排水処理の現状と課題 .....	83
1.  生活排水を取り巻く社会情勢 .....	83
2.  沿革 .....	84
3.  生活排水処理の現状 .....	85
4.  収集運搬体制、生活排水処理施設等の処理体制 .....	86
5.  生活排水処理施設の整備状況 .....	87
6.  生活排水処理の実績 .....	89
第2節  し尿及び浄化槽汚泥排出量の推計 .....	94
1.  生活排水処理形態別人口の推計 .....	94
2.  し尿及び浄化槽汚泥量の推計 .....	96
第3節  生活排水処理行動計画 .....	98
1.  基本目標 .....	98
2.  基本方針 .....	99
3.  基本方針に基づいた施策 .....	100
4.  生活排水処理計画 .....	102
5.  し尿及び浄化槽汚泥処理計画 .....	102
6.  計画達成のための施策 .....	103
7.  市民・事業者・行政の役割 .....	104
第4章  災害廃棄物への対応 .....	105
第1節  災害時の廃棄物（ごみ）処理 .....	105
1.  災害廃棄物（ごみ）への対応手順 .....	105
2.  災害廃棄物（ごみ）への対応 .....	108
第2節  災害時の廃棄物（し尿）処理 .....	110
1.  し尿処理の対応手順 .....	110
2.  し尿処理の対応 .....	111
3.  し尿処理に係る被災による影響 .....	112
第3節  災害時の支援・協力体制 .....	113
資料編	
1.  一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（諮問） .....	114
2.  一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（答申） .....	115
3.  蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会委員名簿 .....	126
4.  蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会審議経緯 .....	127

# 第1章 基本的事項

## 第1節 計画の概要

### 1. 計画の趣旨

蓮田白岡衛生組合（以下「当組合」という。）は、蓮田市、白岡市（以下「構成市」という。）で構成され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、長期的、総合的視点に立って、対象区域の一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定しています。

本計画の策定に当たっては、平成26年度に策定してから、5年が経過し、推計人口の乖離や廃棄物を取り巻く状況が変化したことから見直しを行い、「循環型社会」の形成に向け、廃棄物行政に係る様々な問題について、総合的な見地から検討を行い、市民・事業者・行政が一体となり、更なるごみの減量・再資源化、適正処理・処分を推進するとともに、生活排水の適正な処理と水質汚濁の防止を図ることを目的とし、構成市におけるごみ及び生活排水の処理を計画的に推進するための基本的事項について目標年次を令和11年度として改訂版を策定しました。

### 2. 計画見直しの背景

#### （1）ごみ処理基本計画の見直しの背景

構成市及び当組合は、平成27年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」という。）を策定し、廃棄物の減量や資源化に関する施策に取り組んだ結果、構成市の平成30年度のごみ総排出量は33,204tとなり、平成26年度の33,852tに対し5年間で648tのごみを削減することができました。

しかし、前計画策定以降、国において新たな循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）及び環境基本計画（平成30年4月）が策定され、また、構成市においても第5次蓮田市総合振興計画、第5次白岡市総合振興計画を策定しています。当組合においても、推計人口の乖離や廃棄物を取り巻く状況の変化、廃棄物行政に関する社会情勢の変化、廃棄物処理体制の変化等に伴い、過去の実績の点検、評価、分析を行い、本計画の見直しを行うことといたしました。

#### （2）生活排水処理基本計画の見直しの背景

生活排水処理における構成市の役割は、適正な生活排水処理の推進に関する施策の実施です。当組合の役割は、し尿・生活雑排水の適正処理です。

構成市では、本年度、生活排水処理基本計画の見直しを行っていることから、構成市の計画と当組合の計画との整合性を図り、現状の把握、解析、将来予測に基づき、策定することといたしました。

### 3. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的な視点で策定し、今後の当組合及び構成市共通の廃棄物行政の指針となるものであり、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めています。本計画の位置付けは図1-1のとおりであり、ごみに関する部分と生活排水に関する部分で構成されています。

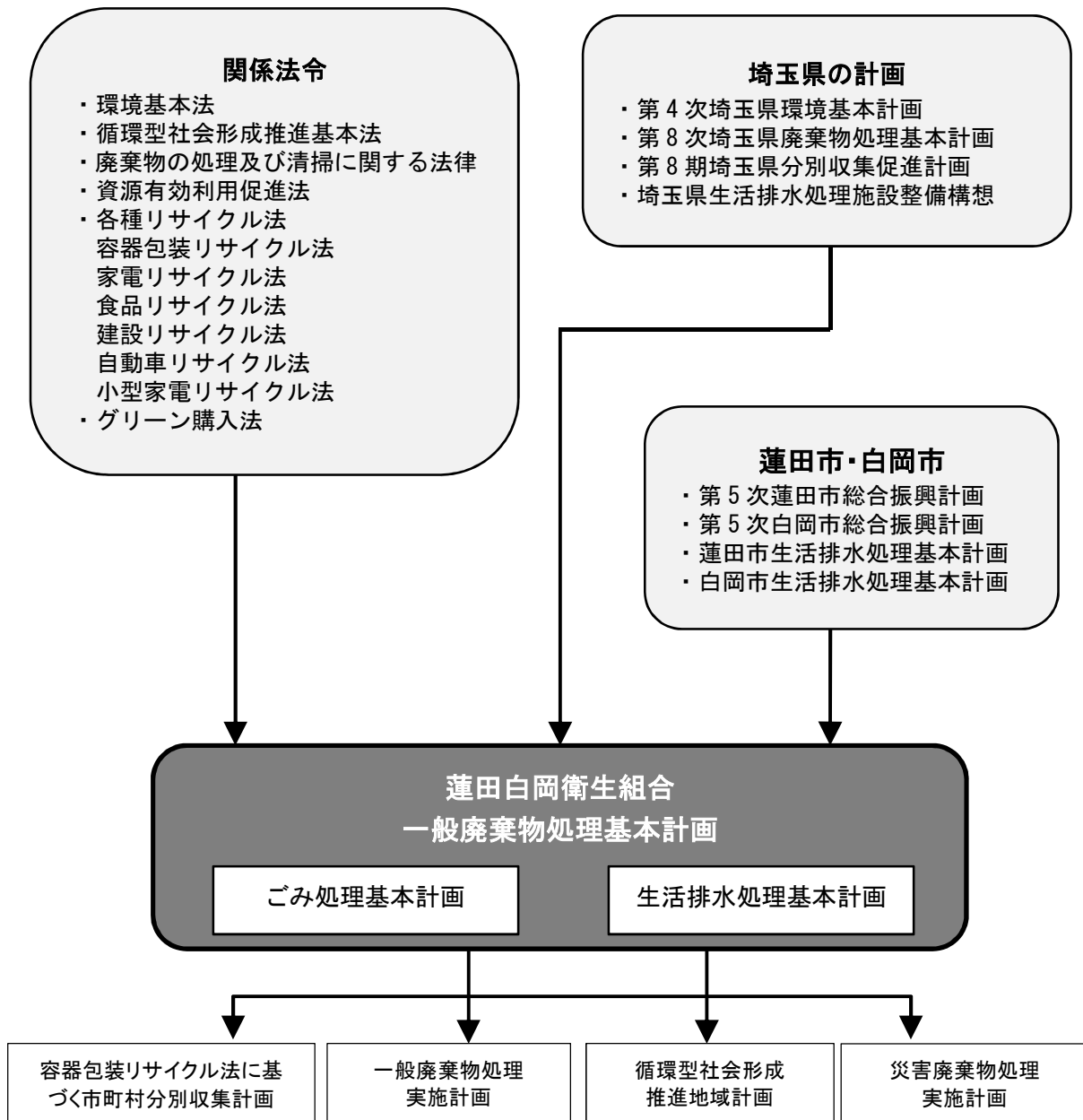


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

## 4. 国の方針及び県の計画

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正並びに環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。

表 1-1 廃棄物処理・再資源化に関する国の方針及び県の計画などの経過

年 月	関連する計画等
平成13年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成15年3月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成17年4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針【改正】（国）
平成18年3月	第6次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県）
平成19年6月	一般廃棄物会計基準（国） 一般廃棄物処理有料化の手引き（国） 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（国）
平成20年3月	第2次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成22年8月	第6期埼玉県分別収集促進計画（埼玉県）
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針【改正】（国）
平成23年3月	第7次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県）
平成25年5月	第3次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成28年1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針【改正】（国）
平成28年3月	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県）
平成30年6月	第4次循環型社会形成推進基本計画（国）

## 5. 国及び県の達成目標

### (1) 国の達成目標

#### 1) 廃棄物の減量

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、可能な限りごみの発生・排出を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的に利用が不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

表 1-2 国の達成目標

項目	目標
ごみ排出量	平成24年度に対し、令和2年度において約12%削減
再生利用率	平成24年度の21%に対し、令和2年度において約27%に増加
最終処分量	平成24年度に対し、令和2年度において約14%削減

#### 2) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画では、第3次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択されるなど持続可能な社会を目指した国際協調の取組等を踏まえ、7つの方向性を示した第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）が定められました。

第4次循環型社会形成推進基本計画の数値目標を次に示します。

表 1-3 第4次循環型社会形成推進基本計画

項目	目標
1人1日当たりのごみ排出量	2025（令和7）年度に約850g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	2025（令和7）年度に約440g/人・日



## (2) 県の達成目標

埼玉県では、平成 28 年 3 月に「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」が策定されており、この計画は、循環型社会づくりに関する埼玉県の基本的な計画で、廃棄物の減量その他その適正処理に関する具体的な目標や方策などについて定めています。

同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められています。

### 計画の目指す方向性

「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して」

#### (1) 循環型社会形成を目指す3本柱

- I. 3R推進に向けて
- II. 廃棄物の適正処理の推進
- III. 環境産業の育成

#### (2) 備えの柱

- IV. 災害廃棄物対策の推進

表 1-4 県の達成目標

項 目	目 標
ごみ排出量	<ul style="list-style-type: none"><li>・県民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量： 平成25年度実績541g/人・日に対し、令和2年度において503g/人・日 (約7%削減)</li><li>・事業系ごみ排出量： 平成25年度実績54万3千tに対し、令和2年度において48万8千tに削減 (約10%削減)</li></ul>
最終処分量	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成25年度実績49g/人・日に対し、令和2年度において44g/人・日 (約10%削減)</li></ul>

## 6. 構成市並びに当組合の役割

---

構成市では、昭和 35 年に当時の蓮田町と白岡町の 2 町をもって当組合を設立し、今年で 60 年目を迎えます。

当組合の役割を図 1-2 に示します。



図 1-2 組合の役割

## 7. 計画の期間

図 1-3 のように本計画の期間は、計画策定時から 10 年の間で設定することとし、令和 2 年度を初年度、令和 11 年度を目標年次とします。また、中間目標年次を令和 6 年度とし、本計画における数値目標を設定します。

なお、本計画は諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。

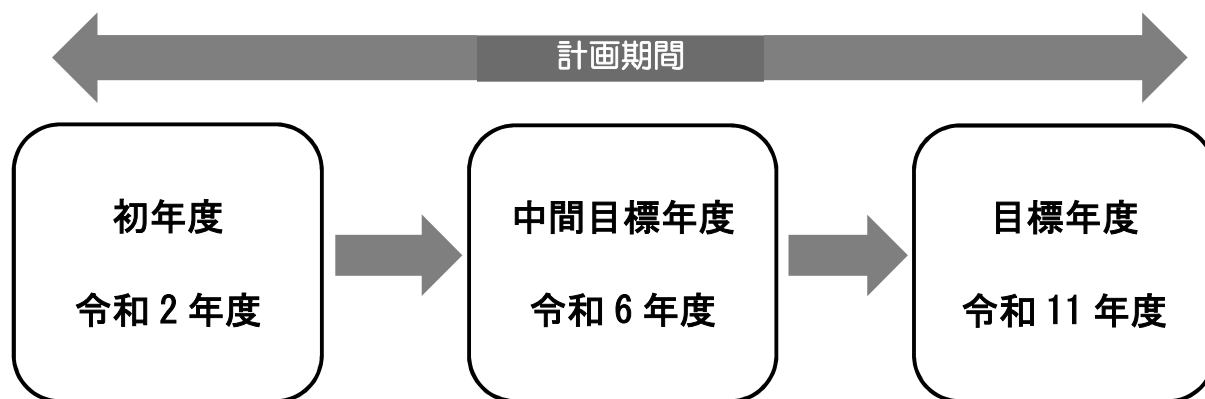


図 1-3 計画の期間

## 8. 計画の推進体制

### (1) 市民、事業者及び行政の連携

市民、事業者及び行政は、協力してごみの発生抑制や資源化に積極的に取り組みます。

### (2) 行政における推進体制の整備

構成市と当組合は、図 1-4 のように互いに連携を図りながら計画の立案、進行管理を行い、ごみの発生抑制や資源化を推進します。

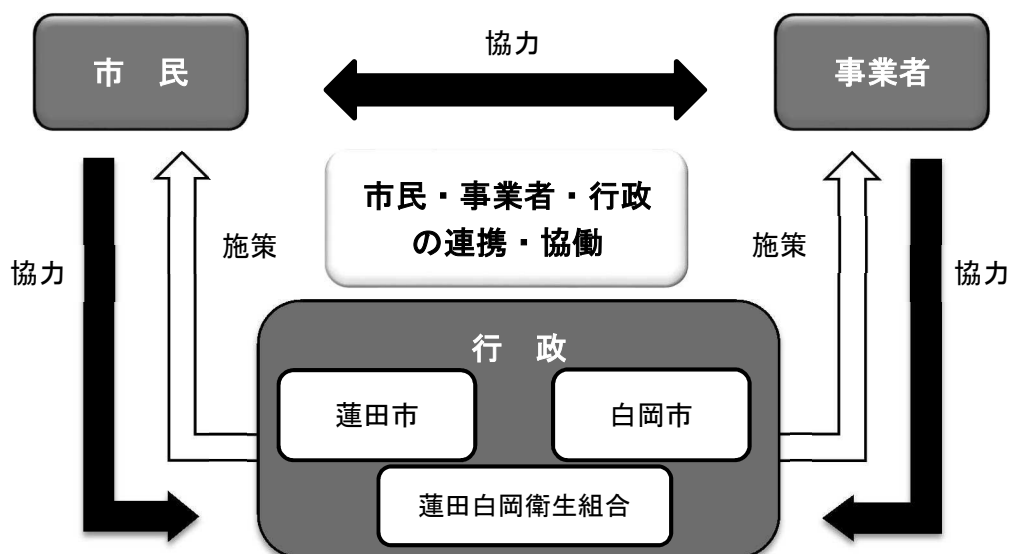


図 1-4 計画の推進体制

## 9. 計画の進行管理

本計画の進行管理については、PDCA サイクルにより継続的に検証、見直し、評価を行います。計画の評価については、本計画に示した各年度の目標と進捗状況を確認して評価します。

このサイクルは、1 年を基本単位として実施しますが、点検・評価の結果や社会情勢の変化、構成市の環境に大きな変化が生じた場合等には、関係機関と協議の上、計画全体の見直しも行います。

計画の進捗状況については、おおむね5年を評価時期として、評価、見直しに関する意見を求め、評価結果を広く市民に公表するとともに、評価意見を踏まえ、見直し検討も含めた計画の進行管理を行うこととします。

本計画における PDCA サイクルを図 1-5 に示します。

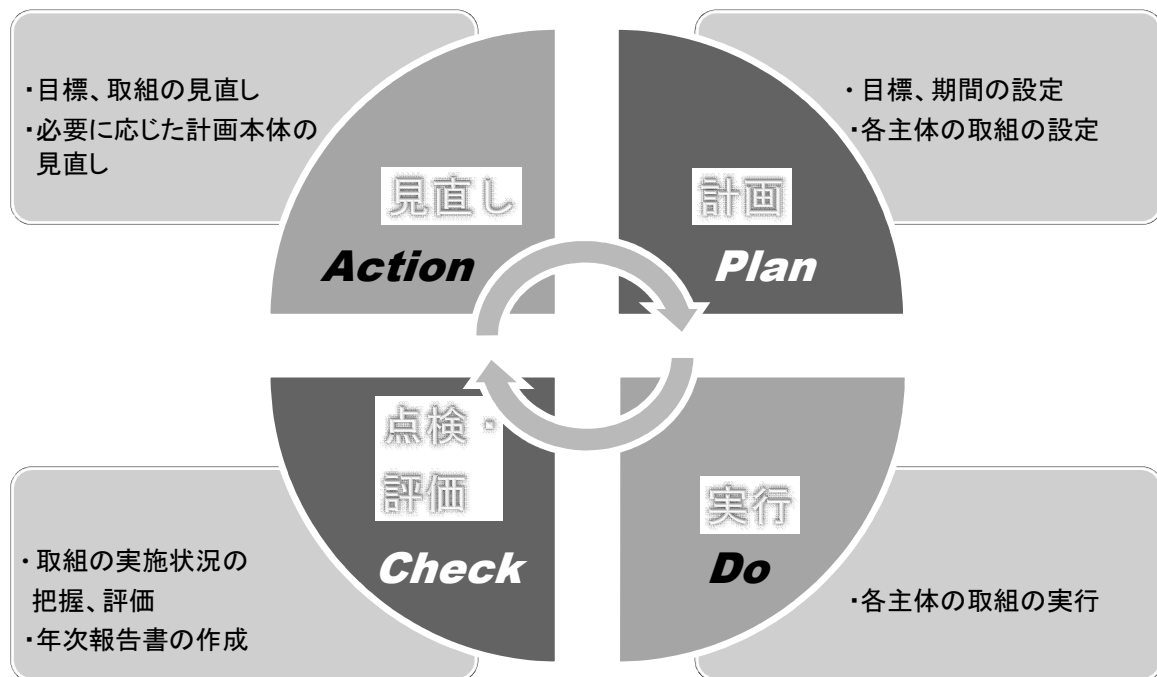


図 1-5 一般廃棄物処理基本計画における PDCA サイクル

## 第2節 地域特性

### 1. 地勢

当組合を構成する蓮田市及び白岡市は、図 1-6 のように埼玉県の一部に位置しています。いずれも都心から40km圏内にあり、ベッドタウンとして発展してきました。構成市ともに交通の利便性が良く、自然環境にも恵まれ特に圏央道の開通は、地域の発展基盤としての高まりが期待されます。

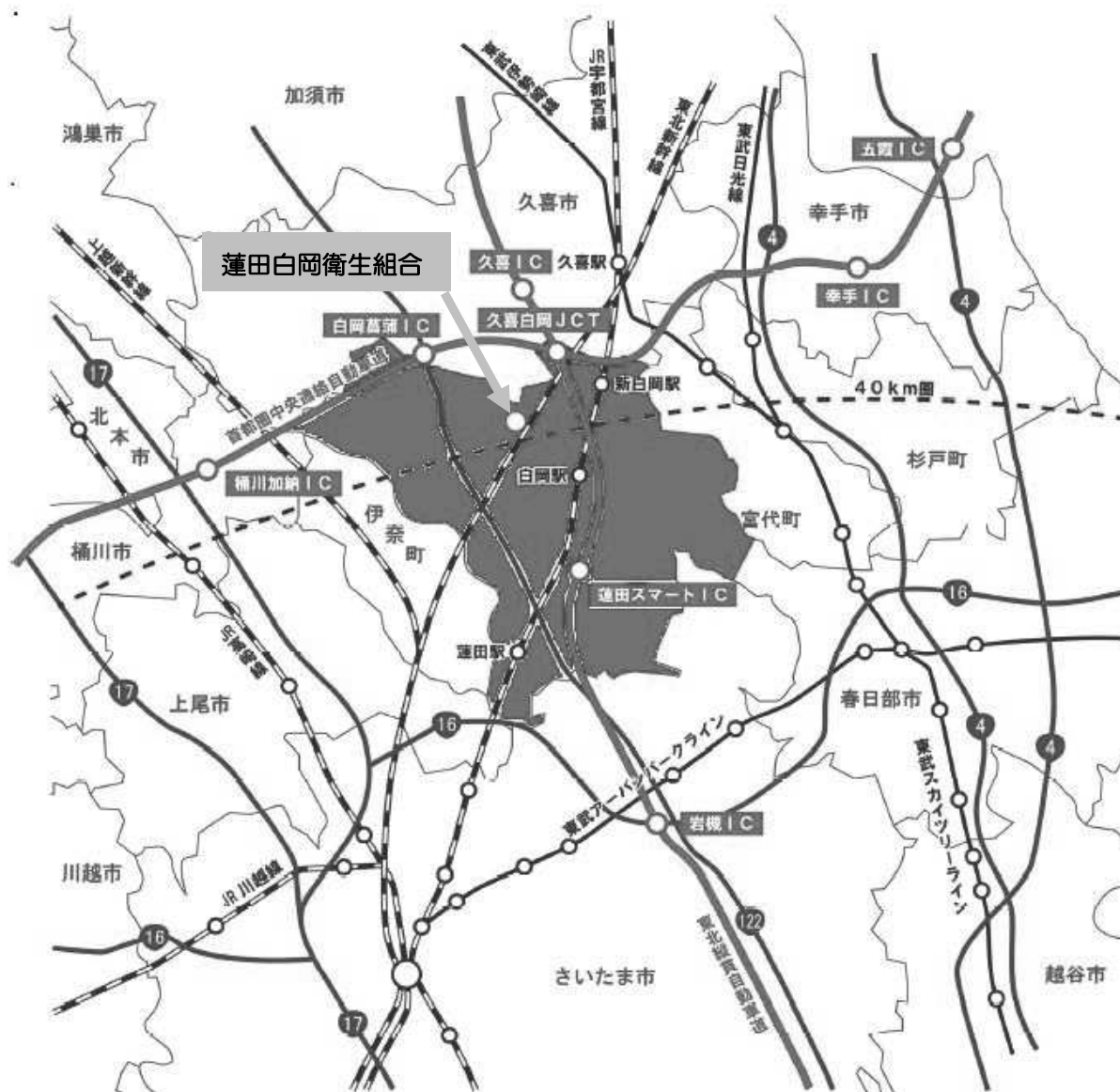


図 1-6 圏域と当組合の位置

## 2. 気候

圏域の気象状況を次の表 1-5 に示します。最低気温は、1 月に $-9.2^{\circ}\text{C}$ 、最高気温は7月に $38.6^{\circ}\text{C}$ まで上昇します。降水量は、9月が $304.5\text{ mm}$ と一番多くなっています。

表 1-5 圏域における気象状況

年月別	気温 ( $^{\circ}\text{C}$ )			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
	平均	最高	最低			
平成26年	14.8	37.9	-7.2	1,434.0	1.9	2,298.5
平成27年	15.5	37.5	-6.0	1,356.5	1.9	2,071.8
平成28年	15.4	36.3	-5.9	1,202.0	1.8	2,020.2
平成29年	14.8	36.8	-7.4	1,207.0	1.8	2,196.5
平成30年	15.8	38.6	-9.2	1,061.0	1.8	2,223.0
1月	2.5	15.3	-9.2	27.5	1.6	222.8
2月	3.9	16.2	-4.9	11.0	1.7	188.9
3月	10.2	25.3	-1.2	156.0	1.8	219.1
4月	15.9	30.0	1.9	70.5	2.2	213.3
5月	19.4	31.3	7.5	119.0	2.0	203.2
6月	22.6	35.1	14.3	92.0	2.1	177.8
7月	28.2	38.6	18.8	99.5	2.1	212.9
8月	27.7	38.5	14.9	88.0	2.3	220.3
9月	22.3	33.1	12.2	304.5	1.8	82.2
10月	18.2	32.7	7.6	42.0	1.6	150.5
11月	12.7	23.6	2.1	20.5	1.3	162.7
12月	6.4	20.4	-4.9	30.5	1.6	169.3

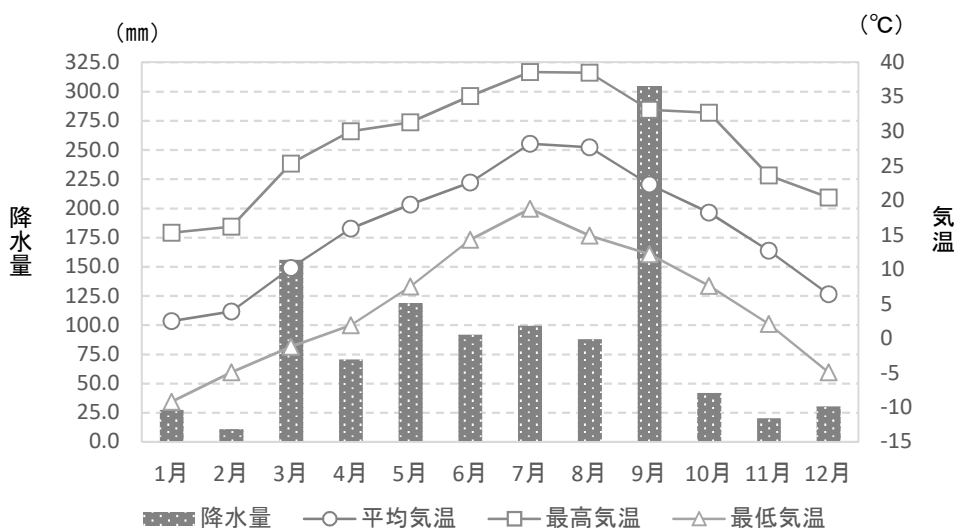


図 1-7 気温と降水量（平成 30 年）

### 3. 人口・世帯数

当組合圏域における人口及び世帯数の推移は次のとおりです。蓮田市の人口は、減少傾向ですが、世帯数は増加傾向です。白岡市の人口と世帯数は増加傾向です。当組合圏域全体では、人口は、ほぼ横ばいで推移しています。世帯数は増加傾向です。

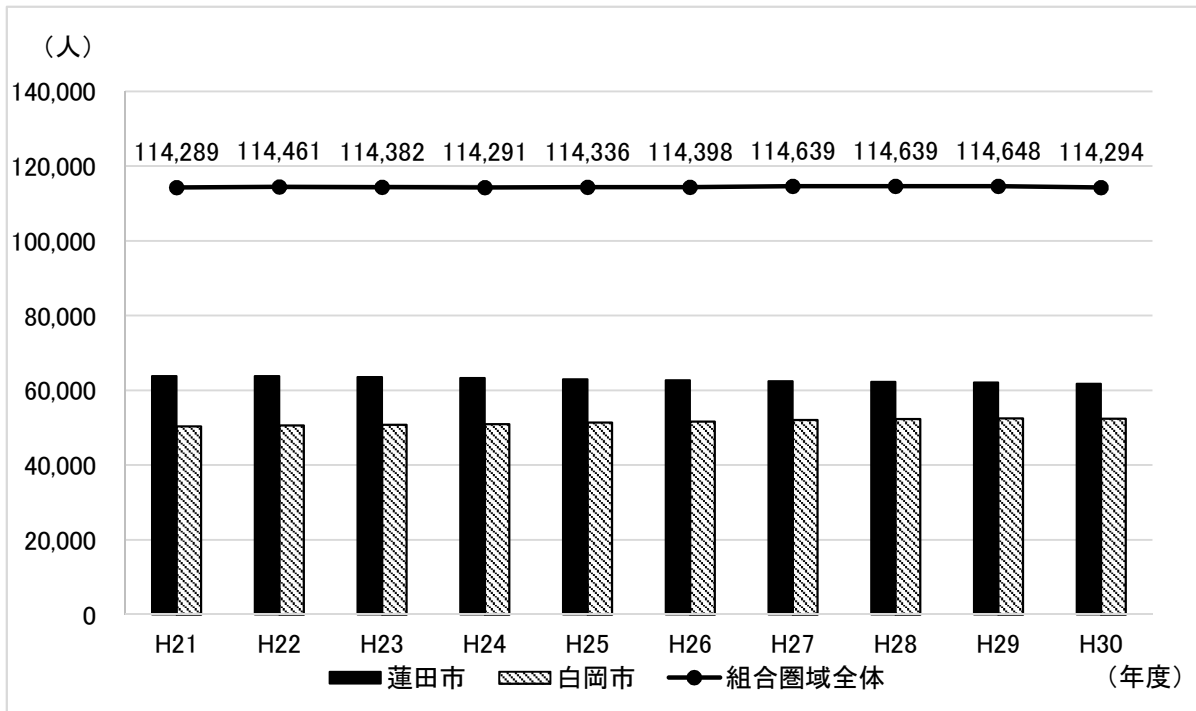


図 1-8 当組合圏域全体の人口の推移

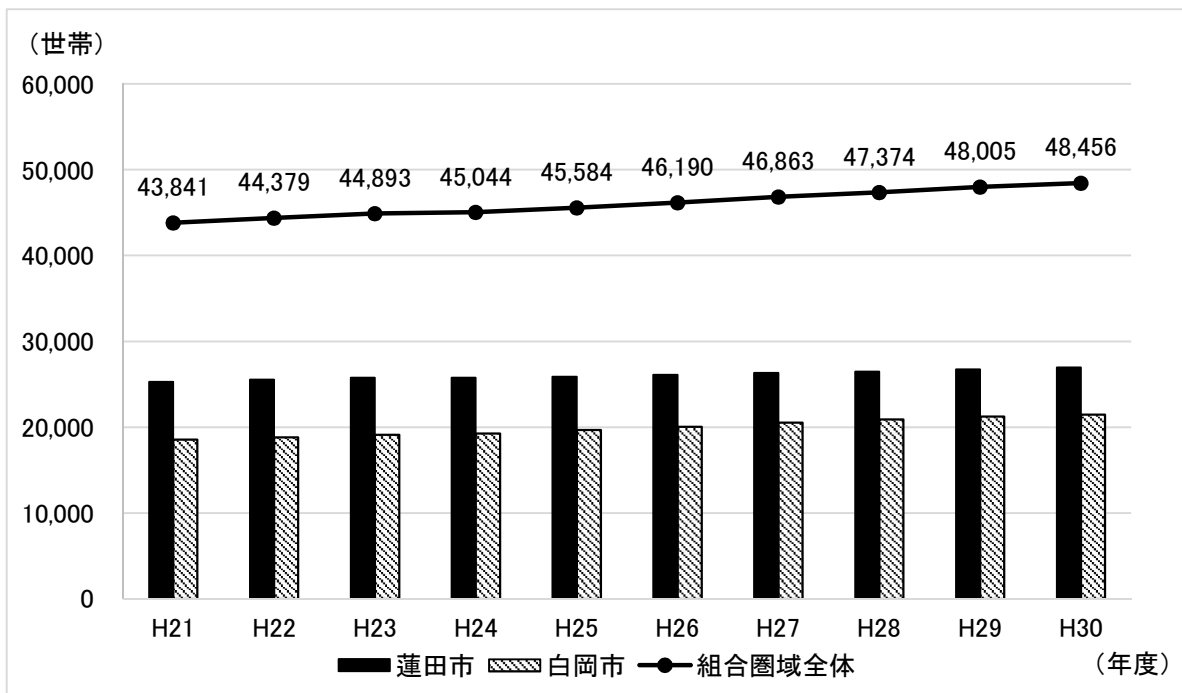


図 1-9 当組合圏域全体の世帯数の推移

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理に関する基礎的事項

#### 1. 沿革

当組合の行政、主なごみの分別や減量・資源化施策等の実施状況を表 2-1 に示します。

表 2-1 当組合の施策等の実施状況

年月	施策実施内容
昭和 35 年 10 月	蓮田町・白岡町で当組合を設立
昭和 42 年 6 月	ごみの収集を開始 ごみ収集手数料を各世帯負担とする
昭和 47 年 10 月	蓮田町が蓮田市になる 組合構成 1 市・1 町
昭和 55 年 7 月	【ごみの三種類分別を開始】 ・可燃物 ・鉄、プラスチック ・ガラス、セトモノ
昭和 59 年 1 月	ビン、ガラス類を全日本身障者リサイクルセンター（所沢市）へ
昭和 59 年 4 月	可燃ごみの祝日回収を開始
昭和 59 年 7 月	廃乾電池の分別を開始
昭和 60 年 10 月	廃乾電池の収集を開始
平成 7 年 4 月	ガラス収集日にペットボトルの資源回収を開始
平成 7 年 11 月	蓮田市白岡町衛生組合廃棄物減量等推進審議会 1 回目の開催
平成 9 年 9 月	環境センターだより創刊
平成 12 年 4 月	【ごみの分別を 4 分別から 6 分別へ】 【有料指定ごみ袋制度による収集開始】 ①燃えるごみ②金属類③ガラス、ペットボトル及び有害ごみ ④資源物・古紙布類・飲食用缶⑤粗大ごみ（戸別収集）⑥廃乾電池
平成 14 年 1 月	ホームページ開設
平成 14 年 11 月	【廃タイヤ・バッテリー引取会開始】 【焼却灰（一部）及びばいじんのセメント原料化を開始】
平成 15 年 3 月	リサイクル工房完成（旧施設を有効利用して作られた家具の修理工房）
平成 16 年 11 月	リサイクル家具展示販売会開始
平成 17 年 11 月	廃タイヤ・バッテリー引取会に消火器を追加



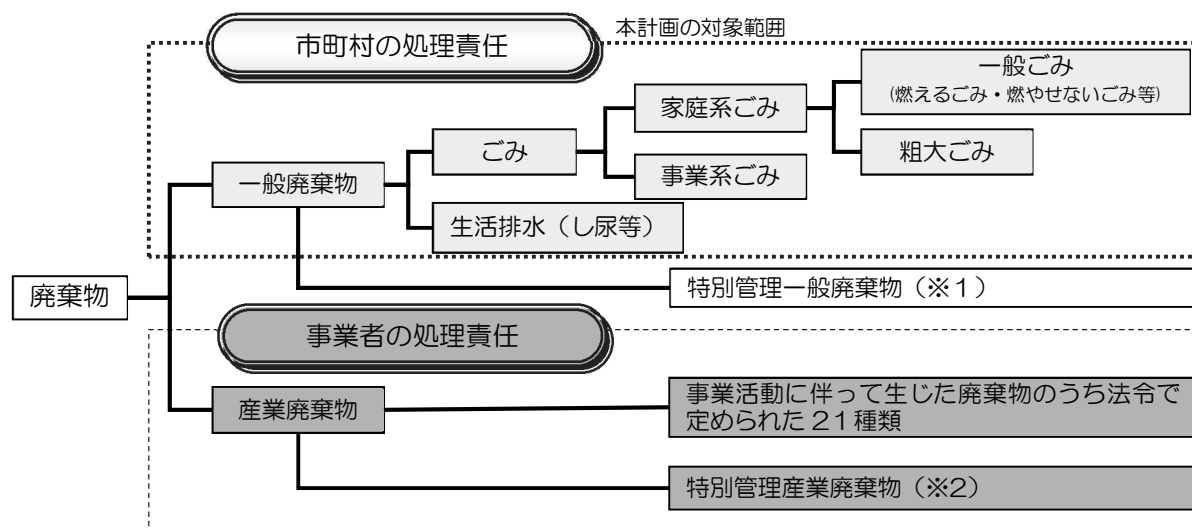
年月	施策実施内容
平成 19 年 4 月	「資源物の持ち去り禁止」を規定する条例を施行
平成 20 年 7 月	ごみ搬入手数料を 150 円/10 kg に改正
平成 20 年 10 月	焼却灰（一部）を人工砂として（道路資材等）原料化を開始
平成 24 年 10 月	<p>【白岡町が白岡市になる（組合構成 2 市）】</p> <p>【ごみの分け方と出し方を 6 分別から 8 分別へ変更】</p> <p>①燃えるごみ②燃やせないごみ③ガラス ④有害危険ごみ⑤ペットボトル⑥飲食料用缶 ⑦古紙・布類⑧粗大ごみ</p> <p>【ガラス、ペットボトルの単独収集及び有害・危険ごみの収集を開始】</p> <p>【収集地区見直し、24 区域から 10 区域へ変更】</p> <p>【ふれあい収集を開始】</p>
平成 25 年 4 月	<p>リサイクルプラザ竣工（愛称：エコプラザ）</p> <p>【資源物の回収拠点としてリサイクルステーションを開設】</p> <p>【学校から排出される廃食用油の回収開始】</p> <p>リサイクル：工業用インクの原料として</p> <p>【小規模事業所から排出される再生利用困難な産業廃棄物（廃プラスチック類）の収集開始】</p> <p>【長寿命化計画による基幹整備事業を開始（延命化工事 5 年）】</p>
平成 25 年 6 月	消火器のリサイクルルート確立に伴い、廃タイヤ・バッテリー引取会での消火器回収廃止
平成 26 年 4 月	<p>【消費税率引上げに伴うごみ搬入手数料の改定（税別金額の設定）】</p> <p>【学校給食の廃油用油をバイオディーゼル燃料にリサイクル。（ごみ収集車の代替燃料）】</p> <p>【組合公式ホームページをリニューアル】</p>
平成 28 年 4 月	管内小中学校から排出される牛乳パックの回収開始
平成 28 年 10 月	ごみ分別アプリ配信開始
平成 29 年 4 月	がれき類のコンクリートリサイクル（路盤材）を開始
平成 30 年 3 月	長寿命化計画による基幹整備事業終了（延命化工事 5 年）
平成 31 年 3 月	計量室竣工（一方通行化による搬入導線）

## 2. ごみ処理の現状

廃棄物は、廃棄物処理法において、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。

一般廃棄物は、ごみとし尿に分けられ、このうちごみは、市民生活に伴って各家庭から排出される「家庭ごみ」と事業活動に伴って事業所から排出されるごみ等の「事業系一般廃棄物」及び「生活系一般廃棄物」に区分されます。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた 21 種類の廃棄物が法令で定められています。



※ 1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（PCB使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）

※ 2 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）

図 2-1 対象とする廃棄物

表 2-2 産業廃棄物の種類

①燃え殻	②汚泥	③廃油
④廃酸	⑤廃アルカリ	⑥廃プラスチック類
⑦ゴムくず	⑧金属くず	⑨ガラスくず
⑩鋳さい	⑪がれき類	⑫ばいじん
⑬紙くず	⑭木くず	⑮繊維くず
⑯動植物性残渣	⑰動物系固形不要物	⑱動物のふん尿
⑲動物の死体	⑳産業廃棄物を処分するために処理したもの	㉑輸入された廃棄物

### 3. 処理体制状況

#### (1) 収集運搬

##### 1) 家庭ごみ

当組合では、表 2-3 に示すような分別区分でごみを収集しています。

家庭系ごみのうち処理手数料が必要なものは、燃えるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみです。燃えるごみ、燃やせないごみの排出にあたっては、有料指定ごみ袋による従量制を導入しており、その有料指定ごみ袋の料金は表 2-4 に示すとおりです。なお、粗大ごみは品目ごとに処理料金が指定されています。

ガラス類、有害・危険ごみ、ペットボトル、飲食料用缶は、透明・半透明の袋、古紙・布類は品目ごとに紐などで結び排出され、収集されています。

表 2-3 分別区分

区分	ごみの種類	出し方	収集回数	収集方法	
家庭ごみ	燃えるごみ	・生ごみ ・木 ・プラスチック類 ・皮革、ゴム類 ・その他	有料指定ごみ袋 燃えるごみ用（緑色）	週2回	ステーション方式
	燃やせないごみ	・金属類 ・金属が含まれたもの ・その他	有料指定ごみ袋 燃やせないごみ用（透明）	月1回	
	ガラス類	・びん、コップ ・瀬戸物類	透明・半透明の袋	月1回	
	有害・危険ごみ	・水銀体温計、蛍光管 ・スプレー缶、カセットボンベ ・ガスライター（使い捨て・点火式） ・乾電池（ボタン電池含む）	品目ごとに別々の透明・半透明の袋	月1回	
	ペットボトル	・ペットボトルマークのある飲食料用ボトル ・キャップ	回収用専用ネット キャップはビニール袋	月2回	
	飲食料用缶	・ジュース・ビール缶 ・ペットフード缶・その他飲食料用缶	透明・半透明の袋	月2回	
	古紙布類	・新聞紙 ・紙バック ・ダンボール ・雑誌（雑紙） ・布類	品目ごとにひもなどで結ぶ	月2回	
	粗大ごみ	・ベッド ・タンス ・建具 ・ステレオ ・自転車 ・スキー板 ・その他	センターへ直接持ち込み 粗大ごみ受付センターに回収予約	随時	直接回収 各家庭の軒先
ふれあい収集	・家庭ごみ（粗大ごみは除く）	家庭ごみの分別区分のとおり	週1回	申請による戸別方式	
事業系ごみ	・燃えるごみ ・不燃物系	センターへ直接持ち込み	随時	直接搬入	
	・廃プラスチック類	有料指定ごみ袋 廃プラスチック用（黄色）	週1回	戸別方式	

表 2-4 有料指定ごみ袋の料金（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	ごみ袋の大きさ	料金（税抜き）	枚数
燃えるごみ用 （緑色・半透明）	大（45ℓ袋）	48 円/枚	10 枚入
	中（30ℓ袋）	38 円/枚	
	小（20ℓ袋）	28 円/枚	
燃やせないごみ用 （透明）	大（45ℓ袋）	48 円/枚	5 枚入
	中（30ℓ袋）	38 円/枚	
	小（20ℓ袋）	28 円/枚	

表 2-5 小規模事業者から排出される産業廃棄物（廃プラスチック）の有料指定ごみ袋の料金（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	ごみ袋の大きさ	料金（税抜き）
廃プラスチック用 （半透明）	70ℓ袋	477 円/枚

※産業廃棄物は、質、量ともに一般廃棄物と併せて処理することに支障のないもの及び切断・解体・分別の必要のないものに限る。

表 2-6 当組合に直接搬入する場合の処理手数料（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	処理手数料（税抜き）	備考
一般廃棄物※	143 円/10 kg	一般家庭における一般廃棄物
産業廃棄物※	239 円/10 kg	質・量ともに処理に支障がないものに限る。

※徴収金額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てとする。

※産業廃棄物は、質、量ともに一般廃棄物と併せて処理することに支障のないもの及び切断・解体・分別の必要のないものに限る。

## 2) 収集運搬体制

当組合では、収集運搬は委託、中間処理は直営又は委託で行っています。

家庭ごみの燃えるごみや資源物は、委託業者によりステーション回収方式で収集を行っています。圏域におけるごみ集積所数、収集運搬車両台数を表 2-7、2-8 及び 2-9 に示します。また、資源化及び埋立処分を行っている施設を表 2-10 に示します。

表 2-7 ごみ集積所数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	集積所数	1 集積所当たり	1 集積所当たり
蓮田市	1, 833か所	14. 7世帯	33. 7人
白岡市	1, 599か所	13. 4世帯	32. 8人
合計	3, 432か所	14. 1世帯	33. 3人

表 2-8 ごみ収集運搬車両台数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

収集区域	車種	キャブオーバー		パッカー車		ダンプ	合計
	積載量(t)	~2.0	2.1~4.0	2.0~2.2	2.4~	2.0	
蓮田市	白岡蓮田環境 事業協同組合	8台	8台	1台	30台	1台	48台
白岡市							

表 2-9 粗大ごみ収集運搬車両台数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

収集区域	車種	ダンプ	合計
	積載量(t)	2.0	
蓮田市	宇佐見産業（株）	1台	2台
白岡市	（有）西野商事	1台	

表 2-10 リサイクル資源化及び埋立処分を行う施設（平成 31 年 4 月 1 日現在）

資源化 及び 処分方法	処分先	処分対象	利用先
資源化	太平洋セメント（株）熊谷工場 （埼玉県熊谷市三ヶ尻 5310）	焼却灰、ばいじん	セメント原料
	ツネイシカムテックス（株）埼玉工場 （埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 250-1）	焼却灰	人工砂
	（株）トモノ （埼玉県白岡市篠津 955 番地 1）	ガラス類 ペットボトル がれき類	造粒砂 再生原料 再生砕石
	（株）ウィズウェイストジャパン （埼玉県さいたま市大宮区大成町 2-224-1）		
	（株）ウム・ヴェルト・ジャパン （埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 330-1） 野村興産（株） （北海道北見市留辺蘂町富士見 217-1）	廃蛍光管 廃乾電池	再生原料
	（有）太盛 （埼玉県さいたま市大宮区櫛引町 1-381）	剪定枝	熱利用
	長沼商事（株） （埼玉県所沢市林 1-306-7）	スプレー缶 ライター	再生原料
	岡安商事（株） （埼玉県さいたま市岩槻区上野 3-6-2）	スプレー缶	再生原料
	（株）国分商会 （埼玉県熊谷市万吉 2643-1）	タイヤ	再生原料 再利用
	日立バッテリー販売サービス（株） （埼玉県深谷市岡 2200）	バッテリー	再生原料
埋立処分	（株）ウィズウェイストジャパン 新草津ウェイストパーク （群馬県吾妻郡草津町大字前口字井堀 176-4）	焼却灰 キレート処理した ばいじん	—
	埼玉県環境整備センター （埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 368）	不燃残渣	—

## (2) ごみ処理の流れ

当組合では、圏域におけるごみを表 2-11 に示す方法で処理・処分しています。  
また、ごみ処理フローを図 2-2 に示します。

表 2-11 圏域におけるごみ処理・処分方法

ごみの区分		ごみの処理・処分方法
家庭 ごみ	燃えるごみ	ごみ焼却施設において焼却処理し、焼却残渣やばいじんはセメント・人工砂原料として資源化、または埋立処分しています。 また、持込みによる剪定枝はバイオマス燃料として資源化を行っています。
	燃やせないごみ	粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理し、金属は回収して資源化、残渣は埋立処分しています。
	ガラス類	ストックヤードで一時保管し、民間業者へ引き渡し資源化しています。 また、直接民間業者の施設へ搬入することもあります。
	有害・危険ごみ	ストックヤードで一時保管し、民間業者へ引き渡し資源化しています。
	ペットボトル	ストックヤードで一時保管し、民間業者へ引き渡し資源化しています。
	古紙・布類	また、直接民間業者の施設へ搬入することもあります。
	飲食料用缶	粗大ごみ処理施設で選別処理した後、資源化を行っています。
粗大ごみ	再利用できるものはリユース品展示販売で販売しています。 再利用できないものは破碎処理後、金属は回収して資源化、可燃残渣はごみ焼却施設で焼却処分、不燃残渣は埋立処分しています。	
事業系 ごみ	燃えるごみ	ごみ焼却施設において焼却処理し、焼却残渣やばいじんはセメント・人工砂原料として資源化、または埋立処分しています。 また、持込みによる剪定枝はバイオマス燃料として資源化を行っています。
	不燃物系	破碎処理後、金属は回収して資源化、可燃残渣はごみ焼却施設で焼却処分、不燃残渣は埋立処分しています。

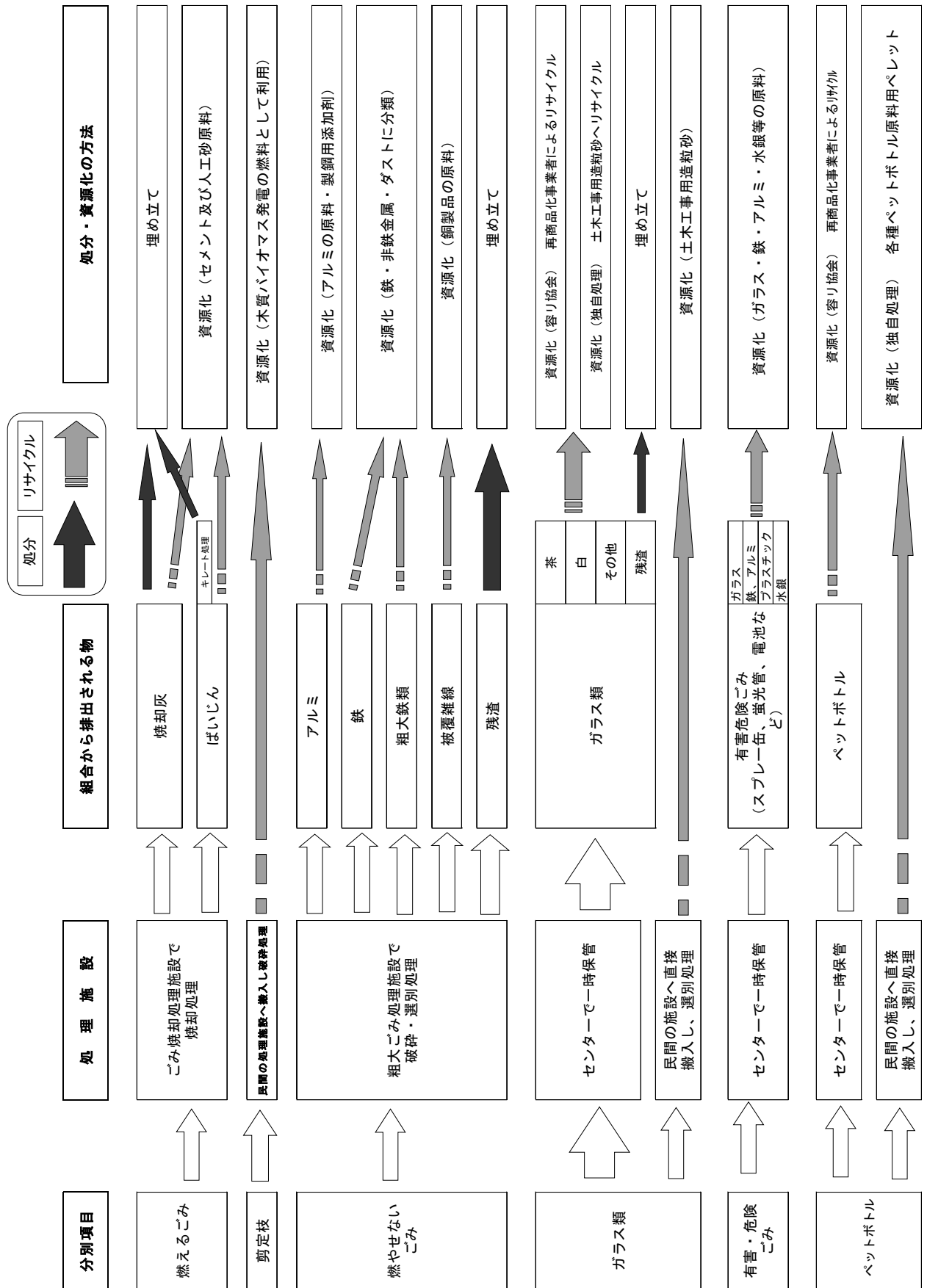


図 2-2 ごみ処理フロー①



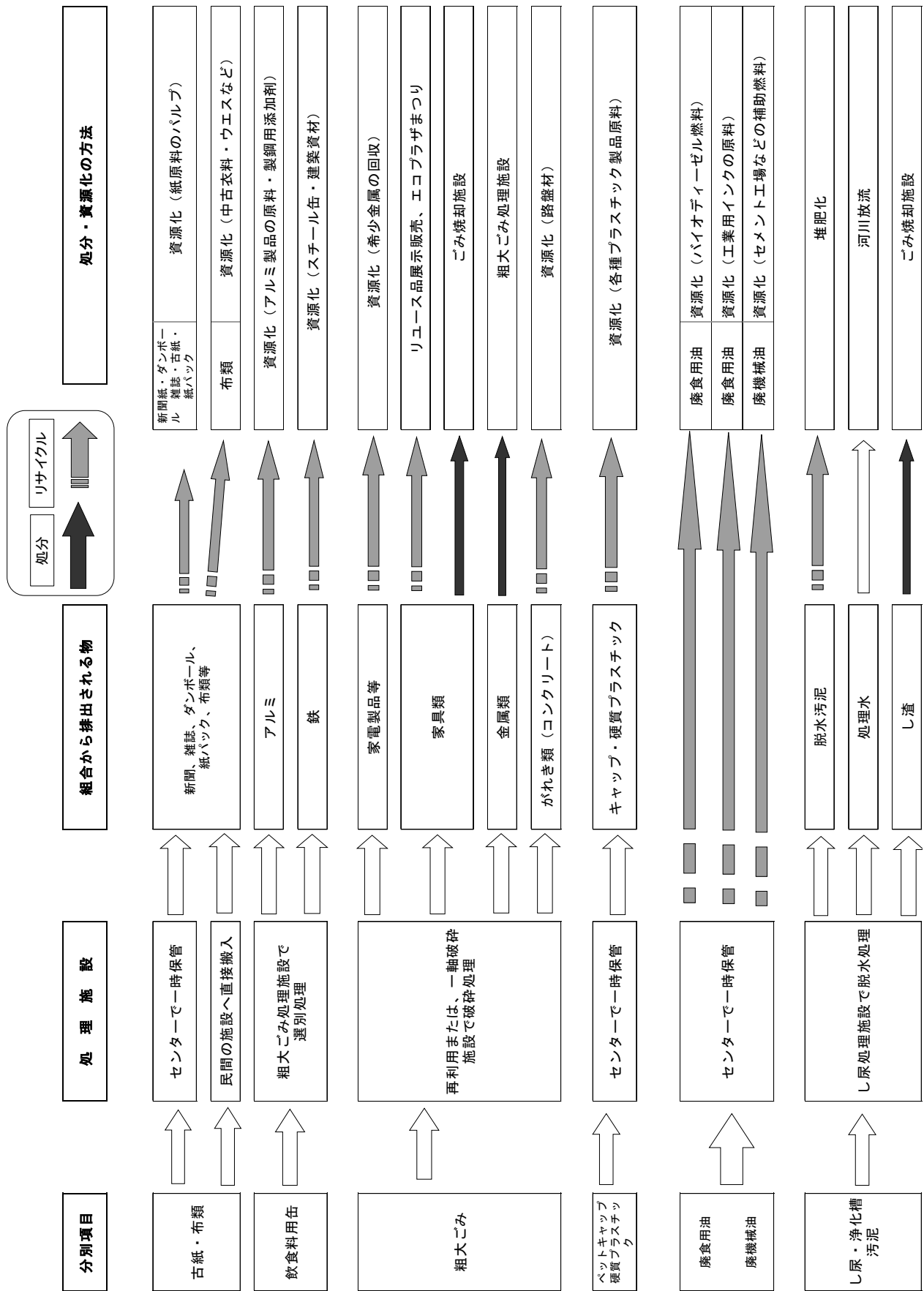


図 2-2 ごみ処理フロー②

### (3) 施設概要

当組合の施設概要を図 2-3 に示します。

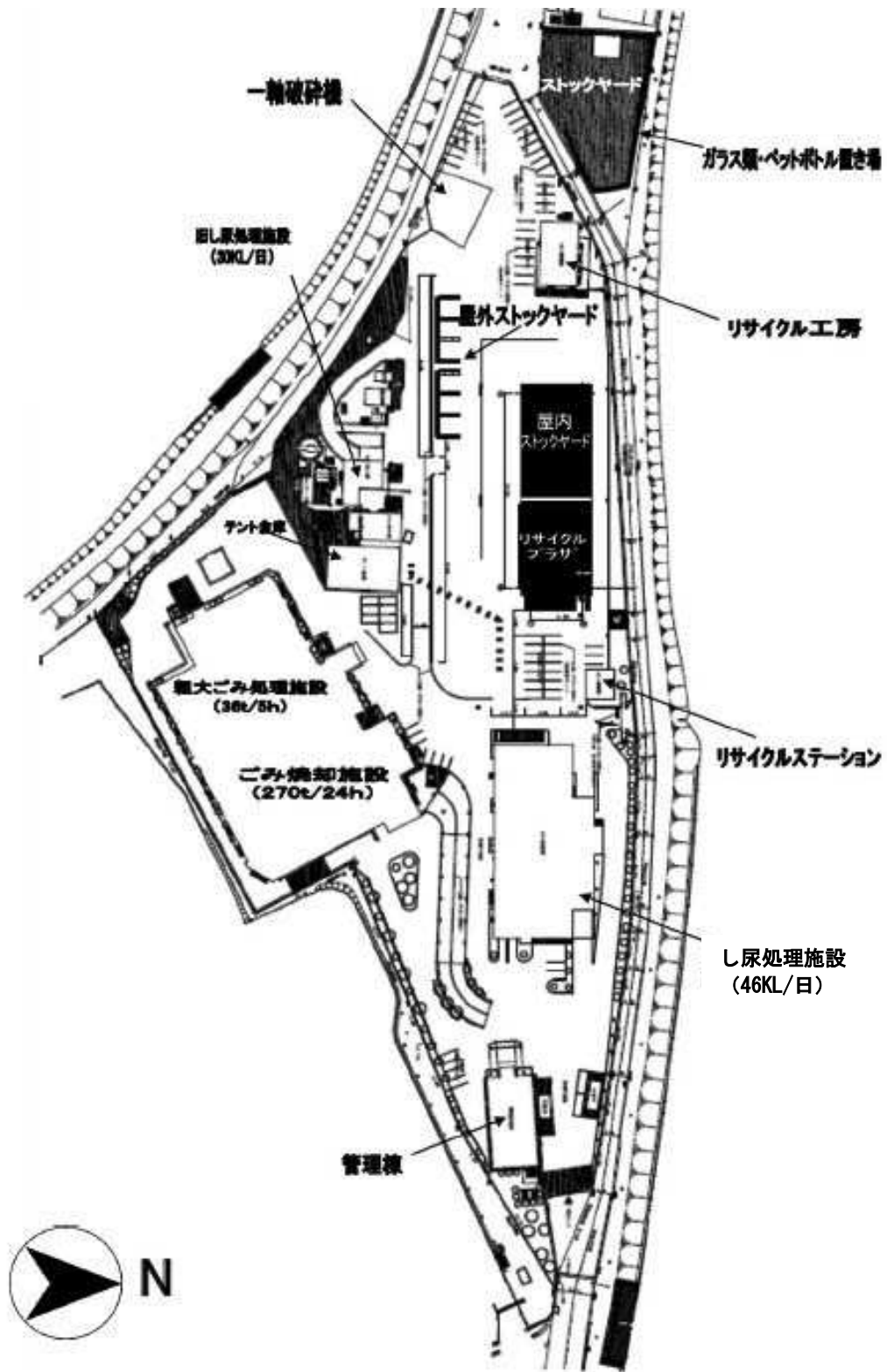


図 2-3 当組合の施設概要

ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R活動推進を図ることを目的として、ストックヤード併設型のリサイクルプラザ（愛称：「エコプラザ」）が平成25年4月に竣工しました。

表2-12 リサイクルプラザ（エコプラザ）の概要

名称	リサイクルプラザ（エコプラザ）
所在地	埼玉県白岡市篠津 1279-5
竣工年月	平成25年4月
開館時間	9：00～17：00 水曜日・祝日（振替休日含む）・年末年始（12/29～1/3）は除く
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報の提供</li> <li>・リサイクル品、リユース品の展示及び販売</li> <li>・勉強会や3Rに関する体験講座、「エコプラザまつり」などのイベントの開催</li> <li>・会議室や研修室の貸出</li> </ul>



図2-4 エコプラザの外観

エコプラザでは、ごみとして集められた物の中から再使用可能な物をリユース品として展示販売（抽選方式）の開催や、常時販売を実施しております。

また、構成市のイベントに積極的に参加しています。

【構成市でのイベント参加】

- ①蓮田市 雅楽谷の森フェスティバル「子ども服交換」
- ②蓮田市 子育てでつながろう MiNi フェスタ「おもちゃ交換会」
- ③白岡市 わんぱく商店街「かえっこ」※おもちゃ交換会
- ④白岡市 鯉のぼり事業（ゴールデンウィークイベント）「おもちゃ交換」

【エコプラザまつり】

市民に体験会や様々な取組を通じて3R やエコ活動への関心を深めるエコプラザにて開催するイベントです。様々なイベントの詳細については、当組合が6月、10月に発行している環境センターだよりに掲載されています。



図 2-5 環境センターだより

また、市民が資源物を直接持ち込むことのできる拠点回収場所として、当組合の敷地内にリサイクルステーションを設置しています。

表 2-13 リサイクルステーションの概要

名称	リサイクルステーション
所在地	埼玉県白岡市篠津 1279-5
竣工年月	平成 25 年 4 月
開館時間	毎週日曜日 9：00～16：00 祝日・年末年始（12/29～1/3）は除く
持ち込み方法	資源回収ボックス等が設置されており、市民が無料で自由に持ち込む
取扱い品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞紙、雑誌、布類、段ボール</li> <li>・ペットボトル、ペットボトルキャップ</li> <li>・飲料用缶</li> <li>・紙パック</li> <li>・廃食用油</li> <li>・食品白色トレイ</li> <li>・CD、DVD 類</li> <li>・インクカートリッジ</li> <li>・小型電子機器</li> <li>・パソコン</li> </ul>



図 2-6 リサイクルステーションの外観

## 4. ごみ排出量の現状

### (1) ごみ排出量の推移

#### 1) 組合全体

当組合のごみ排出量の推移は表 2-14 及び図 2-7 に示すとおりです。

総ごみ排出量は、平成 26 年度から平成 30 年度まで減少傾向で推移しており、平成 30 年度の排出量は、33,204t/年となっています。1 人 1 日当たりの排出量は、平成 26 年度から平成 30 年度まで減少傾向で推移しています。

表 2-14 ごみ排出量の推移

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人口	人	114,398	114,639	114,639	114,648	114,294
総ごみ排出量	t	33,852	33,458	33,193	32,935	33,204
収集ごみ量	t	24,685	24,265	23,816	23,820	23,810
直接搬入量	t	7,688	7,979	8,012	7,820	8,159
集団回収量	t	1,479	1,214	1,365	1,295	1,235
1人1日当たりの排出量	g/人・日	810	797	793	787	797

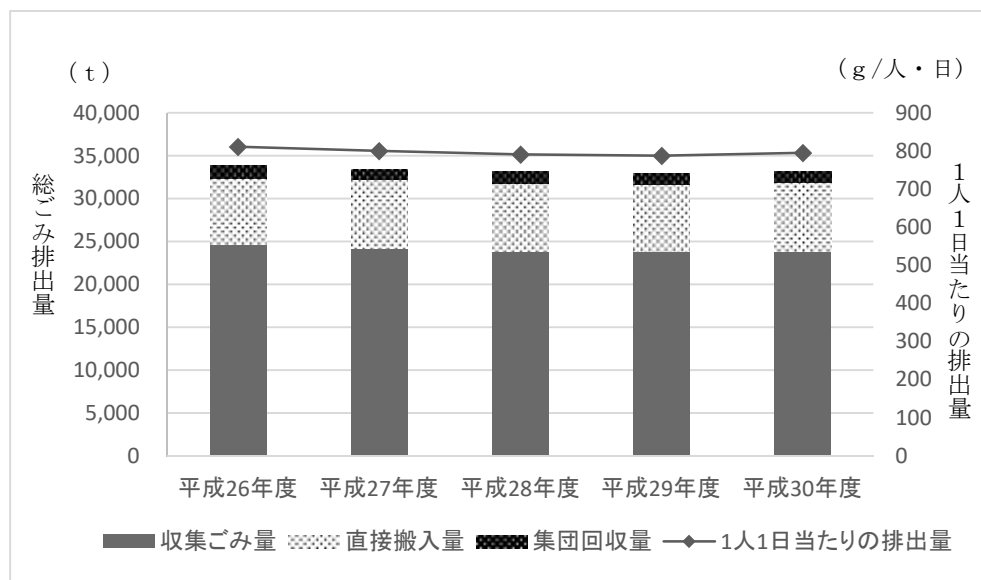


図 2-7 ごみ排出量の推移 (当組合)

## 2) 蓮田市

蓮田市のごみ排出量の推移は表 2-15 及び図 2-8 に示すとおりです。総ごみ排出量は、緩やかな減少傾向で推移しています。1人1日当たりの総排出量は、平成26年度から平成30年度までほぼ横ばいで推移しています。

表 2-15 ごみ排出量の推移（蓮田市）

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人口	人	62,747	62,503	62,310	62,137	61,817
総ごみ排出量	t	18,877	18,726	18,188	18,060	18,213
収集ごみ量	t	13,553	13,241	12,729	12,752	12,786
直接搬入量	t	4,149	4,304	4,332	4,225	4,406
集団回収量	t	1,175	1,181	1,127	1,083	1,021
1人1日当たりの排出量	g/人・日	824	819	800	796	807

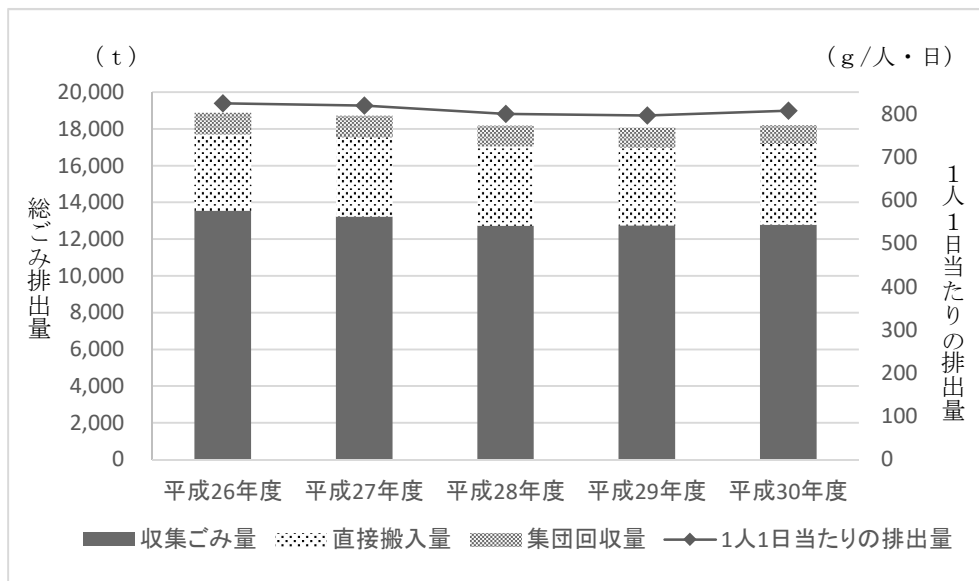


図 2-8 ごみ排出量の推移（蓮田市）

### 3) 白岡市

白岡市のごみ排出量の推移は表 2-16 及び図 2-9 に示すとおりです。総ごみ排出量は、ほぼ横ばいで推移しています。1人1日当たりの総排出量は、横ばい傾向で推移しています。

表 2-16 ごみの排出量の推移（白岡市）

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人口	人	51,651	52,136	52,329	52,511	52,477
総ごみ排出量	t	14,975	14,731	15,007	14,874	14,991
収集ごみ量	t	11,132	11,024	11,087	11,068	11,024
直接搬入量	t	3,539	3,674	3,682	3,594	3,753
集団回収量	t	304	33	238	212	214
1人1日当たりの排出量	g/人・日	794	773	785	776	783

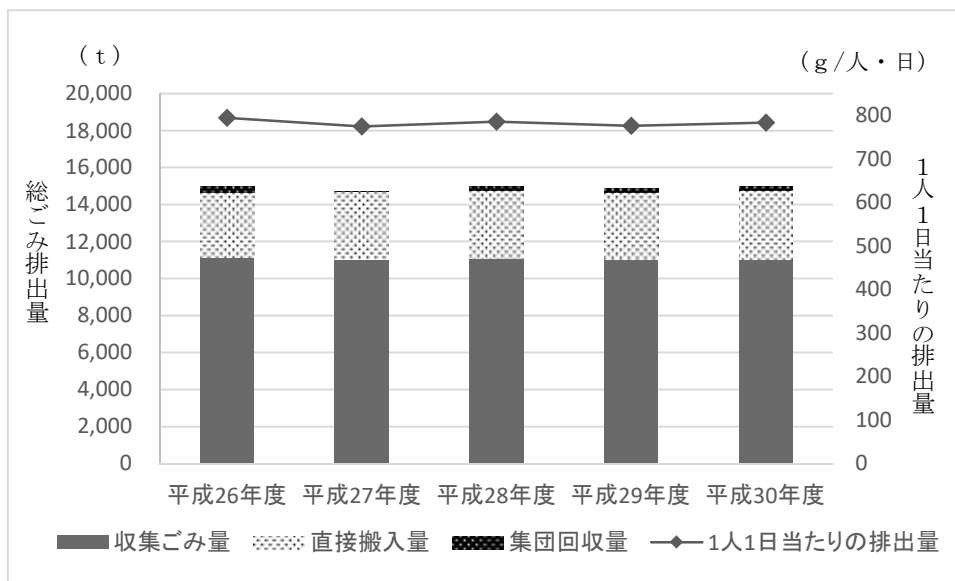


図 2-9 ごみ排出量の推移（白岡市）



## (2) 収集ごみ排出量の推移

収集ごみ排出量の推移を図 2-10、2-11、2-12 に示します。

当組合でみると、収集ごみ排出量は緩やかな減少傾向で推移しています。蓮田市でみると、緩やかな減少傾向で推移しています。白岡市でみると、ほぼ横ばいで推移しています。

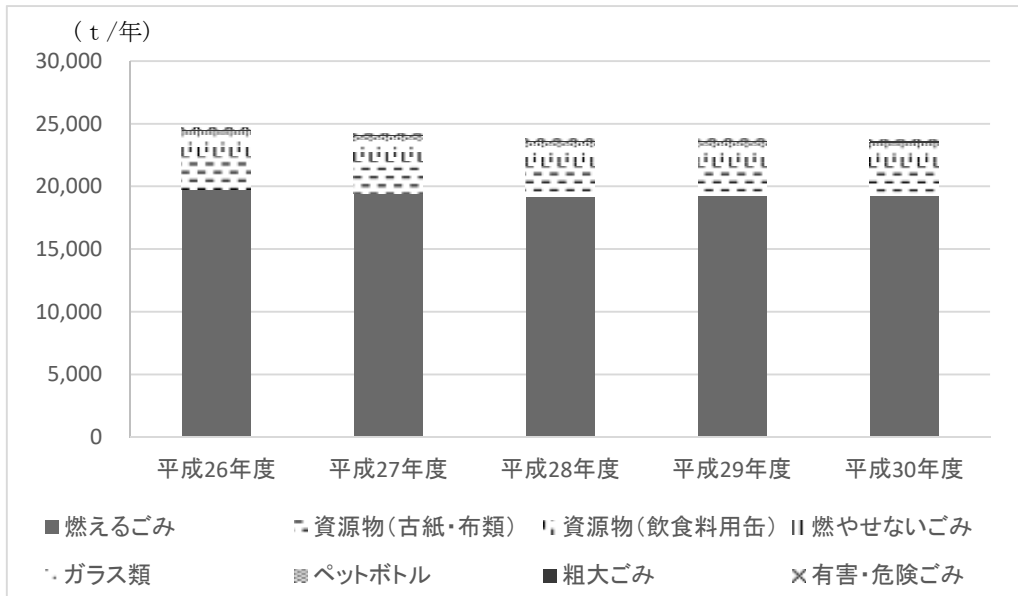


図 2-10 収集ごみ排出量の推移 (当組合)

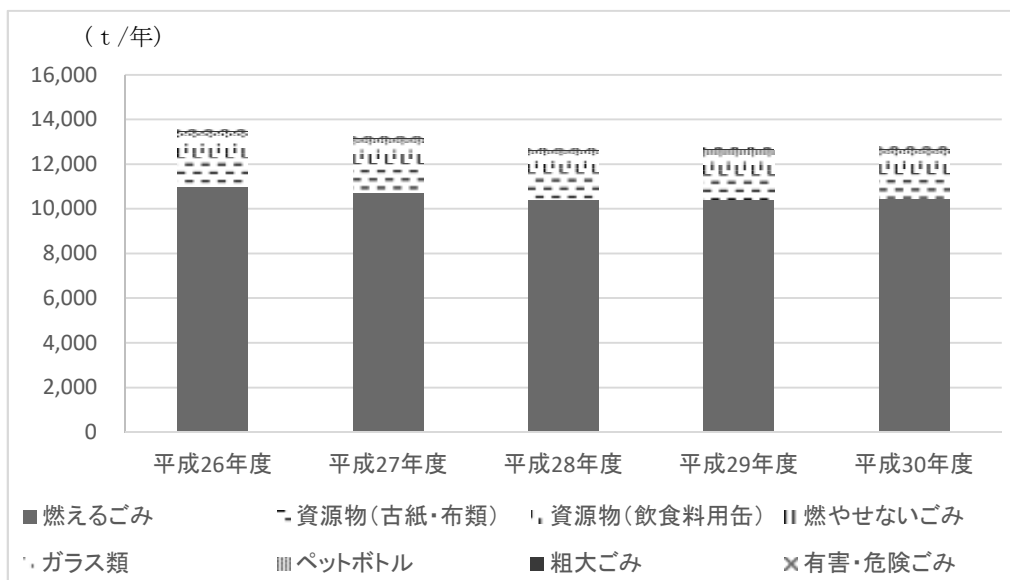


図 2-11 収集ごみ排出量の推移 (蓮田市)

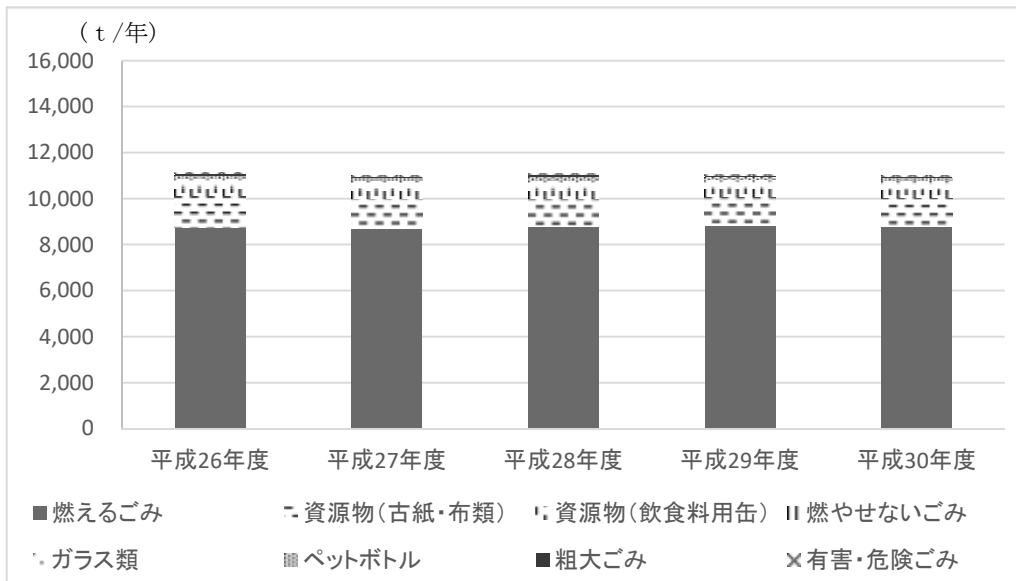


図 2-12 収集ごみ排出量の推移（白岡市）

### (3) 直接搬入排出量の推移

直接搬入排出量の推移を図 2-13、2-14、2-15 に示します。

当組合でみると直接搬入排出量は緩やかな増加傾向で推移しています。

蓮田市でみると、平成 26 年度から平成 27 年度まで緩やかな増加傾向で推移していましたが、平成 28 年度以降はほぼ横ばいで推移しています。白岡市でみると、事業系ごみ発生は、緩やかな増加傾向で推移しています。

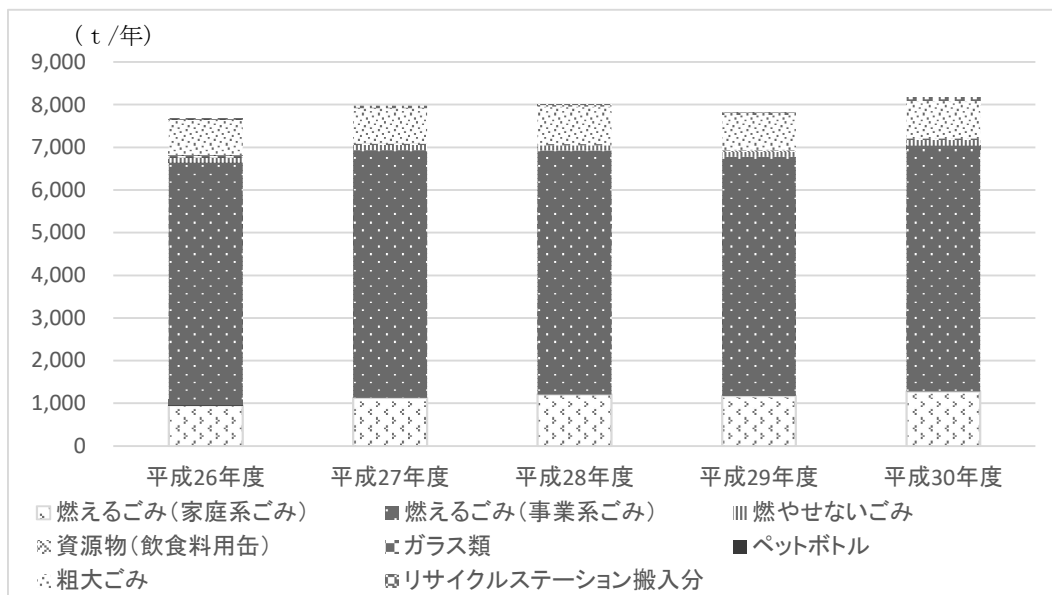


図 2-13 直接搬入排出量の推移（当組合）

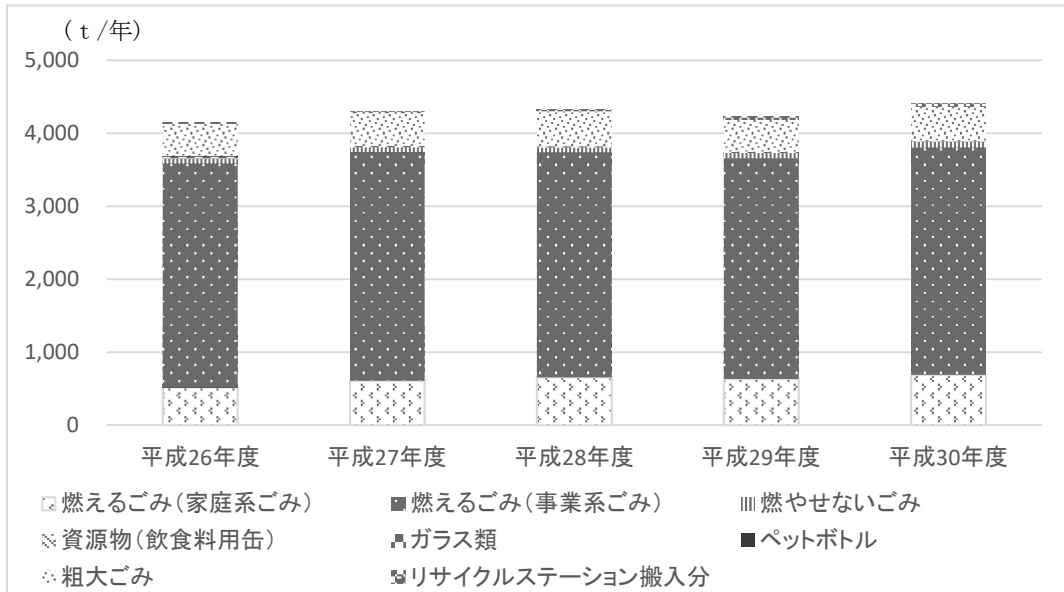


図 2-14 直接搬入排出量の推移(蓮田市)

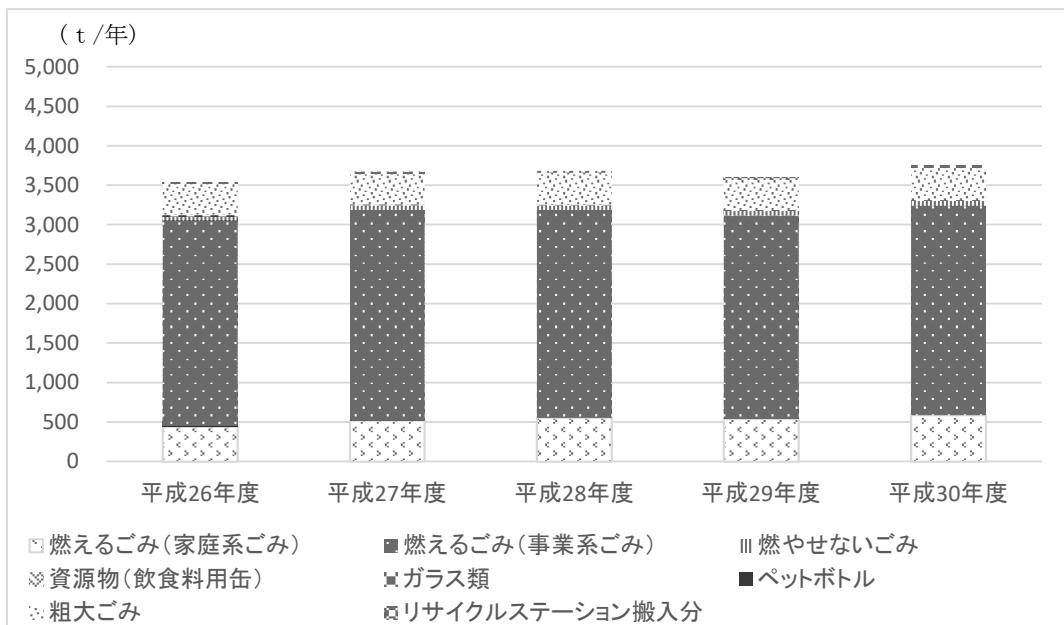


図 2-15 直接搬入排出量の推移(白岡市)

## 5. 中間処理状況

### (1) ごみ焼却施設

構成市から排出された燃えるごみは、当組合のごみ焼却施設で焼却処理を行っています。

焼却施設は全連続燃焼式（ストーカ式）です。焼却処理された焼却残渣のうち、焼却灰とばいじんは、人工砂原料やセメント原料として資源化しており、一部のキレート処理されたばいじん、焼却灰、不燃残渣は埋立処分しています。

表 2-17 ごみ焼却施設の概要

名称	蓮田白岡環境センターごみ焼却施設
所在地	埼玉県蓮田市大字根金 53
竣工年月	平成 7 年 2 月
処理能力	270t/24h (90/24h×3 炉)
処理方式	全連続燃焼式（ストーカ式）
余熱利用設備	場内施設の給湯及び暖房

※平成 29 年 1 月から 1 号炉休炉

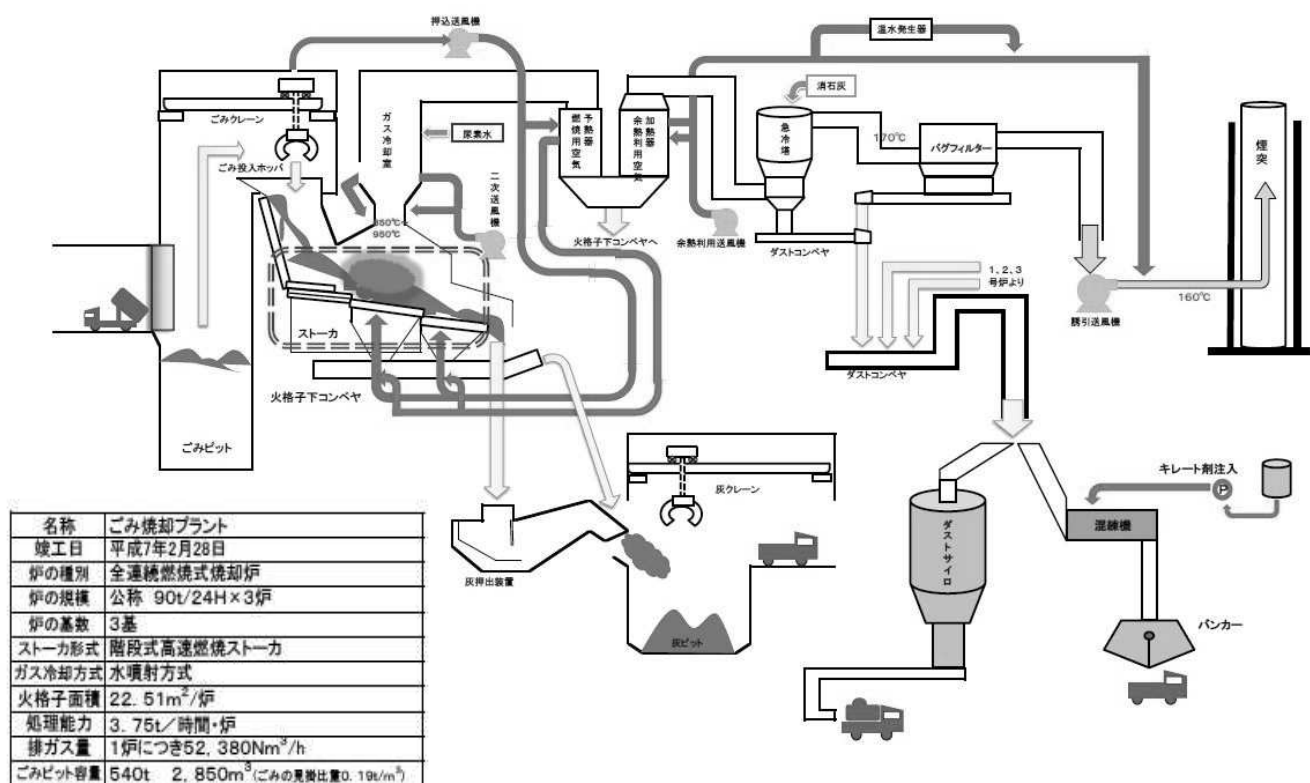


図 2-16 ごみ焼却施設処理フロー

## 1) 処理量

処理量の実績及び推移を表 2-18、図 2-17 に示します。

処理量は大きな変動は見られずほぼ横ばいで推移しており、平成 30 年度の処理量は 26,827t/年となっています。焼却処理による減量化率もほぼ横ばいで推移しています。

表 2-18 処理量の実績

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人口	人	114,398	114,639	114,639	114,648	114,294
焼却処理量	t	26,590	26,513	26,454	26,416	26,827
焼却残渣量	t	3,234	3,033	3,052	3,098	3,079
焼却処理による減量化率	%	87.8	88.6	88.5	88.3	88.5

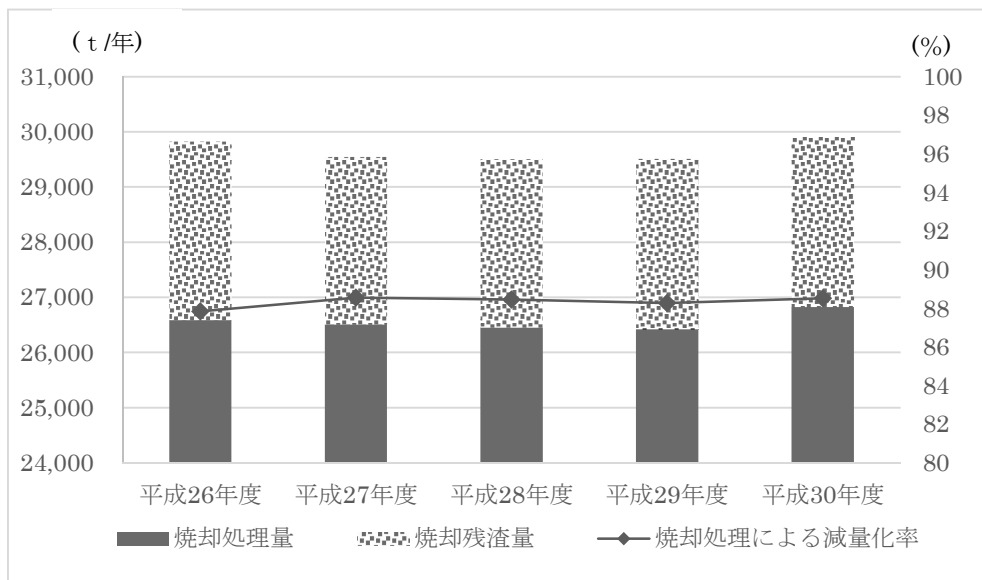


図 2-17 処理量の推移

## 2) ごみ質

ごみ焼却施設で測定されたごみ質は表 2-19、図 2-18、2-19、2-20 に示すとおりです。ごみの組成別では資源化できる紙・布類の割合が一番多く、ごみの成分では、灰分が一番多く、次に水分が多く含まれています。

表 2-19 ごみ質の推移

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
組成	紙・布類	%	38.70	46.30	40.50	38.90
	合成樹脂類	%	27.10	27.30	29.50	22.00
	草木類	%	21.70	13.10	16.50	19.20
	厨芥類	%	6.60	7.80	7.70	13.10
	不燃物類	%	2.40	1.00	0.80	2.00
	その他	%	3.50	4.50	5.10	4.90
成分	水分	%	45.60	41.20	47.70	39.30
	可燃分	%	3.00	6.60	5.80	7.80
	灰分	%	51.50	52.20	46.60	52.90
見掛け比重		kg/m <sup>3</sup>	124	145	142	133

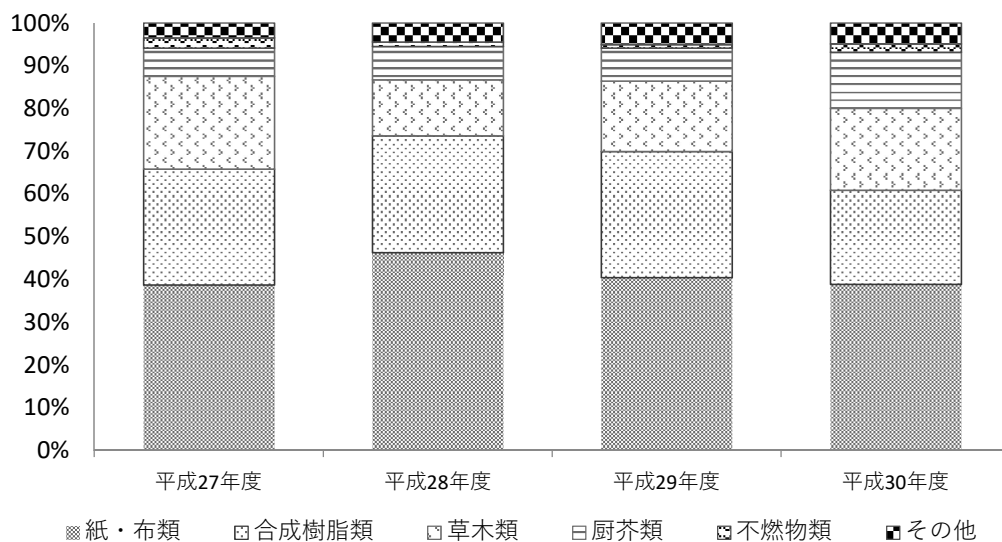


図 2-18 ごみ質の推移 (組成)

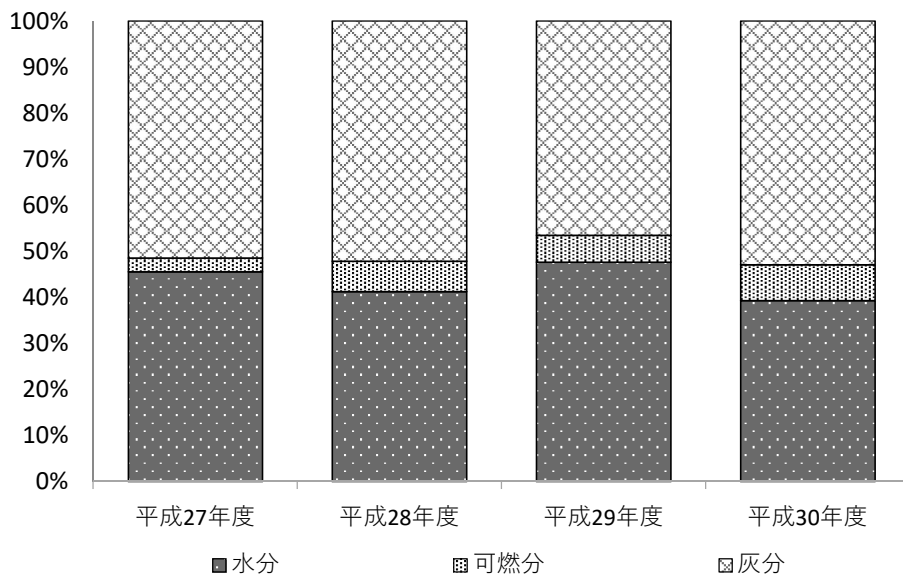


図 2-19 ごみ質の推移 (三成分)

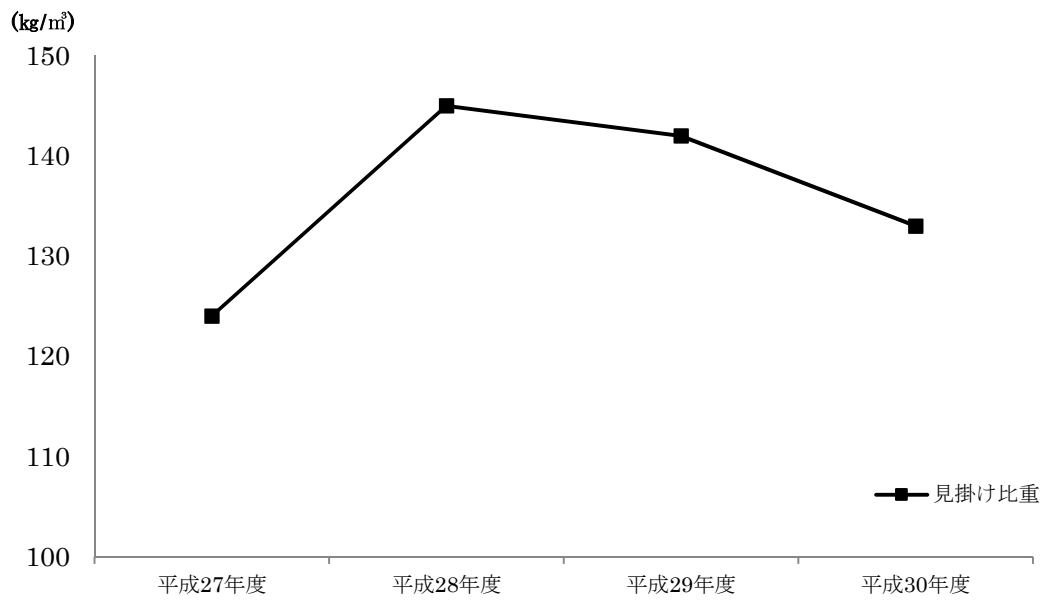


図 2-20 見掛け比重の推移

## (2) 粗大ごみ処理施設

構成市から排出された粗大ごみや燃やせないごみ等は、当組合の粗大ごみ処理施設で破碎・選別等の処理を行っています。処理過程で発生する金属類は回収して資源化し、可燃残渣はごみ焼却施設で焼却処分、不燃残渣は埋立処分されています。

また、タンス、畳、じゅうたん、木の幹等は一軸破碎設備で破碎処理を行います。

表 2-20 粗大ごみ処理施設の概要

名称	蓮田白岡環境センター粗大ごみ処理施設
所在地	埼玉県蓮田市大字根金 53
竣工年月	平成 7 年 2 月
処理能力	36t/5h
処理方式	破碎処理、選別処理
選別項目	鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物

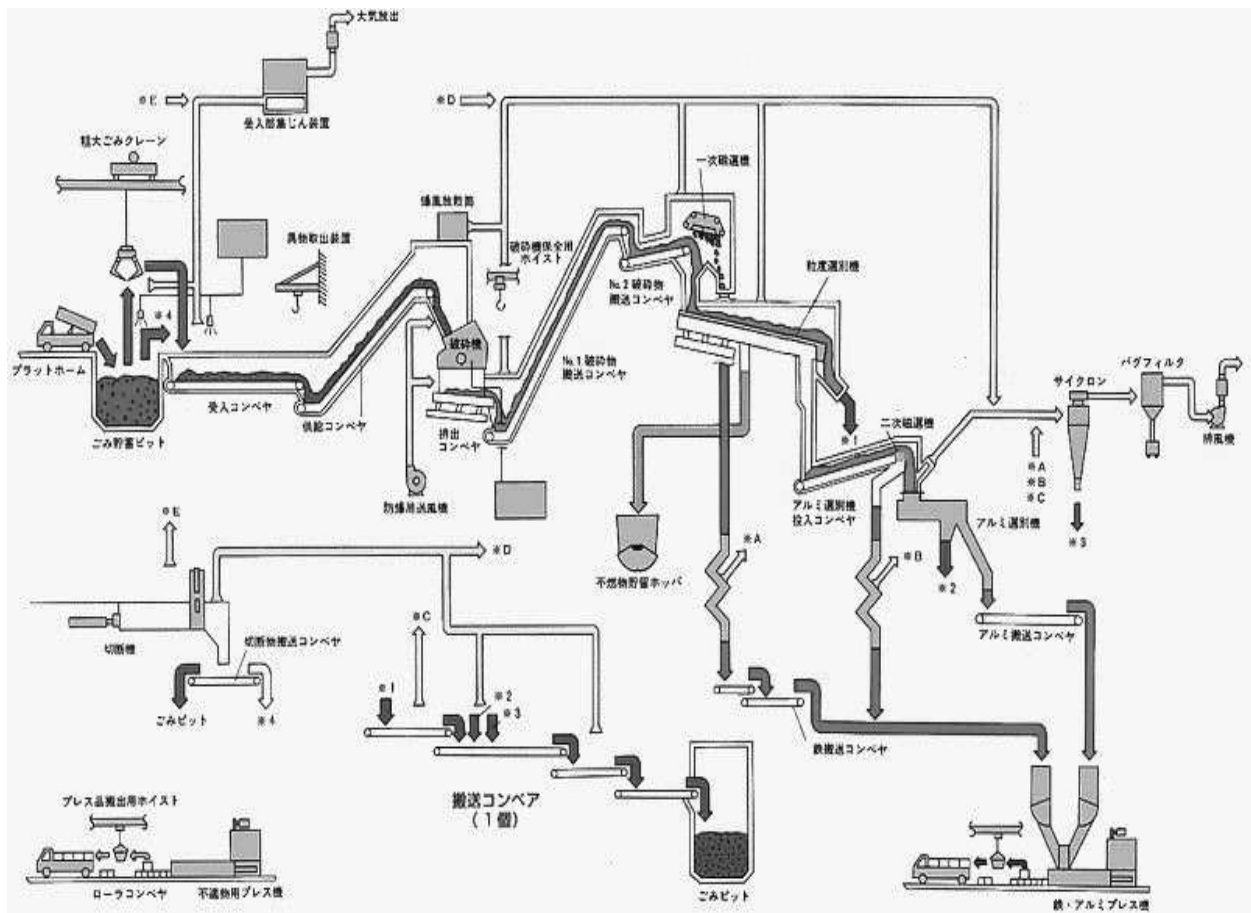


図 2-21 粗大ごみ処理施設処理フロー



表 2-21 一軸破碎設備の概要

名称	蓮田白岡環境センター一軸破碎設備
所在地	埼玉県白岡市篠津 1279-5
竣工年月	平成 16 年 5 月
処理能力	4t/5h
処理方式	破碎処理
破碎対象物	可燃性粗大ごみ（タンス・畳・じゅうたん・直径 20 cm、長さ 1.8mまでの木の幹等）

### 1) 処理量

粗大ごみ処理施設での処理量の実績及び処理量の推移、処理後量の推移を表 2-22、図 2-22、2-23 に示します。

粗大ごみ処理量は、近年増加傾向にあります。内訳を見ると、粗大ごみが増加傾向で推移しています。

表 2-22 処理量・搬出量（処理後量）の実績

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
処理量	t	1,914	1,900	1,938	1,946	2,022
資源物（飲食料用缶）	t	321	310	295	310	305
燃やせないごみ	t	532	540	537	562	578
有害・危険ごみ	t	87	88	92	94	95
粗大ごみ	t	974	962	1,014	980	1,044
搬出量	t	1,517	1,521	1,612	1,620	1,777
資源回収量	t	949	996	974	915	955
可燃残渣	t	446	434	543	619	732
不燃残渣	t	122	91	95	70	68
がれき類	t	—	—	—	16	22

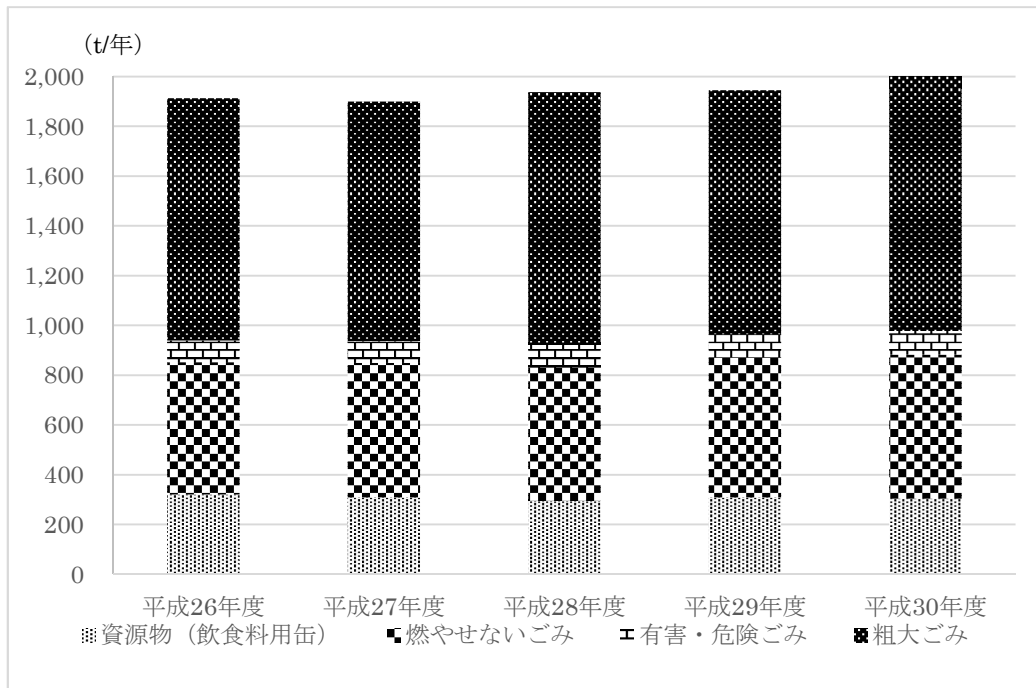


図 2-22 処理量の推移

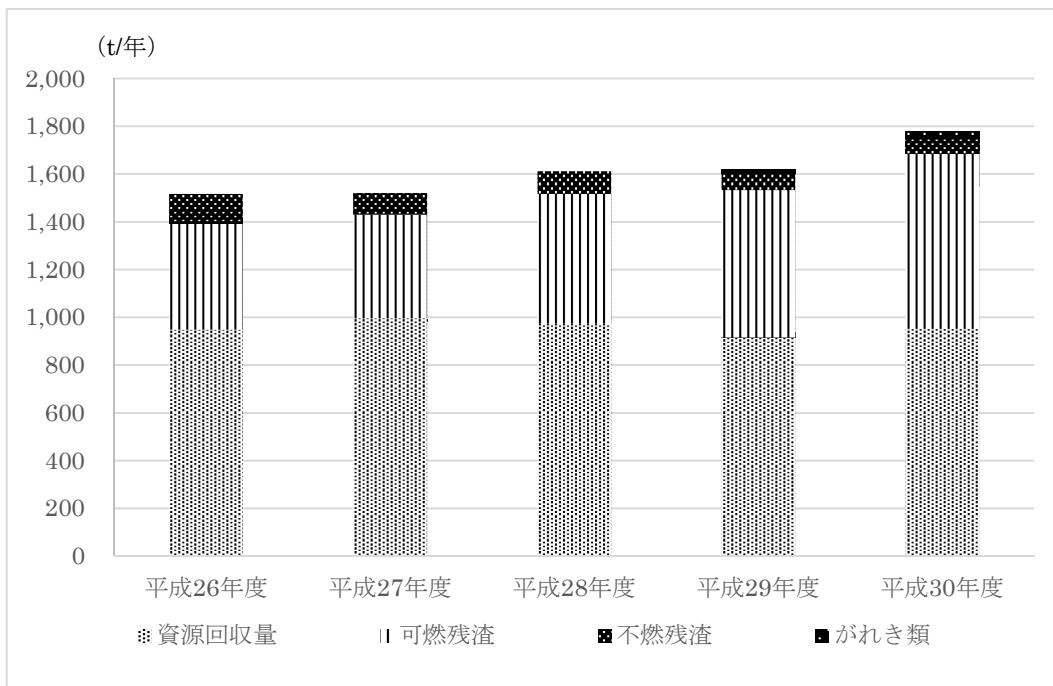


図 2-23 搬出量の推移

### (3) 資源化

資源物は、委託業者による収集のほか、住民が資源物を直接持ち込むことができる拠点回収場所として、当組合の敷地内にリサイクルステーションを設置し、受入れを行っています。

また、焼却処理された後の焼却灰、ばいじん等は、セメント原料、人工砂の減量として資源化を行っています。

表 2-23 リサイクル資源化を行う施設の概要

名称	太平洋セメント(株)熊谷工場	ツネイシカムテックス(株)埼玉工場
所在地	埼玉県熊谷市三ヶ尻 5310	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 250-1
処分対象	焼却灰、ばいじん	焼却灰
利用先	セメント原料	人工砂

#### 1) 資源化量

資源化量、リサイクル率の実績及び推移を表 2-24 及び図 2-24、2-25 に示します。

平成 30 年度の資源化量は 8,516t であり、平成 26 年度から減少傾向が続いています。

ペットキャップ・硬質プラスチック・廃食用油、リサイクルステーション搬入分及びがれき類は、増加傾向で推移しています。

当組合のリサイクル率は、平成 30 年度は 25.6%になっています。平成 26 年度から減少傾向で推移しています。

表 2-24 資源化量の実績

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総ごみ排出量	t	33,852	33,458	33,193	32,935	33,204
資源化量	t	9,328	9,026	8,785	8,681	8,516
集回収量	t	1,479	1,214	1,365	1,295	1,235
可燃ごみ中の資源回収分	t	255	331	255	255	227
資源物(古紙・布類)	t	2,739	2,876	2,636	2,596	2,551
ガラス類	t	1,048	1,022	946	970	878
ペットボトル	t	286	258	251	245	272
粗大ごみ処理施設の資源回収分(有害ごみ・硬質プラスチック)	t	949	917	899	840	885
有害・危険ごみ(乾電池・蛍光灯・スプレー缶・ライター)	t	80	76	72	73	69
ペットキャップ・硬質プラスチック・廃食用油	t	18	30	33	33	31
リサイクルステーション搬入分	t	32	55	52	54	67
焼却灰のセメント原料化等	t	2,442	2,247	2,276	2,304	2,279
がれき類(コンクリートリサイクル)	t	-	-	-	16	22
リサイクル率	%	27.6	27.0	26.5	26.4	25.6

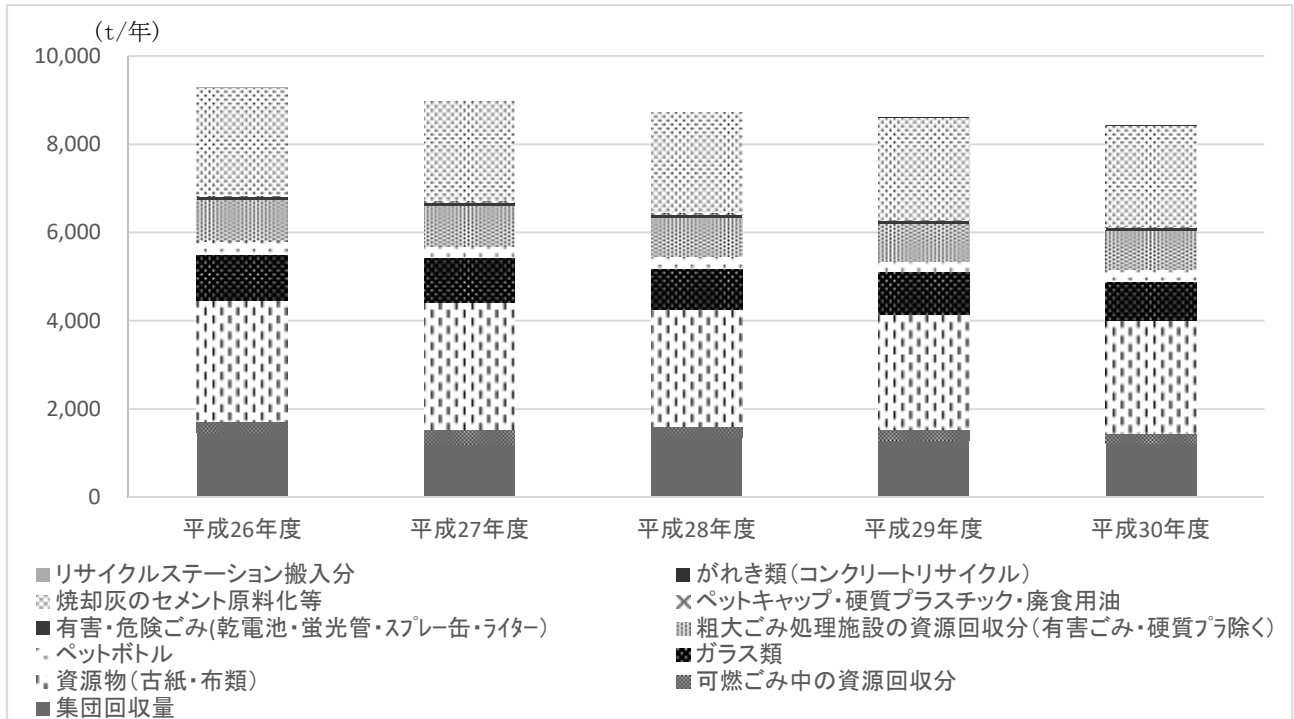


図 2-24 資源化量の推移

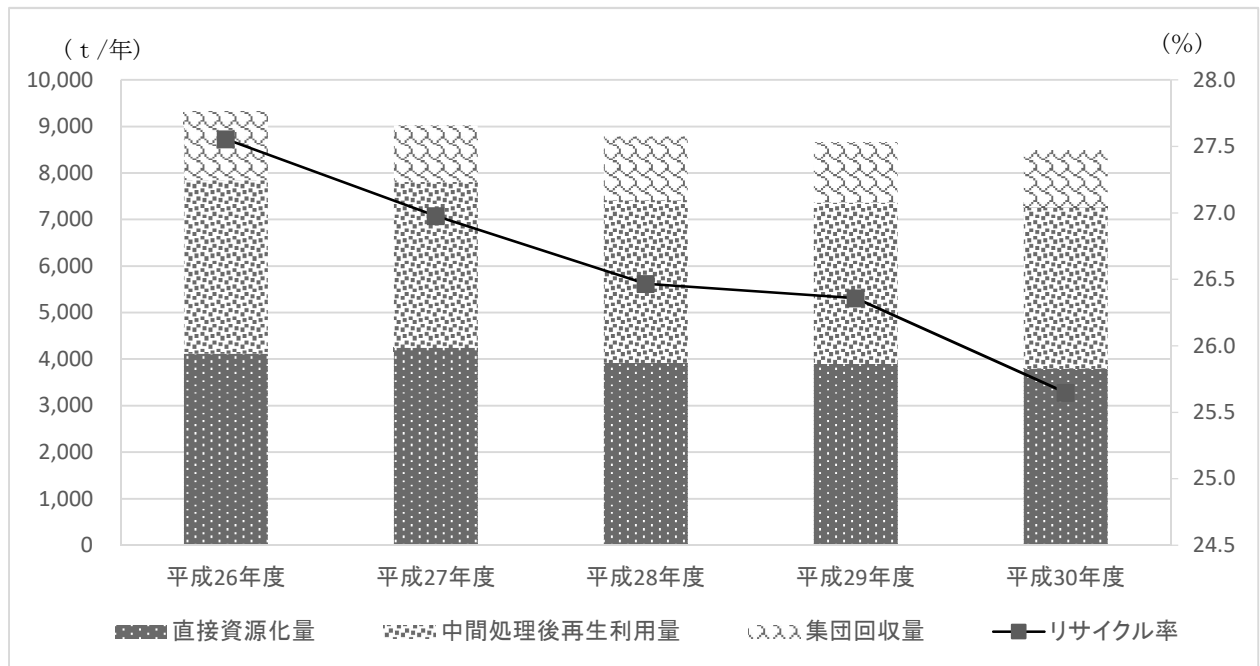


図 2-25 リサイクル率等の推移

※直接資源化量：資源物（古紙・布類）、ガラス、ペットボトル、ペットキャップ・硬質プラスチック・廃食用油、リサイクルステーション搬入分の合計

※中間処理後再生利用：可燃ごみ中の資源回収分、粗大ごみ処理施設の資源化回収分、有害・危険ごみ、焼却灰のセメント原料化等の合計

## 6. 最終処分状況

### (1) 最終処分

当組合では、中間処理に伴い生じた一部の資源化されない焼却残渣、不燃残渣等は、最終処分場にて埋立処分しています。最終処分量は、平成26年度から平成27年度まで減少し、それ以降平成30年度までは、ほぼ横ばいで推移しています。

表 2-25 最終処分場の概要

名称	(株)ウィズウェイストジャパン	埼玉県環境整備センター
所在地	群馬県吾妻郡草津町大字前口字井堀 176-4	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 368
処分対象	焼却灰及びキレート処理されたばいじん	不燃残渣

表 2-26 埋立処分量・最終処分率の実績

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総ごみ排出量	t/年	33,852	33,458	33,193	32,935	33,204
最終処分量	t/年	915	877	871	864	868
焼却残さ	t/年	793	786	776	794	800
不燃残さ、がれき残渣	t/年	122	91	95	70	68
最終処分率	%	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6

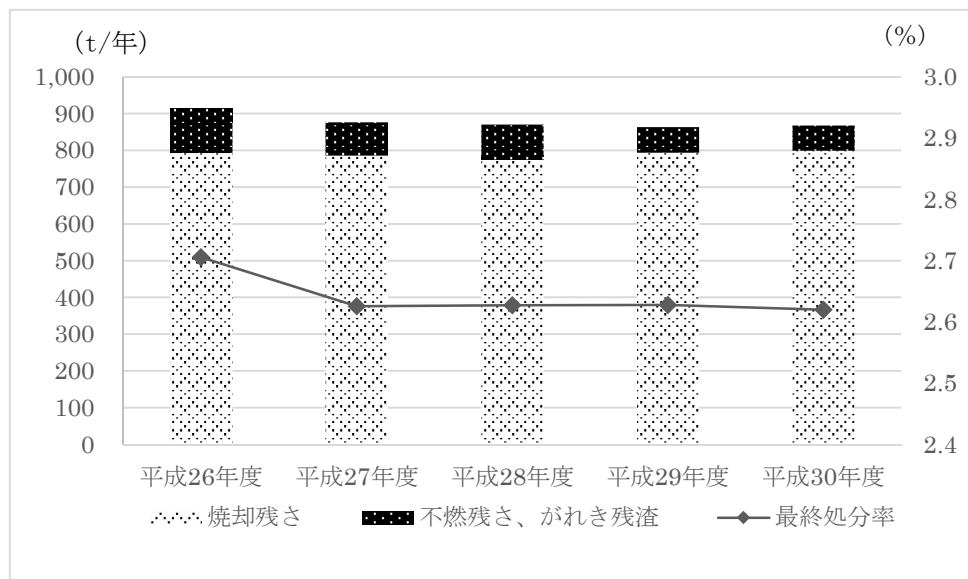


図 2-26 最終処分量・最終処分率の推移

## 7. ごみ処理費用

### (1) ごみ処理費用

当組合におけるごみ処理に要した費用は、表 2-27 に示すとおりです。ごみ処理費用（衛生費）は、平成 30 年度は年間約 1,078,468 千円かかっており、構成市の市民 1 人あたりに換算すると 9,436 円/人となっています。

表 2-27 ごみ処理費用の実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総務費	千円	338,030	400,866	444,589	571,018	369,913	375,262	380,977	365,706	330,419	340,173
衛生費	千円	933,528	931,149	1,022,452	968,016	1,467,795	1,814,742	1,617,198	1,128,620	1,088,723	1,078,468
(人口)	人	114,289	114,461	114,382	114,291	114,336	114,398	114,639	114,639	114,648	114,294
(1人あたりのごみ処理費用)	円/人	8,168	8,135	8,939	8,470	12,838	15,863	14,107	9,845	9,496	9,436
公債費	千円	294,339	103,300	103,201	103,875	104,752	106,887	104,753	125,561	112,601	142,310
予備費	千円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会費	千円	1,092	1,042	1,055	1,051	1,068	1,598	1,259	1,285	1,316	1,488
合計	千円	1,566,989	1,436,357	1,571,297	1,643,960	1,943,528	2,298,489	2,104,187	1,621,172	1,533,059	1,562,439

## 8. 県内自治体との比較検討

当組合のごみ処理状況を環境省の一般廃棄物処理実態調査（平成 29 年度）実績に基づき、埼玉県内各自治体と比較し、評価した結果を示します。

### （1）ごみ排出量

当組合及び埼玉県内各自治体のごみ排出量原単位、家庭ごみ排出量原単位、事業系ごみ排出量原単位を示します。当組合のごみ排出量原単位は 787g で、図 2-27 に示す位置にあり、埼玉県内では少ない状態にあります。また、家庭ごみ排出量原単位は、569g で、図 2-28 に示す位置にあり、他自治体よりも少なく、事業系ごみ排出量原単位は 187g で、図 2-29 に示す位置にあり、平均的な値となっています。

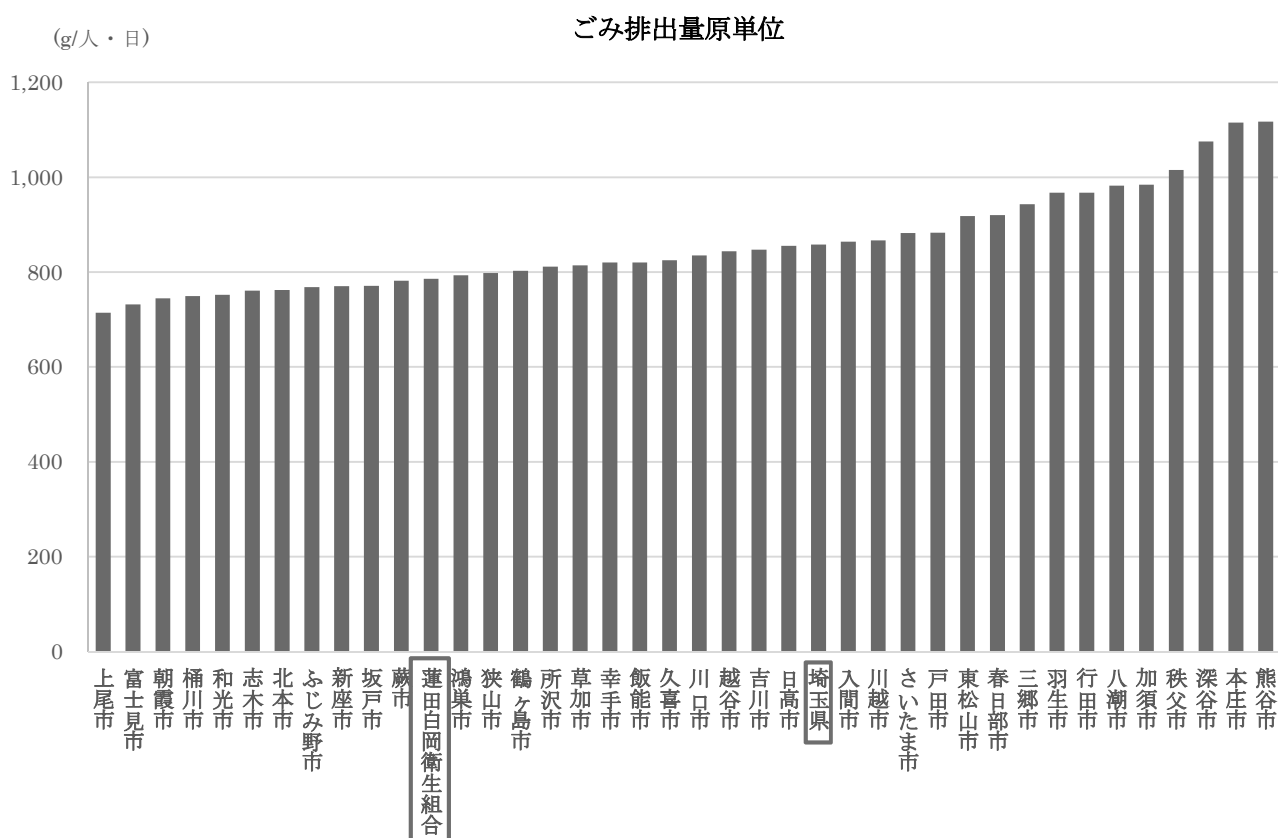


図 2-27 埼玉県内各自治体のごみ排出量原単位

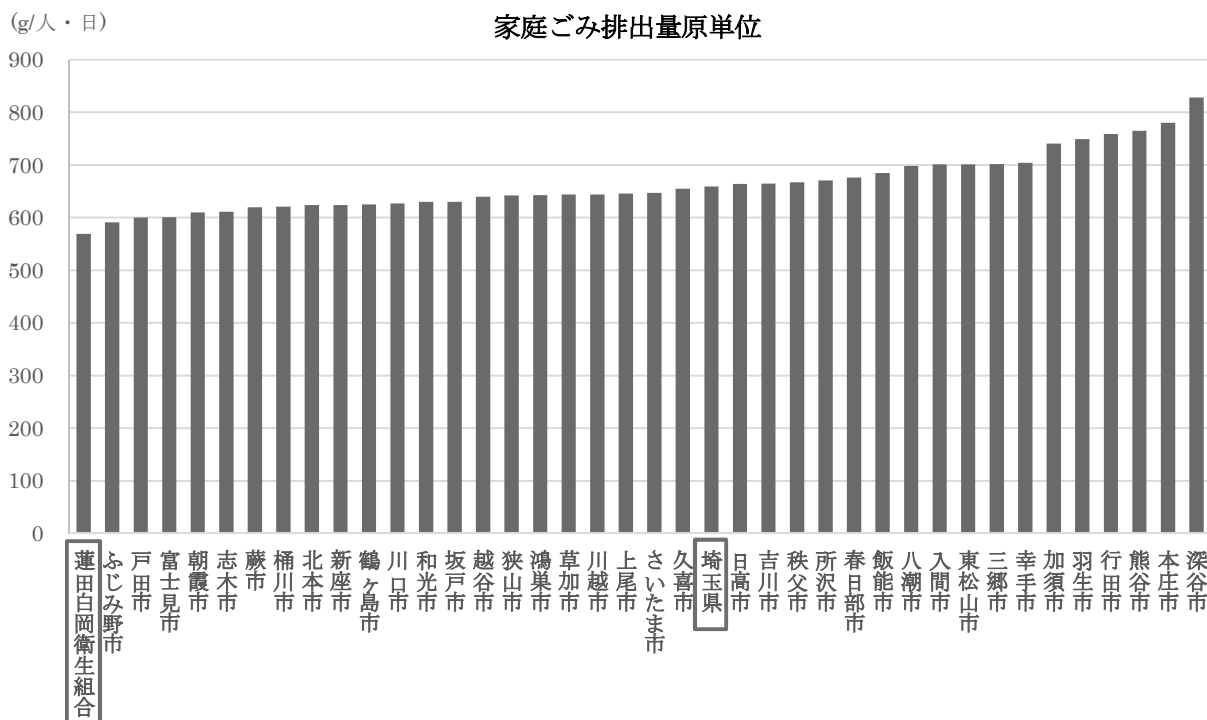


図 2-28 埼玉県内各自治体の家庭ごみ排出量原単位

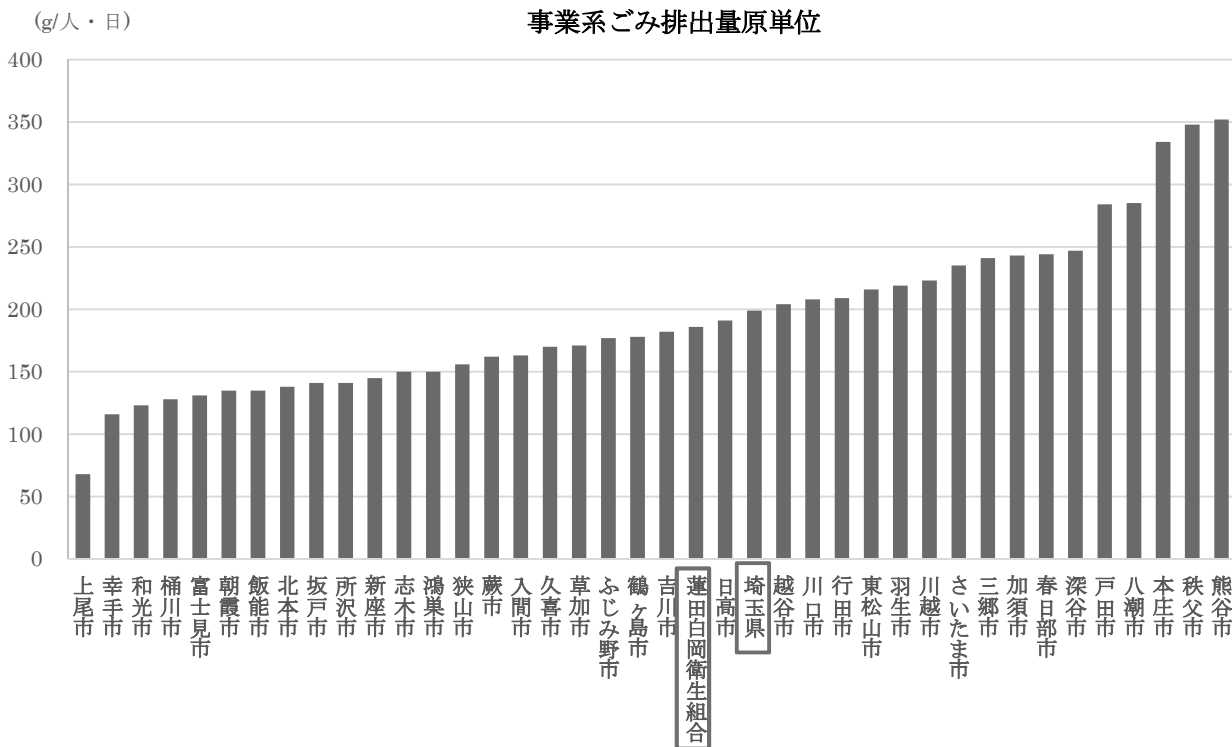


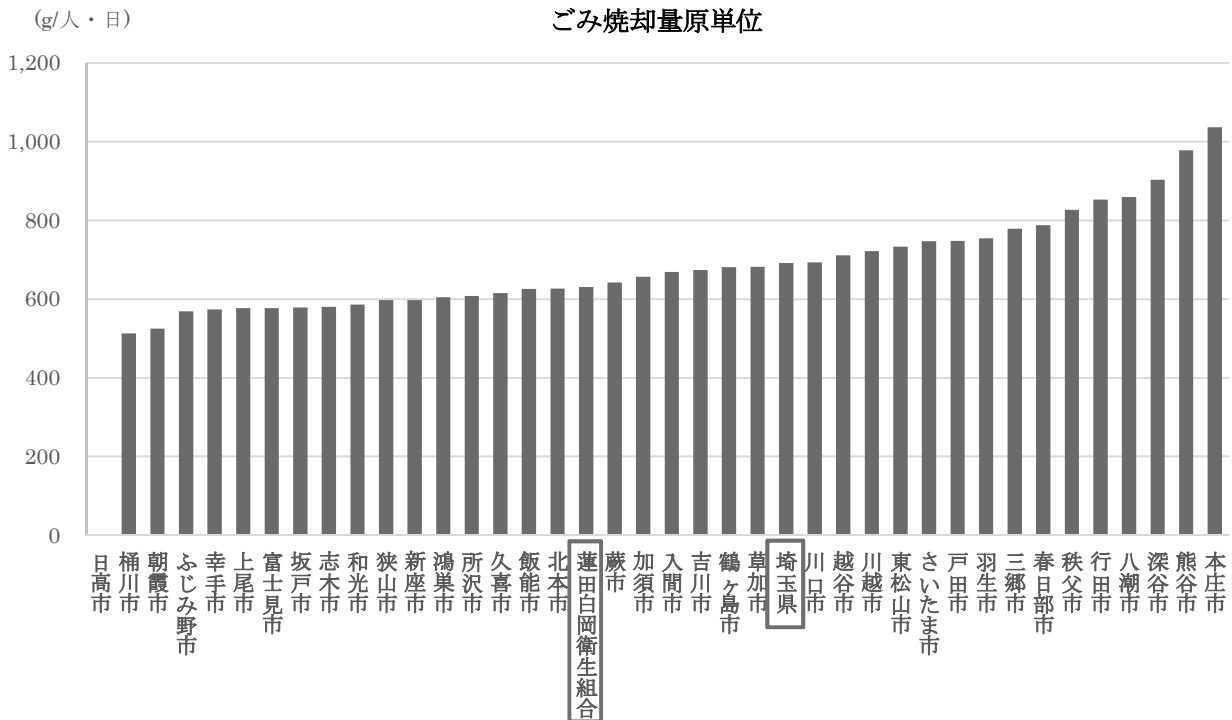
図 2-29 埼玉県内各自治体の事業系ごみ排出量原単位



## (2) ごみ処理状況

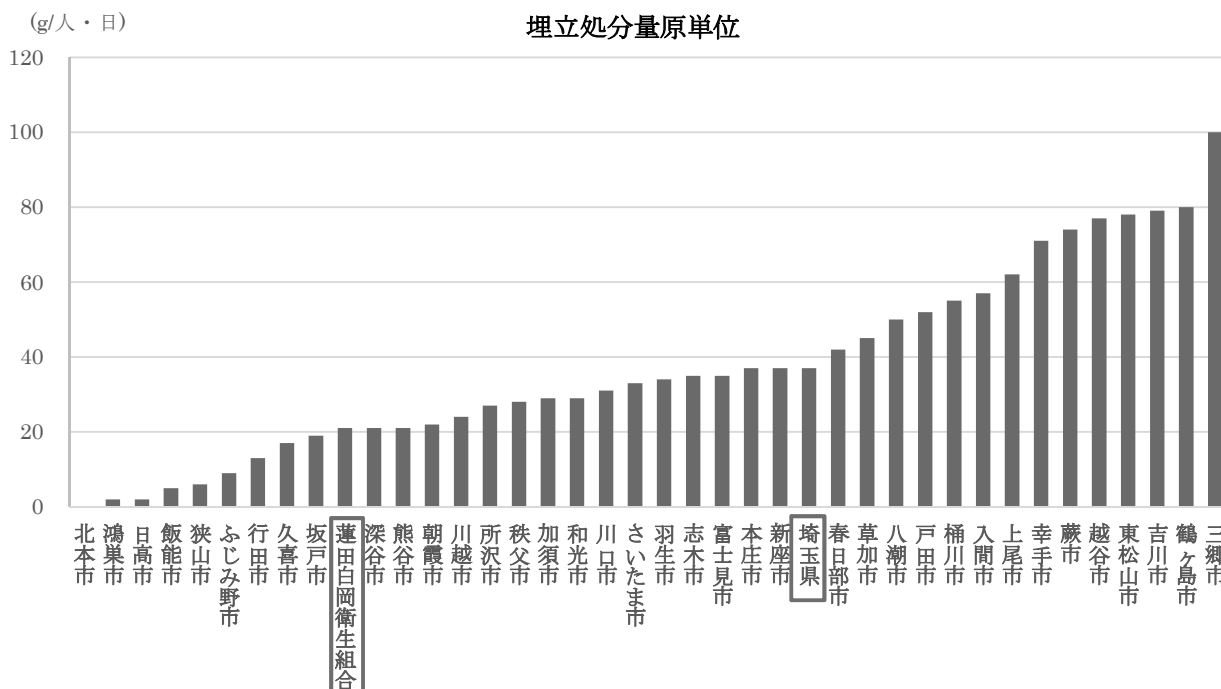
当組合及び埼玉県内各自治体のごみ焼却量原単位、埋立処分量原単位を示します。

当組合のごみ焼却量は 631g で、図 2-30 に示す位置にあり、県内で平均的な値となっています。埋立処分量原単位は 21g で、図 2-31 に示す位置にあり、県内で小さい値となっています。



※日高市は、民間事業者への委託により資源化处理を行っているため、数値はなしとなっています。

図 2-30 埼玉県内各自治体の焼却量原単位



※北本市は、民間事業者への委託により資源化処理を行っているため、数値はなしとなっています。

図 2-31 埼玉県内各自治体の埋立処分量原単位

### (3) ごみ資源化量

当組合及び埼玉県内各自治体の資源化量原単位を示します。

当組合の資源化量原単位は、207 g で、図 2-32 で示す位置にあり、県内では平均的な値になっています。

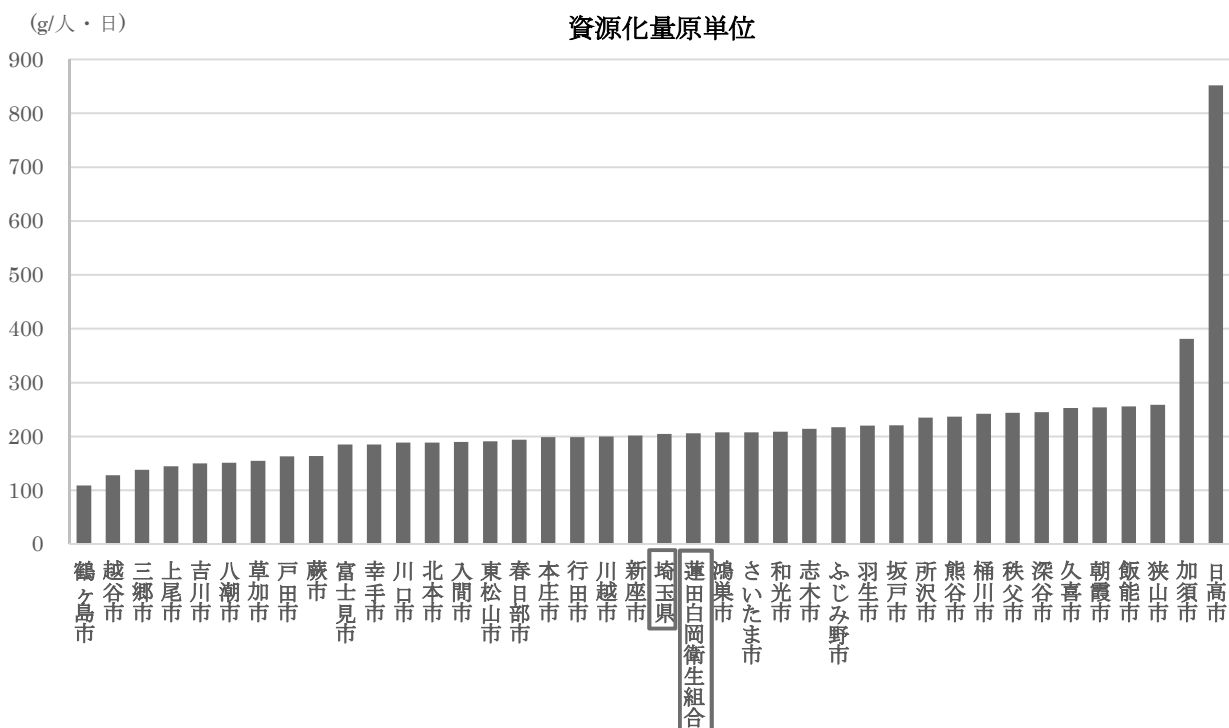


図 2-32 埼玉県内各自治体の資源化量原単位

## 9. ごみ処理の課題の整理

### (1) ごみの発生に関する課題

分別の徹底やごみの発生抑制の推進により「総ごみ排出量」、「家庭ごみ排出量」、「燃えるごみ量」、「資源物量」は減少傾向にありますが、「事業系ごみ排出量」は増加傾向にあります。

循環型社会の更なる推進のためには、ごみにしない買い物、不用品にしない修理及び生ごみの水切りを促進するための取組など、ごみの発生抑制を更に進めていく必要があります。

特に、事業者に対しては、排出削減及び適正排出について指導を行い、事業系ごみの排出抑制を進めていく必要があります。

### (2) 中間処理に関する課題

組成分析の結果、紙・布類の資源物が依然として燃えるごみに多く含まれているため、更なる分別の徹底が求められています。

### (3) 最終処分に関する課題

全国的に最終処分場の確保が難しくなっている状況から、埋立処分に依存しない処理システムの構築を目指し、処理の過程で発生する焼却灰等については、可能な限り資源化を進めています。また、最終処分量は、平成24年から焼却灰（ばいじん）のキレート処理を始めたことにより増加していますが、今後は削減の取組が求められます。

また、焼却灰の安定的な処理体制確保のため、埋立処分も含め複数の処理方法及び処理委託先の確保などが必要となります。

## 第 2 節 前計画の進捗状況

前回の「一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 3 月策定）において、以下のように一般廃棄物処理目標を設定しています。

### ■減量化目標

市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量を、現状（平成 25 年度実績 819g/人・日）に対して、令和 6 年度までに 780g/人・日に減量化する。

39g 減少（4.76%）

### ■資源化目標

廃棄物から資源回収率（リサイクル率）を現状（平成 25 年度実績 28.0%）に対して、令和 6 年度までに 34.5%へ向上させる。

6.5 ポイント増（23.2%）

### ■埋立処分量の削減目標

埋立処分量を、現状（平成 25 年度実績 690 t）に対して、令和 6 年度までに 575 t に減少させる。

115 t 減少（16.7%）

前計画の計画期間は、平成 26 年度から令和 6 年度までです。ここでは令和 6 年度の目標値に対し、実績データの推移と照らし合わせ、これまでの進捗状況について表 2-28、図 2-33、2-34、2-35 に整理しました。

表 2-28 前計画の目標値と進捗状況

区分	実績		目標値
	平成 26 年度	平成 30 年度	令和 6 年度
1 人 1 日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	810	797	780
資源化量 (%)	27.6	25.6	34.5
埋立処分量 (t)	915	868	575

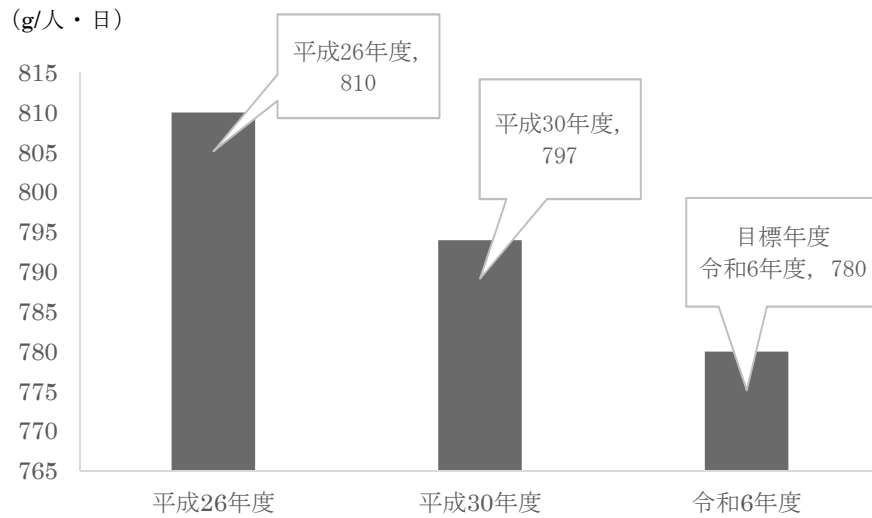


図 2-33 1人1日当たりのごみ排出量（実績と目標）

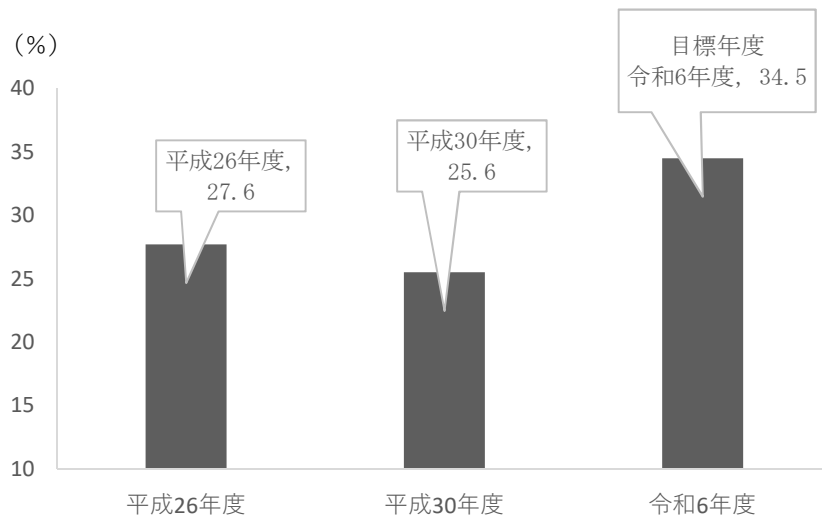


図 2-34 資源化量（実績と目標）

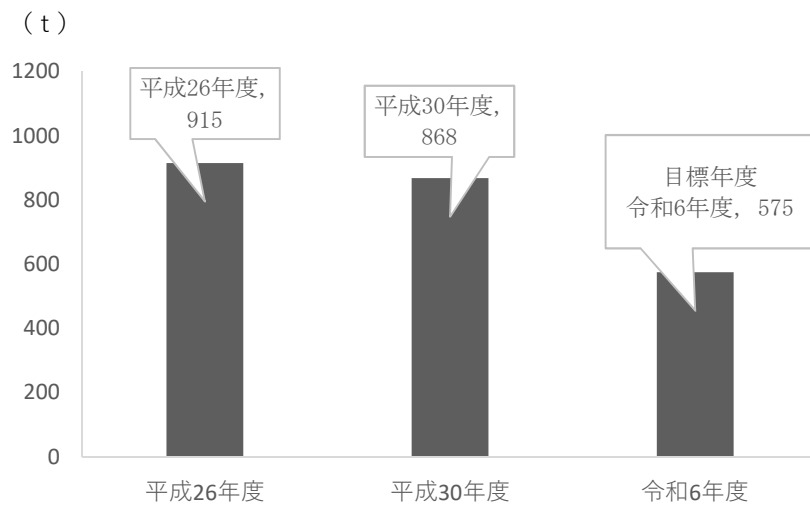


図 2-35 埋立処分量（実績と目標）

### 第3節 基本目標

将来にわたる社会の持続的な発展と良好な環境を維持していくためには、従来の社会経済活動や生活様式のあり方を見直し、環境負荷の抑制に努める必要があります。

このため、国は平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、廃棄物の発生・排出を抑制し、環境への負荷の少ない『循環型社会』の実現に取り組むこととしました。

また、埼玉県は、平成28年度に「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、将来像及び県内の廃棄物処理の基本目標や目標実現のために具体的な施策を定めました。

構成市でも廃棄物問題を重視しており、「第5次蓮田市総合振興計画」及び「第5次白岡市総合振興計画」において、ごみの減量と適正処理に基づく循環型社会の構築を目指すことをそれぞれの計画の重要な目標としています。

これらの目標を受けて、ごみ処理基本計画の基本目標については前計画の基本目標を踏襲し、以下のとおり示します。

この目標は、市民・事業者・行政が共通の認識のもとでそれぞれの立場において、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することにより、実現を目指すものとします。

持続可能な循環型社会の推進

## 第4節 基本方針

私たちが目指す循環型社会を実現するためには、今後もごみの発生を抑え、更なる資源化を推進していく必要があります。そのためには、廃棄物をめぐる社会状況の変化、市民の意識やライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえた中で、市民・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における施策の取組が求められます。

そこで基本方針を以下のように定め、構成市及び当組合が連携しながら、各方針に沿った施策を推進します。

### 基本方針Ⅰ：3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

市民・事業者一人ひとりが環境意識を持ち、ごみにしない、ごみを出さない『発生抑制（リデュース）』、不要となったものをできる限り繰り返し使う『再使用（リユース）』、不要となったものは資源として分別し『再生利用（リサイクル）』する行動を実践します。

また、燃えるごみの処理においては、可能な限り熱回収を行うなど循環利用に取り組み、エネルギーの有効活用を推進します。処理の過程で発生する焼却灰等の資源化を進め、最終処分場に依存しない処理システムの構築を目指します。

- 市民・事業者・行政の協働による3R行動の促進
- エネルギーの有効活用 等

### 基本方針Ⅱ：安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進

ごみの収集運搬、中間処理、最終処分に当たっては、発生する環境負荷をできる限り軽減するとともに、ごみ処理に関する市民サービスの充実や環境美化を推進します。

また、災害時などにおける迅速な公共衛生に向けたごみ処理体制の整備に努めます。

- 適正な分別の促進
- 環境負荷の少ないごみ処理の実施
- ごみ処理に関する市民サービスの充実
- 環境美化の推進
- 災害時などのごみ処理体制整備 等

### 基本方針Ⅲ：循環型社会づくりに向けた協働の推進

循環型社会を実現するためには、市民・事業者・行政の3者がごみや環境問題に対して正しく認識し、それぞれが環境に配慮した生活や事業活動を営むとともに、3者が協働してごみの減量、資源の有効活用、適正処理を進める必要があります。

そのために、環境学習を推進します。また、広報・啓発や指導を充実させるとともに、情報の共有化を図ります。

- 環境学習の推進
- 積極的な啓発・PRの実施
- 環境に配慮した生活や事業活動の促進
- エコプラザの効率的な運営 等



(3Rについて・環境問題講座) エコプラザにて



小学生の環境センター工場見学



## 1. ごみ発生量の予測（現状推移した場合）

### （1）ごみ排出量の予測

平成 26 年から平成 30 年の実績を基に、現状のまま推移した場合の将来のごみの排出量の予測を表 2-29 に示します。

表 2-29 ごみ排出量の予測

(t/年)

区分	実績		予測値	
	平成26年度	平成30年度	令和6年度	令和11年度
人口	114,398	114,294	112,811	110,912
計画ごみ処理量	32,373	31,969	30,228	29,036
収集ごみ量	24,685	23,810	23,205	22,469
燃えるごみ	19,751	19,276	18,786	18,190
資源物（古紙・布類）	2,739	2,410	2,349	2,274
資源物（飲料缶）	321	305	297	288
燃やせないごみ	419	434	423	410
ガラス類	953	846	824	798
ペットボトル	285	286	279	270
粗大ごみ	130	158	154	149
有害・危険ごみ	87	95	93	90
直接搬入量	7,688	8,159	7,023	6,567
燃えるごみ（家庭系ごみ）	961	1,281	1,147	1,074
燃えるごみ（事業系ごみ）	5,687	5,765	4,909	4,580
燃やせないごみ	113	144	123	114
資源物（飲料用缶）		4	3	3
ガラス類	47	12	10	10
ペットボトル	4	—	—	—
粗大ごみ	844	886	754	704
リサイクルステーション搬入分	32	67	77	82
集回収量	1,479	—	—	—
総ごみ排出量	33,852	31,969	30,228	29,036

平成 30 年度に対する令和 11 年度のごみの排出量は、収集ごみ量は、約 5.6%減少し、直接搬入量は、約 19.5%減少します。

総ごみ排出量としては、約 9.2%の削減になります。

## (2) ごみ原単位の予測

現状のまま推移した場合のごみの原単位予測を表 2-30 に示します。

表 2-30 ごみ原単位の予測

(g/人・日)

区分	実績		予測値	
	平成26年度	平成30年度	令和6年度	令和11年度
人口	114,398	114,294	112,811	110,912
1人1日当たりの総排出量	810	767	755	744
収集ごみ	591	571	565	560
直接搬入	184	196	190	184
集団回収	35	—	—	—

※平成 30 年度の実績値は、集団回収を除いています。

平成 30 年度に対し、令和 11 年度の 1 人 1 日当たりの総排出量原単位は、約 3.0% 減少します。収集ごみの排出量原単位は、約 1.9% 減少し、直接搬入は、約 6.1% 減少します。

## (3) 最終処分率の予測

現状のまま推移した最終処分率予測を表 2-31 に示します。

表 2-31 最終処分率の予測

(t/年)

区分	実績		予測値	
	平成26年度	平成30年度	令和6年度	令和11年度
総ごみ排出量	33,852	33,204	30,228	29,036
最終処分量	915	868	805	771
焼却残渣	793	800	743	712
不燃残渣・がれき残渣	122	68	62	59
最終処分率	2.7%	2.6%	2.7%	2.7%

平成 30 年度に対し、最終処分量は約 11.2% 減少します。最終処分率は、0.1% 増加します。





## 2. ごみの進行管理目標

### (1) 目標値設定方針

本計画における計画目標年度におけるごみの進行管理目標について、以下のとおり具体的な目標値を設定し、ごみ減量・資源化・最終処分量の削減を推進します。

なお、本計画の基準年度は以下のとおりとします。

■目標年度：令和11年度■

#### ◆減量化目標

市民一人当たりのごみ排出量を、現状（平成30年度実績 767g/人・日）に対して、中間目標年度（令和6年度）までに 749g/人・日に減量化することを目指します。

計画目標年度である令和11年度には 738g/人・日（目標値）に減量化することを目指します。

◎平成30年度より 29g 減量◎

#### ◆資源化目標

廃棄物からのリサイクル率を、現状（平成30年度実績 22.8%）に対して、計画目標年度（令和11年度）までに 25.3%へ向上することを目指します。

◎平成30年度より 2.5 ポイント向上◎

#### ◆最終処分量目標

最終処分量を、現状（平成30年度実績 868 t）に対して、計画目標年度（令和11年度）までに 769 t へ減少させることを目指します。

◎平成30年度より 99 t 減量◎

### 1) 減量化目標

本計画においては、現状の発生排出抑制に関するごみ減量施策を継続的に取り組むことで、ごみの排出量の減量化を進めます。具体的には、ごみ発生・排出量を以下のとおり定め、本目標の達成を目指します。

更なる減量化を推進することにより  
738g/人・日を目標とする。

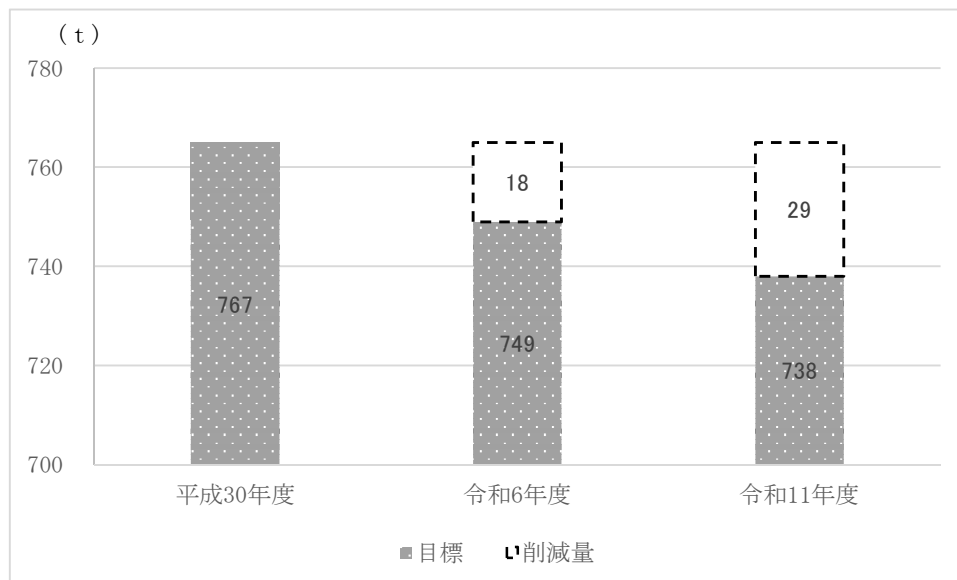


図 2-36 減量化目標

## 2) 資源化目標

本計画においては、これまで実施してきた資源化に関する取組を継続的に実施することに加え、ごみとして排出される紙ごみやその他資源物の分別強化を行うことで、ごみ減量が進展する中でも資源化に努め、以下のとおり定める目標値の達成を目指します。

また、再利用（リユース）品を収集及び提供する「エコプラザ」の活用を図ります。

ごみとして排出される紙ごみの分別資源化を進め、2.5ポイント向上を目標とする。

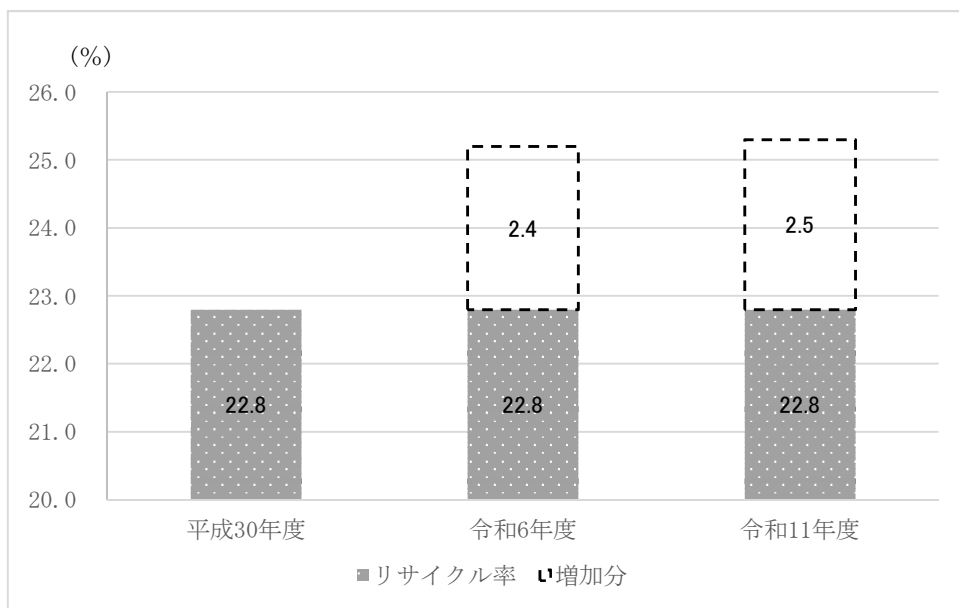


図 2-37 資源化目標

### 3) 最終処分量目標

本計画においては、ごみ排出削減や資源化に関する取組を継続的に進めることにより、以下に定める最終処分量目標の達成を目指します。

また、今後も焼却灰のリサイクルを継続・推進し、最終処分量を減らす努力をします。

ごみ排出削減、資源物の分別強化を進め、  
99 t 減量を目指す。

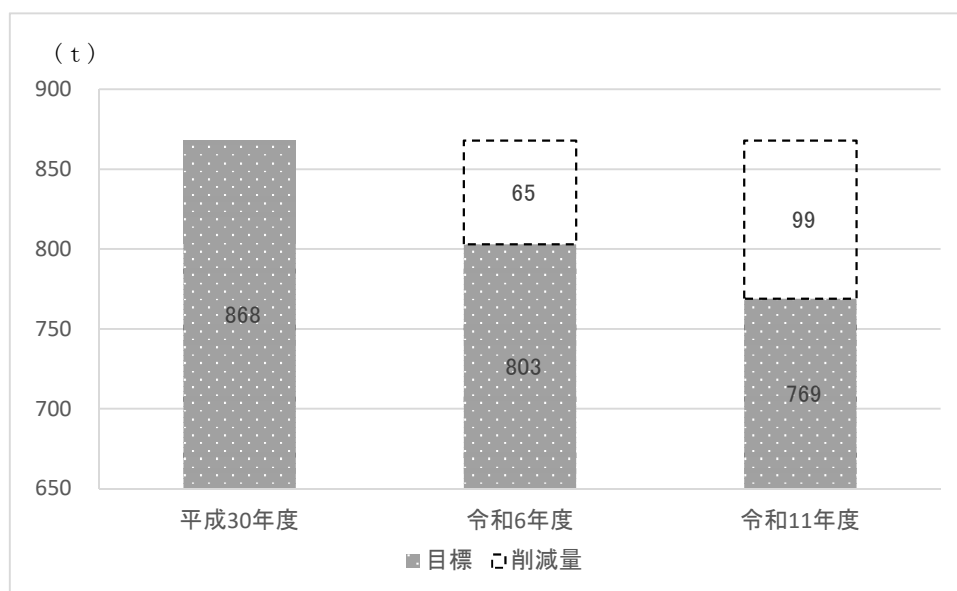


図 2-38 最終処分量目標



#### 4) 目標に向けての取組

本計画で定めた市民一人当たりのごみ排出量を令和 11 年度までに 738g/人・日まで減量化する目標を達成するためには、収集ごみにおける更なる減量に向けた取組が必要となります。

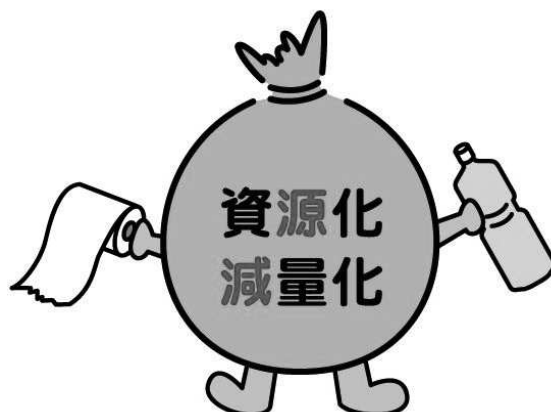
以下に示すような小さな取組を常に意識することで、今後ごみの減量化及び目標の達成が可能になります。また、ごみの減量を実施することで、最終処分量も減少していくので引き続き実施していきます。

#### 具体的な取組

ごみ減量
過剰包装を断り、ごみとなるものを持ち込まない。
無駄な食材は購入せず、食べ残しを減らす。 生ごみはよく水を切ってから捨てる。
資源化
燃えるごみに出されている紙類の資源化を行う。

表 2-35 燃えるごみの削減量の内訳

	平均ごみ質 (湿ベース)	H30収集ごみ 燃えるごみ 内訳	原単位	削減目標	削減割合	備考
	%	t/年	g/人・日	g/人・日	%	
組成	紙類	7,498	180	1	0.6	紙類の資源化
	布類	0	0			
	木・竹・ワラ類	3,701	89			
	プラスチック類	4,241	102	1	1.0	レジ袋の削減
	ゴム・皮革類	0	0			
	厨芥類 (生ごみ)	2,506	60	2	3.3	
				(1)	(1.7)	食べ残し等の削減
				(1)	(1.7)	水切りの強化
	不燃物類	386	9			
	その他	945	2,393			
合計	19,276	2,833	4			
削減目標				4		



## 第5節 計画条件

ごみ量の推計は、図 2-39 に示す手順に従い、構成市それぞれについて、種類別の将来発生量の推計を行います。構成市の推計結果の合計を当組合の推計結果とし、処理・処分量を算出します。



図 2-39 将来ごみ発生量・処理・処分量設定の手順

### 1. 計画人口の予測

人口の予測計算は、過去の人口の実績から回帰式（関数式）を求め、将来値の予測を行う「トレンド推計値」によって行いました。構成市が策定している人口予測に基づいて計画します。

構成市の合計による将来人口は、表 2-36 に示すとおりで、今後は緩やかに減少傾向で推移するものと予測されます。

表 2-36 人口の予測結果

	平成 30 年度実績 (人)	令和 6 年度（中間目標） (人)	令和 11 年度(計画目標) (人)
蓮田市	61,817	61,348	59,980
白岡市	52,477	51,463	50,932
当組合圏域全体	114,294	112,811	110,912

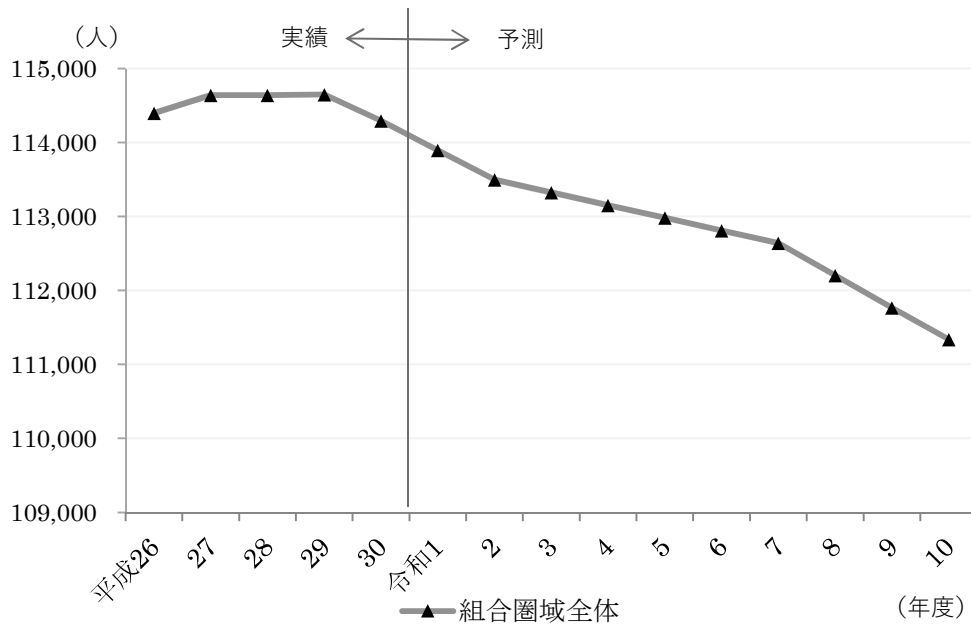


図 2-40 将来人口の見込み（当組合圏域全体）

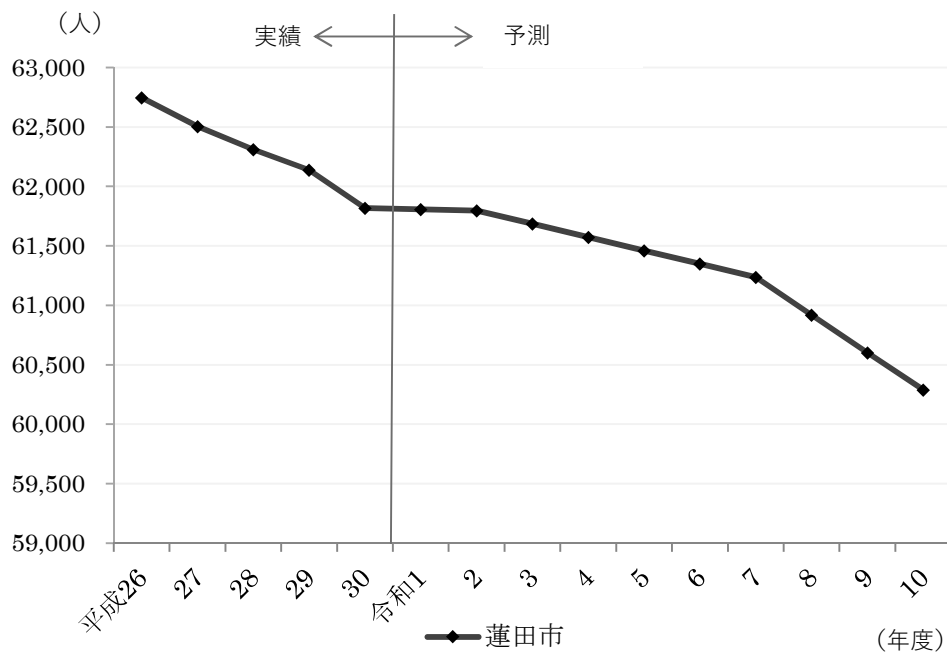


図 2-41 将来人口の見込み（蓮田市）

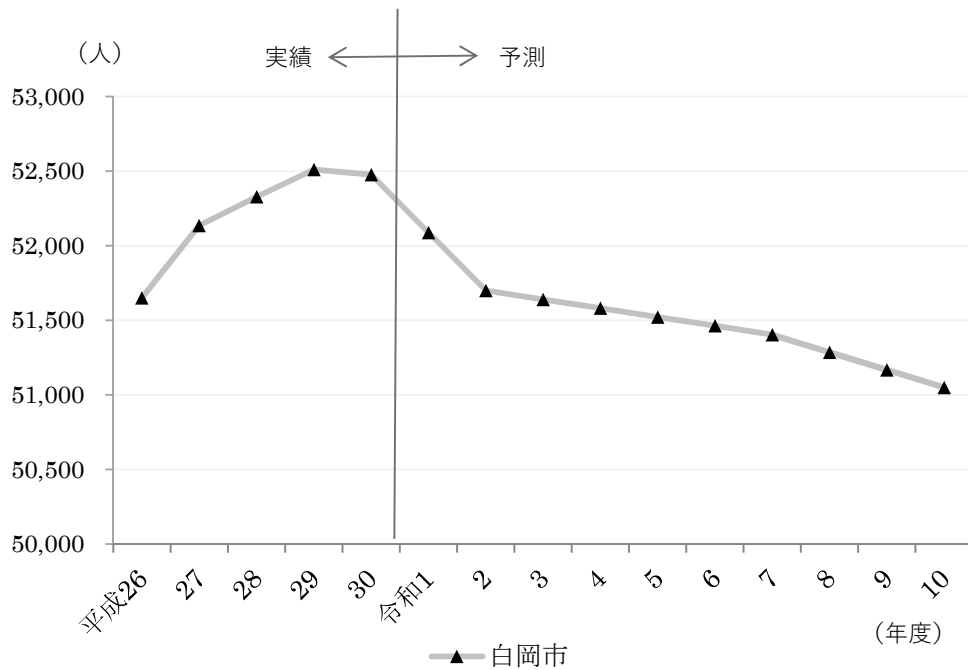
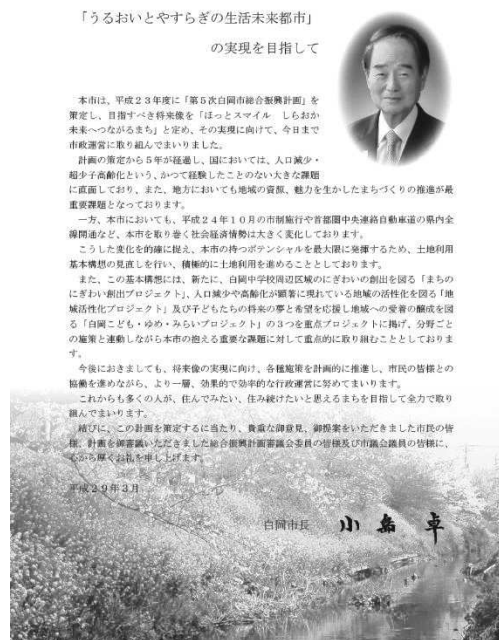


図 2-42 将来人口の見込み（白岡市）



（蓮田市第5次総合振興計画）



（白岡市第5次総合振興計画）

## 第6節 ごみ処理行動計画

### 1. ごみの排出抑制のための方策に関する事項

本計画は、循環型社会形成推進法の考えに基づき、持続可能な循環型の社会の推進に向けて基本方針に基づいた施策と、施策に対する取組を以下に示します。

#### (1) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に係る意識啓発

##### ①意識啓発と情報提供

3Rの推進に際しては、一人ひとりのレベルでのライフスタイルの見直しに向けた意識啓発が必要です。

3Rの推進及びごみの排出マナーの向上を目指して、広報誌、パンフレット、ホームページ等の作成に当たっても市民目線に立ち、市民の意見を多く取り入れながら積極的に情報を発信・提供します。

意識啓発と情報提供の拠点としてエコプラザを積極的に活用し推進します。

##### ②環境教育・環境学習の推進

子供から大人まであらゆる世代に応じた環境教育・環境学習の充実を図ります。特に子供に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、広報誌等を通じて環境教育・環境学習を推進します。

##### ③ごみの減量に対する意識の向上

市民に対して、「環境センターだより」にて広報しているとおり、ものを大切にする、不要なものを買わない、買い物に際してマイバッグを持参してレジ袋や過剰包装を断るなど、環境に配慮した消費行動を実践するよう、住民意識の向上を促します。

##### ④コミュニケーションの充実、イベント等の開催

自治会等と連携した講座や説明会等で、3Rの情報を提供し、市民の協力を求めていきます。

また、市民の3Rへの関心を高め、取組を行う動機づけを図るため、出前講座、ごみ処理施設見学会及び体験講座の開催並びに構成市が関係するイベントへ参加し啓発活動に努めます。

##### ⑤アイデアの募集・活用

市民・事業者から3Rに関する取組、アイデア等を募集し、広報誌やホームページ等に掲載することにより、市民・事業者への周知と活用を図ります。

##### ⑥環境団体・NPO等の支援

3Rに関して、地域の実情に応じたきめ細かな取組や効果的な取組を推進するため、より多くの環境団体・NPO団体等の活動を支援します。

### ⑦エコプラザで実施している講座の充実

家庭からの生ごみの減量化を図るため段ボールコンポスト作成講座などをエコプラザにて開催し、市民が取り組みやすい講座の充実を図ります。

### ⑧店頭回収システム活用の情報発信の推進

資源物の店頭回収を実施しているスーパー等の小売店の情報を市民に提供し、店頭回収を積極的に利用してもらうように広報誌、ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用して情報を発信します。

### ⑨ごみ減量ガイドブック発行の検討

ごみを減らすためのアドバイスや情報を掲載したガイドブックの発行を検討し、ごみの減量化を推進します。

## (2) 家庭ごみの減量化（リデュース）の推進

### ①生ごみの減量化の推進

生ごみの水切り徹底や食べ残し・賞味期限切れ商品の廃棄をできるだけなくすなど、具体的な例をホームページに掲載し、ごみの減量化の取組を推進します。

### ②廃食用油の資源化の推進

一般家庭から排出される廃食用油の回収と資源化について、リサイクルステーションの積極的な活用を推進します。

### ③ごみ分別の徹底、ライフスタイルの見直しの啓発

市民に対して収集ごみの分別の徹底やライフスタイルの見直しについて啓発します。特に、燃えるごみに多く含まれている紙類（資源物）の分別を推進し、リサイクルの向上を図ります。また、市民に詰め替え商品等の購入について啓発を行います。

### ④燃えるごみの組成分析の実施

燃えるごみの分別状況の把握及び今後のごみ減量施策の検討の基礎資料となる燃えるごみの組成分析を今後も継続して実施します。

### ⑤食品ロス削減に向けた取組の強化

家庭で余っている食べ物を捨てないで持ち寄り、福祉施設などに寄付する取組（フードドライブ）について検討を行います。

### ⑥紙類（資源物）の分別の推進

燃えるごみの中に多く含まれる紙ごみを減らすため、雑がみはどのようなものが対象となるのかを広報誌、ホームページ、ごみ分別アプリ等を活用して情報を発信し、紙類の分別の推進を図ります。

### (3) 事業系ごみの減量化（リデュース）・リサイクルの推進

#### ①事業所での排出管理・指導の徹底

事業所での適正な廃棄物管理について情報提供を行うとともに、廃棄物の減量化・資源化に努めるように指導します。

#### ②事業系ごみ分別の徹底

事業者に対して事業系ごみの分別の徹底を啓発します。

また、事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には、搬入を規制するとともに、従事者講習を開催し、ごみの分別指導を徹底します。

#### ③事業系ごみ中の紙類の分別の推進

事業系ごみ（直接搬入）中には大量の紙類（OA 用紙等）が混入されています。

分別の徹底を行い、これらの「紙類」の資源化へ向けて事業者の意識向上に向けた啓発を行います。

#### ④食品リサイクルの推進

スーパー等の大規模小売店においては、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の処理を自主的に行っており、リサイクルを推進しています。

飲食店や食品小売業、大規模施設の食堂から排出される食品廃棄物について、売れ残り、食べ残しを減らす工夫や食品リサイクルの実施に向けての啓発、指導を行います。

#### ⑤事業系ごみの搬入規制の強化

事業系ごみが増加傾向にあるため、排出者責任の徹底を図り、ごみ処理施設における事業系ごみの受入基準に基づく適正な搬入を指導します。

#### ⑥事業者間の連携・協力の推進

事業者自らがごみの適正処理やリサイクルルートの確保を図ることが困難な場合等も考慮し、業界団体や商工団体等の事業者間の連携・協力を図ります。

#### ⑦ごみ減量等推進優良認定制度

ごみ減量等優良認定事業所として認定された事業所におけるごみの減量・資源化に対する取組を広報誌等において周知し、認定事業所数の増加を目指します。

#### ⑧事業系ごみ減量のための施策の検討

都市計画の変更や商業施設の開発が計画されている中、今後、増加が予測される事業系ごみの削減に向け、先進地におけるごみ減量の取組事例等を調査し、施策を検討します。

#### (4) リユース・リサイクルの推進

##### ①資源物分別収集の推進

ごみの分別徹底を呼びかけ、資源物の分別収集・資源化を推進します。

##### ②不用品交換等によるリサイクルの推進

エコプラザのイベント開催情報等の提供を行うとともに、構成市の開催するイベント（フリーマーケット、バザー、リサイクルフェア等）の開催を支援します。

##### ③再使用（リユース）の推進

粗大ごみとして排出された家具等の修理・再生を行い、エコプラザでの展示スペースを有効利用し、再生品の購入・活用を推進します。

##### ④再生品（リサイクル）の利用促進

行政における再生品の利用を率先して行うとともに、エコマーク等の環境保全型商品、再生品の情報提供を行い、市民・事業者に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品等の購入を呼びかけます。

##### ⑤ごみ処理施設等における資源回収の徹底

直接持込みされたごみの中からの資源物の選別及び粗大ごみ処理施設の前処理における資源物の選別・回収の徹底を図ります。

##### ⑥バイオマスの資源化の検討

生ごみの回収と資源化について、既に実施している地域での取組状況やリサイクル技術の動向等について調査研究し、費用対効果を含め実施可能性について検討を行います。

##### ⑦店頭回収システムの有効利用の検討

スーパー等の小売店が実施している牛乳パックやトレイなどの資源物の店頭回収の利用を促進し、再利用、再資源化を進めます。

##### ⑧公共施設を活用した拠点回収システムの検討

NPO等の市民団体、ボランティア団体との協働により、公共施設等を活用した資源物の拠点回収の推進と拠点回収場所の拡大を検討します。

##### ⑨リサイクルステーションの利用促進

市民が自由に資源物を持ち込むことのできる拠点回収施設として開設したリサイクルステーションの利用者数の更なる増加を目指すとともに、新たな資源物回収場所の検討を行い、効率的な利用を検討します。



**⑩木くず、枝木等のリサイクル促進**

当組合に搬入された枝木等で薪を作成し、エコプラザでの販売並びにリサイクル可能な大木等はチップ化して発電燃料として使用するなど、木くずや枝木等のリサイクルを推進します。

**⑪一軸破碎機の活用**

一軸破碎機を利用して、剪定枝等のチップ化を行います。

**⑫民間のリサイクルルートでの積極的な活用**

当組合に搬入されている剪定枝等について、民間事業者を活用して資源化を図ります。

## 2. 基本方針に基づいた主な施策

基本方針に基づいた施策を以下に示します。

基本方針	基本方針に基づく主な施策
I：3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) リデュース（発生抑制）の推進</li><li>(2) リユース（再使用）の推進</li><li>(3) リサイクル（再生利用）の推進</li></ul>
II：安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 家庭系の不適正排出者への指導</li><li>(2) 事業系の不適正排出者への指導</li><li>(3) 適正な分別及び排出しやすい環境づくり</li><li>(4) 社会的コスト負担のあり方の検討</li><li>(5) 収集サービスの向上</li><li>(6) 安全安心な処理体制の確立</li><li>(7) 災害時などにおけるごみ処理体制の整備</li></ul>
III：循環型社会づくりに向けた協働の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 環境学習の推進</li><li>(2) 積極的な啓発・PRの実施</li><li>(3) 環境に配慮した生活や事業活動の促進</li><li>(4) エコプラザの効率的な運営</li></ul>

## 基本方針Ⅰ：3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

### （１）リデュース（発生抑制）の推進

<p>ごみにしない買い物の推進</p>	<p>今までの大量生産・大量消費のライフスタイルから、良い物を長く大切に使うことや、物の製造・販売に掛かるエネルギーを考えた無駄のない消費行動、「もったいない」の精神を基本とした消費行動への転換を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長く使える物品の購入の推進</li> <li>・詰め替え製品の購入の推進</li> <li>・グリーン購入の推進</li> <li>・マイバック、マイはし、マイカップ、マイボトル利用の推進</li> <li>・簡易包装の推進</li> <li>・食品ロス解消の推進</li> </ul>
<p>ごみを出さない調理方法の普及</p>	<p>生ごみを減らすために、ごみを出さない調理方法の普及を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコクッキングの実施 （買い物・調理・食事・片付けの一連の流れを通して、環境にやさしい食生活の推進）</li> <li>・食材を無駄にしない買い物の推進</li> <li>・食べ残しを出さない工夫の提供</li> <li>・食べ切り運動の推進</li> <li>・生ごみの水切りの推進</li> </ul>

### （２）リユース（再使用）の推進

<p>不用品交換の促進</p>	<p>自分にとって不要になった物でも他人にとっては必要な物があります。使える物は、可能な限り使い続ける精神で、不用品が循環するしくみを作ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リユースイベント（フリーマーケット、衣類や日用品の交換、フードバンク活動など）に関する情報発信の支援</li> <li>・リユース品常時・抽選販売コーナー活用の促進</li> <li>・不用品交換ボード（ゆずります・ゆずってください）活用の促進</li> <li>・リユース文庫（不要となった児童書や絵本など自由に持込みや持出しができる）活用の促進</li> </ul>
<p>不用品にしないリペア（修理）の促進</p>	<p>壊れた物を修理し長く使えるようにして、不用品が発生しない消費行動を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・包丁研ぎ体験講座や布のリフォーム体験講座等、エコプラザでの情報提供</li> </ul>

### (3) リサイクル（再生利用）の推進

生ごみの資源化推進	生ごみの資源化を推進します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・生ごみの水切りや堆肥化の方法について、ホームページや広報誌等に掲載します。</li><li>・段ボールコンポスト等の手作りでできるコンポストをホームページや広報誌等に掲載します。</li><li>・食品リサイクル法の普及啓発</li></ul>
小型家電リサイクルの推進	使用済み小型電子機器等に含まれるアルミ、貴金属、レアメタルのリサイクルの推進を継続します。
適正なりサイクル推進	市民・事業者が分別したごみの適正なりサイクルを実施します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・適正なりサイクル処理ルート確保</li><li>・分別したごみの処理方法の情報提供</li><li>・民間事業者との協働によるリサイクルの拡大</li></ul>
最終処分における資源化の推進	最終処分場に依存しない処理システムの構築を目指します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・焼却灰の資源化の推進</li></ul>

## 基本方針Ⅱ：安全安心で環境にやさしいごみ処理の推進

### (1) 家庭系の不適正排出者への指導

警告シールによる周知	不適正に排出されたごみに対し、警告シールを貼り付け、未回収とすることで排出者に適正な分別を促します。
ごみ排出の指導	不適正な排出があった場合には指導を行います。

### (2) 事業系の不適正排出者への指導

搬入物検査の実施	当組合に持ち込まれる事業系ごみの搬入物検査の実施を継続します。
適正排出及び排出削減の指導	不適正排出を行った事業者に対して直接適正排出の指導を行います。また、多量排出事業者に対して一般廃棄物減量計画書の提出を求めます。

### (3) 適正な分別及び排出しやすい環境づくり

資源物の出しやすい環境づくり	分別の徹底を図るため、資源物の出しやすい環境づくりを行います。 <ul style="list-style-type: none"><li>・わかりやすいごみの分別ハンドブックの作成</li><li>・ごみ分別アプリ等を活用したごみ分別や排出方法の情報発信</li><li>・拠点回収の充実</li></ul>
転入者、アパート家主への分別徹底の協力体制の構築	転入手続の際に、ごみ分別パンフレットを配布するほか、アパート管理会社等との連携により適正なごみ分別を呼びかけます。外国人向けのごみ分別アプリの導入を検討します。
事業系ごみ減量のための指導	排出事業所に赴き、ごみ減量の指導を継続します。

### (4) 社会的コスト負担のあり方の検討

家庭系ごみの手数料の見直し	直接搬入時の手数料について、受益者負担の適正化を図るため、見直しを行います。
事業系ごみの手数料の見直し	事業者の排出者責任の徹底を図るとともに受益者負担の適正化を図るため見直しを行います。

### (5) 収集サービスの向上

収集サービスの向上	収集環境の改善や排出困難者への対応など、収集サービスの向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ごみ収集量及びごみの種類に応じた収集回数や収集ルートの見直し</li><li>・収集車両の低公害車の導入推進</li></ul>
-----------	---

### (6) 安全安心な処理体制の確立

安全安心な処理体制の確立	適正な施設管理に努め、安定した処理体制を維持するとともに、周辺環境保全の確保を図ります。 また、既存施設の老朽化対策と生活環境向上のため、資源循環型を基本とした環境にやさしい新たなごみ処理施設を整備します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・施設の適正な維持管理</li><li>・一般廃棄物処理施設の整備</li><li>・積極的な情報開示</li></ul>
--------------	--

### (7) 災害時などにおけるごみ処理体制の整備

災害廃棄物への迅速な対応	早期災害復旧と衛生環境の確保のため、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制を整備します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物の分別区分、搬入方法の調査検討</li><li>・構成市及び関係事業者団体との連絡協力体制の確立</li><li>・災害廃棄物処理計画に基づく災害対応訓練の実施</li></ul>
--------------	---

## 基本方針Ⅲ：循環型社会づくりに向けた協働の推進

### (1) 環境学習の推進

子どもへの環境学習の実施	<p>これからの世代を担う子どもたちに対し、3Rの重要性やごみ処理の大切さなどを学習する場をつくります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター及び標語コンクールの開催</li> <li>・環境センター見学会の実施</li> <li>・親子ごみ処理体験学習会の開催</li> <li>・環境出前講座の開催</li> </ul>
環境生涯学習の実施	<p>幅広い年齢層で環境問題を学習できるよう努めます。また、各種団体及び事業者に対し講座を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館活動と連携した環境学習講座の開催</li> <li>・環境出前講座の実施</li> </ul>

### (2) 積極的な啓発・PRの実施

積極的な啓発・PRの実施	<p>市民や事業者に対して、ごみ減量や処理に関する情報を積極的に提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量情報のホームページ、広報誌等での積極的な提供</li> </ul>
--------------	--

### (3) 環境に配慮した生活や事業活動の促進

環境に配慮した生活への転換の促進	<p>「もったいない」の精神を基本とした消費行動への転換を促進し、3Rを定着させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境にやさしい生活の促進</li> <li>・優良事業所認定制度の利用促進</li> <li>・3Rを進める活動への参加の呼びかけ</li> <li>・リユース商品及びリサイクル商品の購入の促進</li> </ul>
環境に配慮した事業活動の促進	<p>循環型社会の形成を進めるための事業活動を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステム（エコアクション21及びISO14001等）の取組への支援</li> <li>・リユース商品及びリサイクル商品に関する情報発信</li> </ul>

### (4) エコプラザの効率的な運営

エコプラザの効率的な運営	<p>エコプラザを拠点施設として、資源の有効活用、ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する普及啓発及び各種環境学習の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験講座等の開催を通して環境教育・環境学習の推進</li> <li>・搬入された資源物を用いた工作、リフォーム教室の開催</li> </ul>
--------------	--

### 3. 新たなごみ減量化等の施策を実施した後のごみ量予測

目標を達成するために基本施策を実施した場合のごみ量予測を示します。

#### (1) ごみ排出量の予測

新たなごみ減量化等の施策などによるごみ排出量の予測を表 2-37 に示します。

表 2-37 ごみ排出量の予測（新たな施策実施後）

(t/年)

区分	実績		予測値	
	平成26年度	平成30年度	令和6年度	令和11年度
人口	114,398	114,294	112,811	110,912
計画ごみ処理量	32,373	31,969	30,228	29,036
収集ごみ量	24,685	23,810	23,205	22,469
燃えるごみ	19,751	19,276	18,745	18,150
資源物（古紙・布類）	2,739	2,410	2,390	2,314
資源物（飲料缶）	321	305	297	288
燃やせないごみ	419	434	423	410
ガラス類	953	846	824	798
ペットボトル	285	286	279	270
粗大ごみ	130	158	154	149
有害・危険ごみ	87	95	93	90
直接搬入量	7,688	8,159	7,023	6,567
燃えるごみ（家庭系ごみ）	961	1,281	1,147	1,074
燃えるごみ（事業系ごみ）	5,687	5,765	4,868	4,540
燃やせないごみ	113	144	123	114
資源物（飲料用缶）	—	4	3	3
古紙・布類	—	—	41	40
ガラス類	47	12	10	10
ペットボトル	4	—	—	—
粗大ごみ	844	886	754	704
リサイクルステーション搬入分	32	67	77	82
集団回収量	1,479	—	—	—
総ごみ排出量	33,852	31,969	30,228	29,036

平成 30 年度に対する令和 11 年度のごみの排出量は、収集ごみ量は、約 5.6%減少し、直接搬入量は、約 19.5%減少します。

総ごみ排出量としては、約 9.2%の削減になります。

#### (2) ごみの原単位の予測

新たなごみ減量化等の施策を実施した場合のごみ原単位の予測を表 2-38 に示します。

表 2-38 ごみ原単位の予測（新たな施策実施後）

(t/年)

区分	実績		予測値	
	平成26年度	平成30年度	令和6年度	令和11年度
人口	114,398	114,294	112,811	110,912
1人1日当たりの総排出量	810	767	749	738
収集ごみ	591	571	561	556
直接搬入	184	196	188	182
集団回収	35	—	—	—

※平成 30 年度の実績値は、集団回収を除いています。

平成 30 年度に対し、令和 11 年度の 1 人 1 日当たりの総排出量原単位は、約 3.8%減少します。収集ごみの排出量原単位は、約 2.6%減少、直接搬入は、約 7.1%減少します。

### (3) リサイクル率の予測

新たなごみ減量化等の施策を実施した場合のリサイクル率の予測を表 2-39 に示します。

表 2-39 リサイクル率の予測（新たな施策実施後）

(t/年)

区分	実績		予測値	
	平成26年度	平成30年度	令和6年度	令和11年度
資源化量	9,328	7,281	7,626	7,357
集団回収量	1,479	—	—	—
可燃ごみ中の資源回収分	255	227	564	556
資源物（古紙・布類）	2,739	2,551	2,431	2,354
ガラス類	1,048	878	834	808
ペットボトル	286	272	279	270
粗大ごみ処理施設の資源回収分（有害ごみ・硬質プラ除く）	949	885	763	702
有害・危険ごみ（乾電池・蛍光灯・スプレー缶・ラッカー）	80	69	58	52
ペットキャップ・硬質プラスチック・廃食用油	18	31	36	37
リサイクルステーション搬入分	32	67	77	82
焼却灰のセメント原料化等	2,442	2,279	2,110	2,022
がれき類（コンクリートリサイクル）	—	22	24	24
剪定枝	—	—	450	450
リサイクル率	27.6%	22.8%	25.2%	25.3%

平成 30 年度に対し、令和 11 年度の資源化量は 76 t 増加し、剪定枝の資源化により、約 2.5 ポイント増加します。

### (4) 最終処分率の予測

新たな減量化等の施策を実施した場合の最終処分率の予測を表 2-40 に示します。

表 2-40 最終処分率の予測（新たな施策実施後）

(t/年)

区分	実績		予測値	
	平成26年度	平成30年度	令和6年度	令和11年度
総ごみ排出量	33,852	31,969	30,228	29,036
最終処分量	915	868	803	769
焼却残渣	793	800	741	710
不燃残渣・がれき残渣	122	68	62	59
最終処分率	2.7%	2.7%	2.7%	2.6%

平成 30 年度に対し、令和 11 年度 of 最終処分量は 99 t 減少します。最終処分率は、約 0.1%減少します。







## 4. 収集運搬計画

---

### (1) 収集運搬の基本方針

資源の有効利用の促進とリサイクルの推進を図るため、集積所における収集と資源物の拠点回収を今後も継続します。

また、収集運搬量に応じた効率的な収集運搬体制の構築を検討します。

### (2) 収集区域及び収集人口

構成市全域を計画収集区域とします。

将来人口は、令和6年度では112,811人、令和11年度では110,912人を見込んでいます。

### (3) 収集運搬計画

当組合の施設整備計画にあわせて、ごみ収集量に応じた効率的な収集回数や分別等の見直しを検討します。

### (4) 収集対象品目の見直し

収集・運搬の対象品目は、当面は現行の分別項目としますが、資源物の収集対象品目の設定については、資源化の推進、費用対効果を考慮し、廃棄物減量等推進審議会での意見を踏まえ、適宜見直しを行います。

容器包装プラスチック等の分別収集については、当組合の施設整備計画に合わせて、既に実施している自治体での事例を参照しながら、導入に向けての検討を行います。

## 5. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

今後の中間処理及び最終処分計画、ごみ処理の広域的な取組、ごみ処理施設の整備に関する事項は、以下のとおりです。

### (1) 中間処理・最終処分計画

#### 1) 中間処理の基本方針

排出された廃棄物は、資源化できるものをできる限り考慮し、資源化できないものは、安全に、衛生的に処理します。

燃えるごみは、熱利用を検討し、燃やせないごみは金属等の資源物にするものを選別し、減量化したうえで最終処分を行います。

#### 2) 中間処理計画

当組合の焼却施設は、平成 7 年 2 月に竣工し、平成 25 年に長寿命化計画による延命化工事（5 か年）を講じています。今後は、平成 31 年 3 月に策定したごみ処理施設保全計画に基づき、当組合の適正な運営と維持管理の徹底を図ります。

##### ①焼却灰・ばいじんの資源化

焼却灰・ばいじんの削減と資源化量の増加に向けて、焼却灰・ばいじんのセメント原料化を継続します。また、平成 24 年 4 月からのばいじんのキレート処理による埋立処分を継続しつつ、焼却灰・ばいじんの適正処理を行います。

##### ②民間事業者との連携強化

経済性・効率性・安全性等を踏まえた上で、優れたリサイクル技術や安定したリサイクルルートを有する民間事業者を活用し、再資源化事業の活性化を図ります。また、現在処理を担当している事業者との連携の強化等、効率的な処理体制の継続に努めます。

##### ③在宅医療廃棄物の適正な処理

高齢化社会が進む中で、在宅介護、在宅医療で発生する在宅医療廃棄物（特別管理廃棄物）の増加が予想されるため、適正な処理について広報誌やホームページ等で周知を図ります。

### 3) 新たな施設整備

現在の処理施設は、「一般廃棄物処理施設長寿命化計画」及び「施設保全計画（平成 31 年 3 月策定）」において、令和 10 年度までは施設の延命化が計画されており、地域市民に信頼される「安全で安心な処理施設」を目指します。

また、令和 11 年以降については、現有施設の稼働年数からも新たな施設を建設し稼働させる必要があります。新たな施設を建設するには計画から建設に係る期間がおおむね 10 年かかることから、早急に建設の方向性を具現化し施設整備計画を推進していきます。

#### 4) 最終処分の基本方針

適正な最終処分の推進を図ります。環境への負荷の抑制のため、燃えるごみに関して、焼却処理して発生した焼却灰については資源化を進めるなど、今後ごみの減量や資源化、適正な中間処理の実施により、最終処分量の削減を図ります。

また、現在の最終処分場の利用を継続するとともに、民間も含め最終処分場の確保を保持します。

また、民間企業により資源化技術が確立された品目については、積極的に民間施設の活用を進め資源化に取り組みます。

#### 5) 最終処分計画

現在、焼却灰は埋立処分と一部セメント等・道路路盤材として資源化しています。今後も社会情勢等に応じて、埋立処分も含め、複数の処理方法及び処分先を確保することで、リスク分散を考慮した安定的な処理を進めていきます。

### (2) 環境保全計画

可能な限り環境負荷の低減を図るため、有害化学物質等の発生を最大限抑制し、万全の環境保全対策を講じます。

### (3) 災害対策

平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年に発生した東日本大震災、さらに平成 28 年に発生した熊本地震、平成 30 年に発生した北海道胆振東部地震などの巨大災害や令和元年 10 月の台風 19 号による水害等は、被害が広い範囲に及び、多量の災害廃棄物を発生させ、通常の廃棄物処理が困難となりました。

このような過去の震災の教訓を踏まえ、災害廃棄物処理体制の強化及び災害時の安全対策整備を図り、災害に強い施設の整備に努めます。

## 6. ごみ処理施設の整備に関する事項

---

### (1) 令和 11 年度以降の施設の整備について

本施設の長寿命化対策により既存施設の稼働可能年度（令和 10 年度）を超える令和 11 年度以降、循環型社会に適した施設として継続的に稼働するためには、以下の要件を満たす必要があります。

- エネルギー回収施設としての機能を有すること。
- 改正建築基準法令（平成 18 年度改正）に適合した施設であること。
- 災害廃棄物の処理に対応できる規模を有すること。
- 地球温暖化対策としての CO<sub>2</sub> 削減が可能なこと。

平成 30 年度に実施した精密機能検査の総合所見を踏まえて令和 11 年度以降にごみ処理施設を適正稼働させるためには、施設の長寿命化計画、施設整備基金条例、施設整備保全計画の最終年度が令和 10 年度となっているため、令和 11 年度に新たなごみ処理施設を稼働させる必要があります。

既存施設は、多くの機器が耐用年数を超過しているのが見受けられ、故障の頻度の増加や部品の製造中止が懸念されるため、総合的な費用を低減するためにも、現有施設の稼働可能年数を考慮した新たな施設を建設する方向性を具体化し施設整備計画を推進していくことが急務となっています。

# 第3章 生活排水処理基本計画

## 第1節 生活排水処理の現状と課題

### 1. 生活排水を取り巻く社会情勢

#### (1) 関連法令の概要

水質汚濁の防止等に関しては様々な法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。

表 3-1 関連法令の概要

施行年月	関連法令	概要
昭和 33 年 4 月	下水道法	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
昭和 45 年 12 月	水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される排水及び地下に浸透する水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
昭和 58 年 5 月	浄化槽法	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

#### (2) 国及び県の計画

国及び県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画を定めています。

表 3-2 国及び県の計画の経過

年 月	関連する計画等
平成 15 年 10 月	社会資本整備重点計画（国）
平成 18 年 3 月	埼玉県生活排水対策マニュアル（埼玉県）
平成 21 年 3 月	社会資本整備重点計画改定（国）
平成 27 年 9 月	社会資本整備重点計画改定（国）
平成 28 年 10 月	埼玉県生活排水処理施設整備構想（埼玉県）

### (3) 国及び県の達成目標

#### 1) 国の目標

国では、社会資本整備重点計画に基づき社会資本整備重点計画を策定（平成 27 年 9 月）しており、快適で活力のある暮らしの実現を図るため、公衆衛生の向上と生活環境の改善を推進し、汚水処理人口普及率（生活排水処理率と同意）を令和 2 年度までに約 96%にすることを目標としています。

#### 2) 県の目標

県では、平成 28 年 10 月に「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を策定しており、全体計画の最終目標となる令和 7 年度において、生活排水処理人口普及率を 100%としています。

## 2. 沿革

当組合の生活排水処理における主な施策等の実施状況を表 3-3 に示します。

表 3-3 当組合の施策等の実施状況

年 月	施策実施内容
昭和 35 年 10 月	蓮田町・白岡町で当組合を設立
昭和 38 年 6 月	14 kl/日し尿処理施設竣工（酸化方式）
昭和 42 年 6 月	15 kl/日し尿処理施設竣工（酸化方式）
昭和 46 年 8 月	50 kl/日し尿処理施設竣工（酸化方式）
昭和 52 年 11 月	白岡町全域のし尿収集運搬業務を全面業者委託とする
昭和 53 年 9 月	65 kl/日し尿処理施設竣工（高速酸化処理方式）
昭和 53 年 10 月	し尿収集運搬業務を蓮田地区で直営分を減とし、許可業者の区域を増とする
昭和 55 年 10 月	蓮田市のし尿収集運搬業務を全面許可業者とする
昭和 56 年 3 月	30 kl/日浄化槽汚泥処理施設竣工
昭和 57 年 8 月	浄化槽清掃業者を許可する ・生し尿-委託 1 社、許可 1 社 ・浄化槽-許可 3 社
平成元年 3 月	し尿汚泥乾燥焼却炉施設竣工
平成 14 年 2 月	42 kl/日し尿処理施設竣工
平成 14 年 9 月	30 kl/日し尿処理施設の運転管理を一部委託
平成 18 年 4 月	蓮田市のし尿収集運搬業務を業者委託とする（生し尿の全面委託）
平成 20 年 4 月	42 kl/日し尿処理施設運転管理業務を委託
平成 24 年 3 月	旧し尿処理施設解体工事及び整地工事
平成 24 年 6 月	30 kl/日施設廃止
平成 30 年 10 月	し尿処理施設の届出処理能力変更（42 kl/日→46 kl/日）



### 3. 生活排水処理の現状

#### (1) 生活排水処理形態

圏域の家庭や事業所から排出される生活排水の処理フローを図 3-1 に示します。生活排水の処理は、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽で処理します。

また、汲み取り便所からのし尿や単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設から発生する汚泥は、当組合のし尿処理施設で処理しています。

し尿処理施設で処理した後の処理水は、公共用水域へと放流し、処理の過程で発生する脱水汚泥は堆肥の原料として資源化しています。

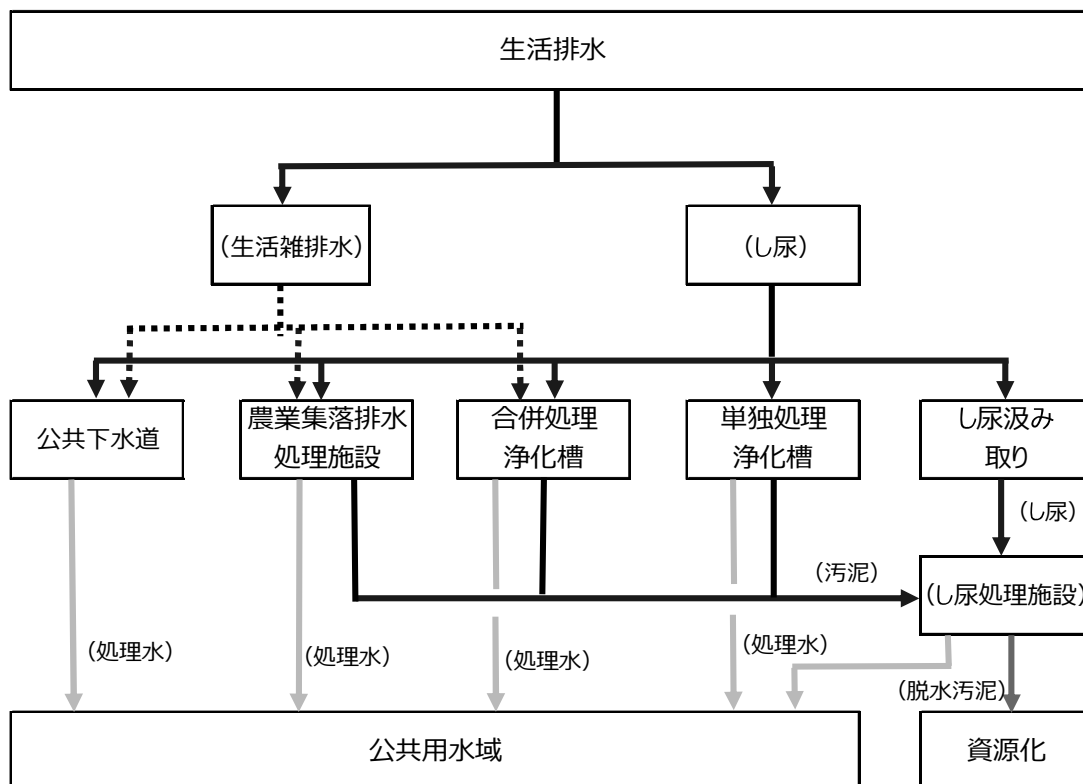


図 3-1 生活排水の排出処理形態

## 4. 収集運搬体制、生活排水処理施設等の処理体制

### (1) 収集運搬体制

構成市においては、し尿の収集運搬は委託業者 2 社、浄化槽汚泥（農業集落排水処理施設から発生する汚泥を含む）は許可業者 3 社で行っています。

表 3-4 収集運搬体制（平成 30 年度）

項目	蓮田市	白岡市
し尿	委託（1 社）	委託（1 社）
浄化槽汚泥	許可（3 社）	

### (2) 生活排水処理施設等の処理体制

生活排水処理施設別の処理主体を表 3-5 に示します。生活排水処理の主体は今後この形態を継続していくものとし、必要に応じて見直しを行います。

表 3-5 生活排水処理施設別の処理体制

施設の種類	対象となる生活排水の種類	設置者
公共下水道	し尿及び生活排水	県
農業集落排水処理施設	し尿及び生活排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
蓮田白岡環境センター し尿処理施設	し尿及び生活排水	蓮田白岡衛生組合

## 5. 生活排水処理施設の整備状況

### (1) し尿・浄化槽汚泥処理施設

圏域で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、当組合のし尿処理施設で適正に処理しています。

表 3-6 し尿処理施設の概要

名称	蓮田白岡衛生組合
所在地	埼玉県白岡市篠津 1279-5
竣工年月	平成 14 年 2 月
処理能力	46 kl/日 平成 30 年 10 月に届出処理能力を変更 (42 kl/日→46 kl/日)
処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離 高負荷脱窒素処理方式
処理対象	し尿及び浄化槽汚泥
放流先	元荒川

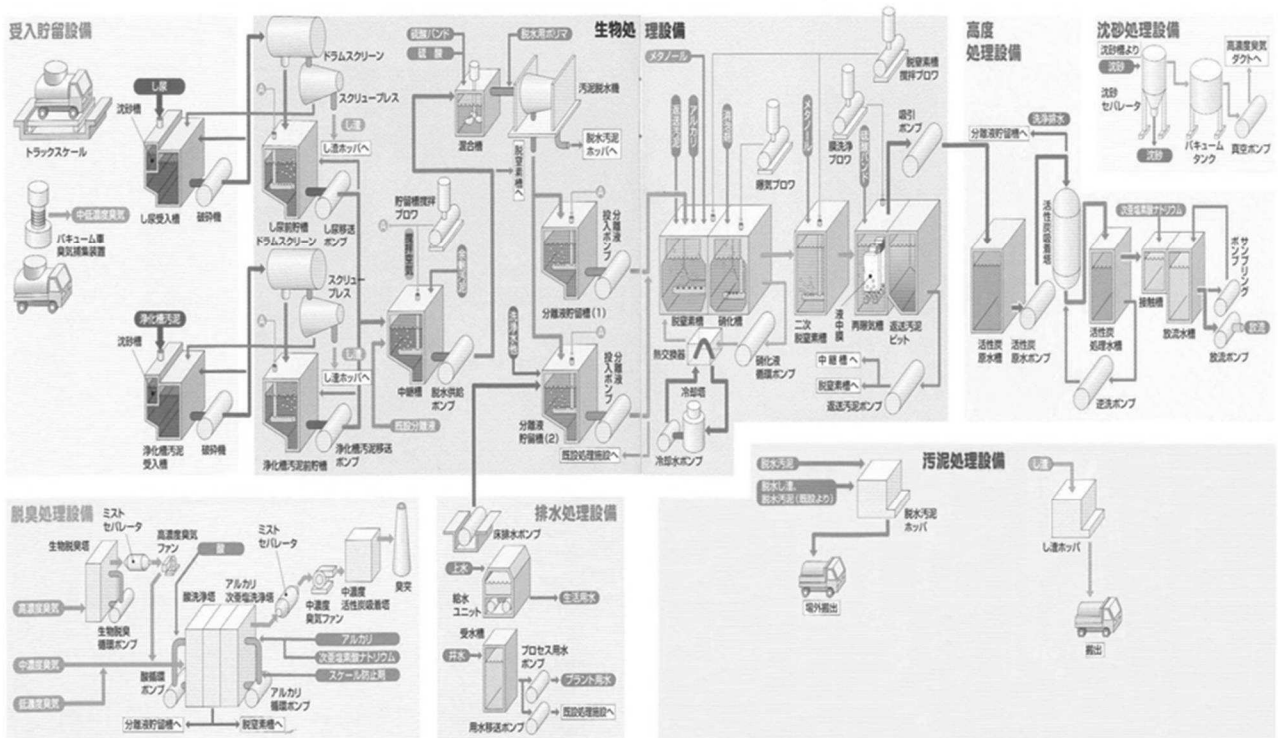


図 3-2 し尿処理施設の処理フロー

## (2) 農業集落排水処理施設

計画区域内における地域し尿処理施設として蓮田市では4地区、白岡市では2地区で供用されています。

表 3-7 農業集落排水処理施設の概要（蓮田市）

名称	上平野処理施設	高虫処理施設
供用開始	平成9年4月	平成10年4月
処理方式	オキシデーションディッチ	オキシデーションディッチ
計画人口（戸数）	1,260（298）	1,250（313）
名称	駒崎・井沼処理施設	根金・貝塚処理施設
供用開始	平成14月10月	平成20年4月
処理方式	オキシデーションディッチ	DO制御高度処理連続流入曝気
計画人口（戸数）	1,870（455）	1,210（304）

表 3-8 農業集落排水処理施設の概要（白岡市）

名称	柴山処理施設	大山処理施設
供用開始	平成12年4月	平成19年1月
処理方式	連続流入間欠曝気	DO制御高度処理連続流入曝気
計画人口（戸数）	910（172）	1,460（309）

## 6. 生活排水処理の実績

### (1) 生活排水処理形態別人口の実績

当組合の生活排水処理形態別人口の推移を示します。

表 3-9 処理形態別人口の推移

区分		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
総人口	人	114,398	114,639	114,639	114,648	114,294
生活排水処理人口	人	88,197	89,297	90,137	92,181	90,757
公共下水道人口	人	73,586	74,536	75,030	77,162	76,624
農業集落排水人口	人	4,716	4,702	4,753	4,402	4,414
合併処理浄化槽人口	人	9,895	10,059	10,354	10,617	9,719
単独処理浄化槽人口	人	22,773	22,344	21,625	19,714	21,442
し尿収集人口	人	3,428	2,998	2,877	2,753	2,095
生活排水処理率		77.1%	77.9%	78.6%	80.4%	79.4%

※生活排水処理率＝（公共下水道人口＋農業集落排水人口＋合併処理浄化槽人口）÷総人口

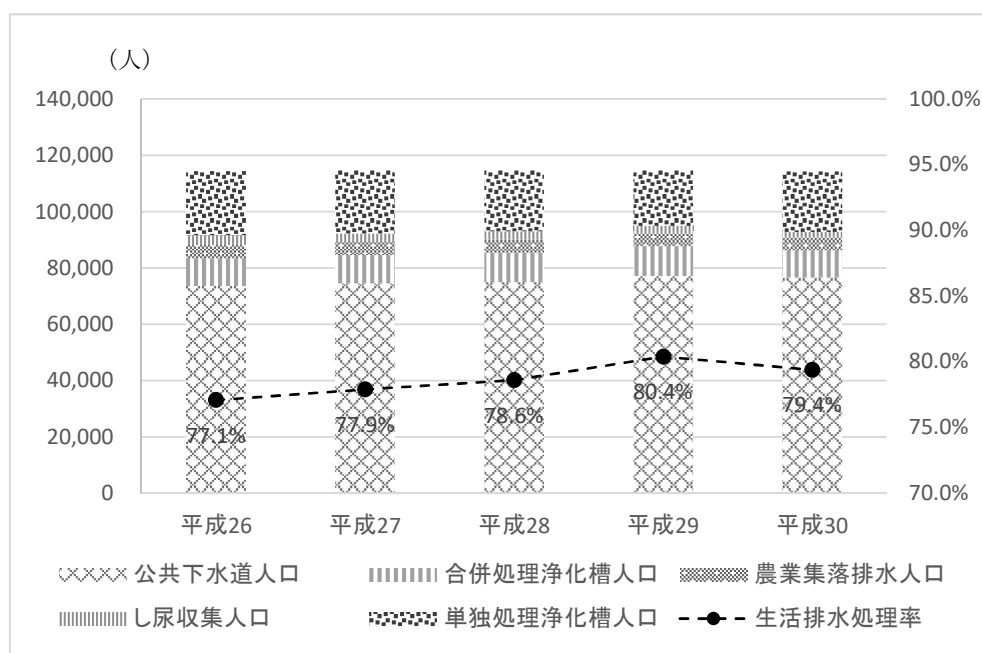


図 3-3 処理形態別人口の推移

## (2) 生活排水処理状況

当組合圏域における公共下水道は、構成市ともに埼玉県中川流域下水道の関連公共下水道事業として位置づけられています。当組合圏域と構成市の公共下水道整備状況を表 3-10 に示します。

表 3-10 公共下水道整備状況（平成 30 年末時点）

	行政面積 (ha)	行政人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)
蓮田市	2,728	61,817	42,108	68.1
白岡市	2,492	52,477	34,516	65.8
圏域	5,220	114,294	76,624	67.0

## (3) し尿・浄化槽汚泥量の実績

当組合のし尿・浄化槽汚泥量の推移を示します。表 3-11 及び図 3-4 で示すように、生し尿量は減少傾向が続いています。浄化槽汚泥量は、微減、微増を繰り返し、微増傾向で推移しています。

1 人 1 日当たりの収集・処理量は、横ばいが続いています。1 人 1 日当たりの浄化槽汚泥排出原単位は微増傾向にあり、1 人 1 日当たりの生し尿排出原単位は増加傾向にあります。

表 3-11 し尿・浄化槽汚泥の処理実績

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
し尿・浄化槽汚泥量	kℓ	16,137	15,374	15,851	16,054	16,005	
	浄化槽汚泥量	kℓ	14,259	13,596	14,166	14,410	14,435
	生し尿量	kℓ	1,878	1,778	1,685	1,644	1,570
1人1日当たりのし尿・浄化槽汚泥発生原単位	(ℓ/人日)	1.18	1.14	1.18	1.27	1.23	
	1人1日当たりの浄化槽汚泥排出原単位	(ℓ/人日)	1.04	1.00	1.05	1.14	1.11
	1人1日当たりの生し尿排出原単位	(ℓ/人日)	1.50	1.62	1.60	1.64	2.05

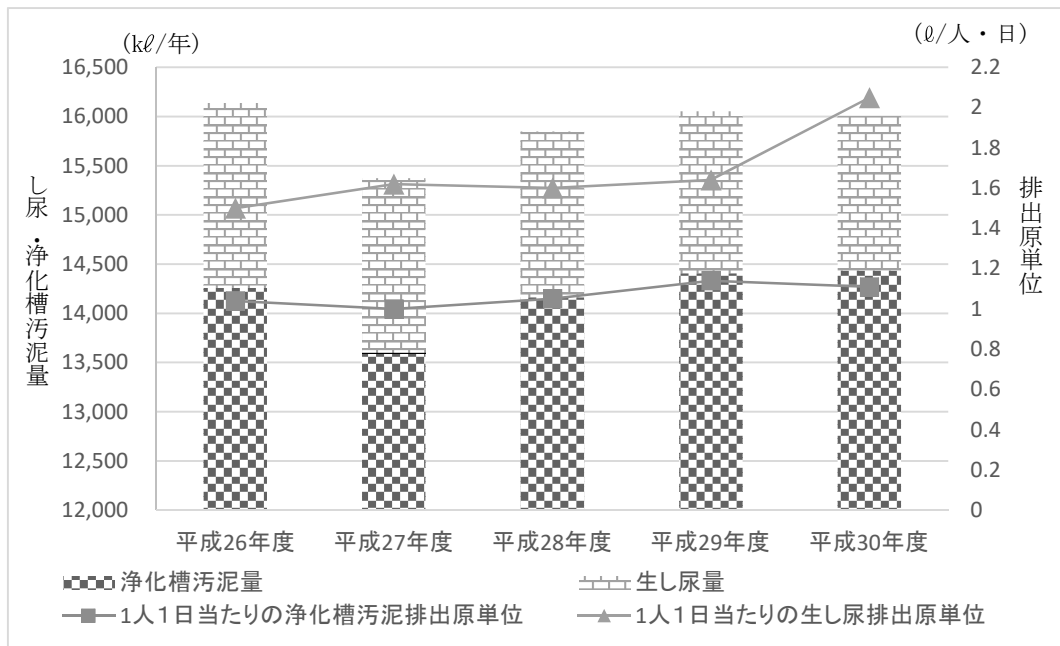


図 3-4 し尿・浄化槽汚泥量の推移

#### (4) し尿処理に係る経費

当組合のし尿処理経費を表 3-12 に示します。図 3-5 で示すようにし尿処理経費は、ほぼ横ばいで推移しています。また、図 3-6 で示す量単価（し尿 1 kℓ当たりのし尿処理経費）は減少傾向で推移しており、1 人当たりの単価（住民 1 人当たりのし尿処理経費）は増減を繰り返して平成 30 年度には、1,591 円と増加傾向にあります。

表 3-12 し尿処理に係る経費

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人口	人	114,398	114,639	114,639	114,648	114,294
処理及び維持管理費	千円	74,772	67,922	71,476	70,978	67,418
建設改良費	千円	945	10,889	3,090	11,716	4,429
合計	千円	75,717	78,811	74,566	82,694	71,847
し尿浄化槽汚泥量	kℓ	16,137	15,374	15,851	16,054	16,005
量単価	円/kℓ	4,634	4,418	4,509	4,421	4,212
1人当たりの単価	円/人	1,511	1,455	1,537	1,386	1,591

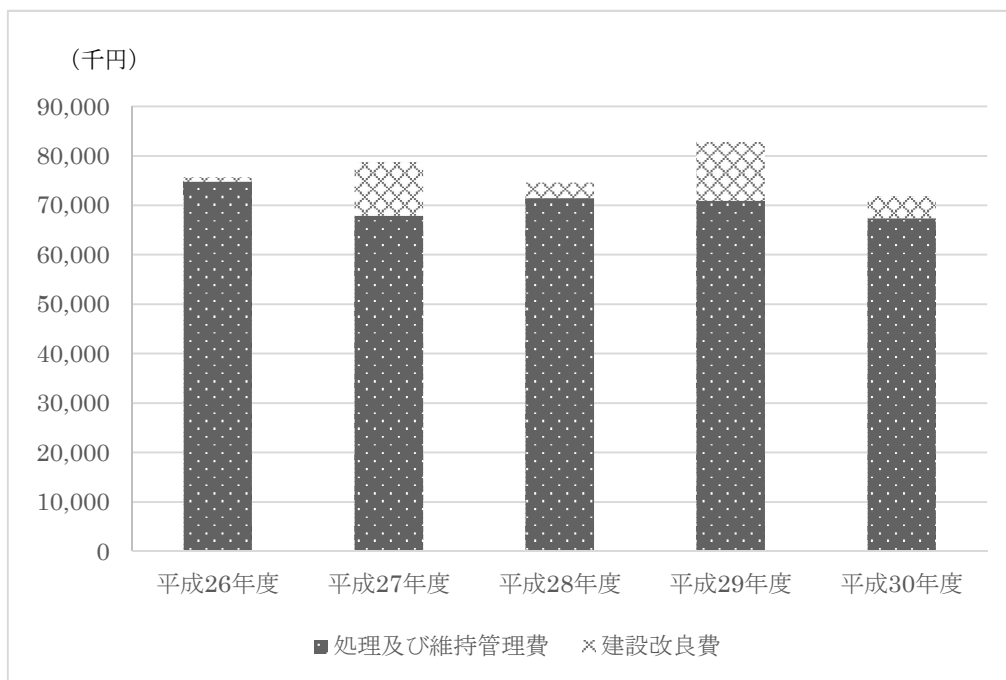


図 3-5 し尿処理経費の推移

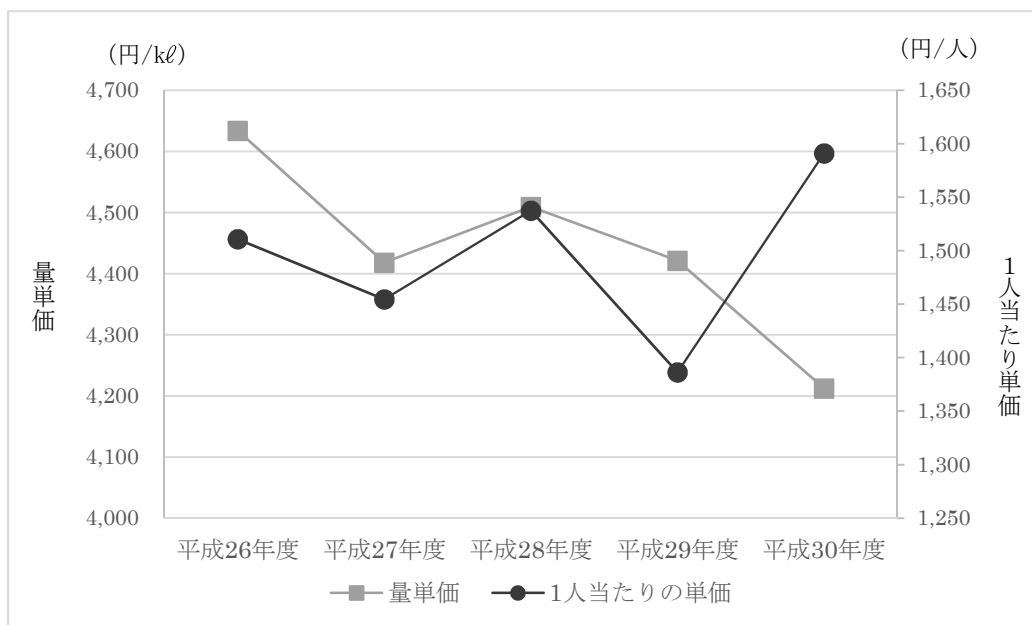


図 3-6 し尿処理の量単価及び1人当たりの単価の推移



## (5) 生活排水処理に係る今後の課題

### 1) 公共下水道の整備

構成市において、下水道を使用している人口は、全人口の67%であり、公共下水道の整備及び普及が求められます。また、整備・普及の促進のためには、指導を継続していく必要があります。

### 2) 合併処理浄化槽への転換

公共下水道人口、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽を合わせた生活排水処理率は、79.4%であり、生活排水未処理人口は総人口の約20%を占める状況にあります。し尿汲み取りや単独処理浄化槽による処理が行われている世帯では、生活雑排水の処理がなされていないため、公共用水域の水質悪化の一因になります。そのため、公共下水道又は農業集落排水処理施設への接続や、合併処理浄化槽への転換を指導する必要があります。

### 3) し尿処理施設の運営

公共下水道や農業集落排水処理施設の整備及び普及に伴い、将来的にはし尿・浄化槽汚泥の減量が予測されます。そのため、処理工程の効率化や収集・運搬体制の見直しが必要となります。

表 3-13 平成 30 年度のし尿処理実績

平成 30 年度実績 (114,294 人)				
生活排水人口 (割合)			生活排水未処理人口 (割合)	
90,757 人 (79.4%)			23,537 人 (20.6%)	
公共下水道人口 (割合)	農業集落排水人口 (割合)	合併処理 浄化槽人口 (割合)	単独処理 浄化槽人口 (割合)	し尿収集人口 (割合)
76,624 人 (67.0%)	4,414 人 (3.9%)	9,719 人 (8.5%)	24,442 人 (18.8%)	2,095 人 (1.8%)

## 第2節 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推計

### 1. 生活排水処理形態別人口の推計

#### (1) 人口の将来予測

本計画における目標年度の人口は、ごみ処理本計画同様、表 3-14 に示した本組合での計画人口値を採用しました。当組合における総人口は、計画目標年度（令和 11 年度）で 110,912 人と推定されます。

表 3-14 将来人口の予測

	平成 30 年度実績 (人)	令和 6 年度（中間目標） (人)	令和 11 年度（計画目標） (人)
組合圏域全体	114,294	112,811	110,912

#### (2) 生活排水処理形態別人口の推計結果

当組合の生活排水処理形態別人口を推計した結果を示します。公共下水道人口及び農業集落排水人口は、令和 6 年度（中間目標）が 78,036 人及び 3,905 人、令和 11 年度（目標年度）が 77,837 人及び 3,505 人です。

合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口は、令和 6 年度（中間目標）が 10,200 人及び 19,070 人、令和 11 年度（目標年度）が 10,250 人及び 18,070 人です。

表 3-15 処理形態別の処理人口

項目	単位	実績					予測										
							中間目標										目標
		26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
総人口	人	114,398	114,639	114,639	114,648	114,294	113,895	113,496	113,325	113,154	112,982	112,811	112,640	112,204	111,768	111,340	110,912
公共下水道人口	人	73,586	74,536	75,030	77,162	76,624	77,460	77,401	77,560	77,719	77,877	78,036	78,205	78,109	78,013	77,925	77,837
農業集落排水人口	人	4,716	4,702	4,753	4,402	4,414	4,305	4,225	4,145	4,065	3,985	3,905	3,825	3,745	3,665	3,585	3,505
浄化槽人口	計	32,668	32,403	31,979	30,331	31,161	30,180	29,990	29,810	29,630	29,450	29,270	29,080	28,890	28,700	28,510	28,320
	合併処理浄化槽	9,895	10,059	10,354	10,617	9,719	10,110	10,120	10,140	10,160	10,180	10,200	10,210	10,220	10,230	10,240	10,250
	単独処理浄化槽	22,773	22,344	21,625	19,714	21,442	20,070	19,870	19,670	19,470	19,270	19,070	18,870	18,670	18,470	18,270	18,070
し尿収集人口	人	3,428	2,998	2,877	2,753	2,095	1,950	1,880	1,810	1,740	1,670	1,600	1,530	1,460	1,390	1,320	1,250
生活排水処理率	%	77.1%	77.9%	78.6%	80.4%	79.4%	80.7%	80.8%	81.0%	81.3%	81.5%	81.7%	81.9%	82.1%	82.2%	82.4%	82.6%

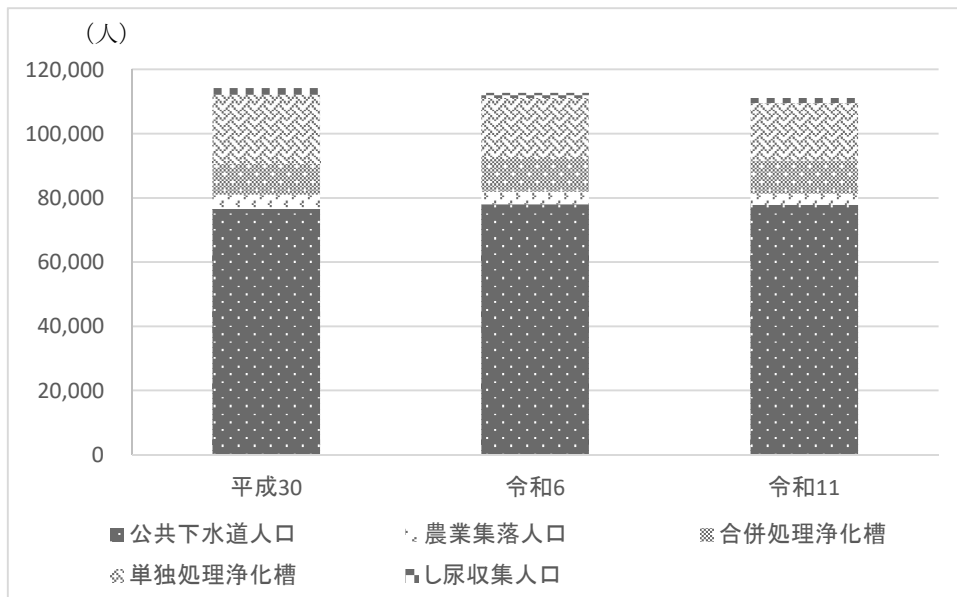


図 3-7 処理形態別人口の推移

## 2. し尿及び浄化槽汚泥量の推計

計画期間のし尿・浄化槽汚泥処理量の予測結果を示します。

表 3-16 に示すように、し尿・浄化槽汚泥処理量は、令和 6 年度（中間目標年度）が 15,413kℓ（生し尿量 1,208kℓ、浄化槽汚泥量 14,205kℓ、令和 11 年度（目標年度）が 15,165 kℓ（生し尿量 949 kℓ、浄化槽汚泥量 14,216 kℓ）です。

図 3-8 に示すように、計画期間を通して生し尿量及び浄化槽汚泥量の処理量は、いずれも減少傾向で推移すると予測されます。

表 3-16 し尿・浄化槽汚泥量の推移

項目	単位	実績					予測										
							中間目標										目標
		26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
収集・処理量	kℓ	16,137	15,374	15,851	16,054	16,005	15,635	15,557	15,523	15,489	15,490	15,413	15,366	15,321	15,310	15,217	15,165
浄化槽汚泥量	kℓ	14,259	13,596	14,166	14,410	14,435	14,167	14,144	14,162	14,178	14,231	14,205	14,212	14,215	14,256	14,217	14,216
生し尿量	kℓ	1,878	1,778	1,685	1,644	1,570	1,468	1,413	1,361	1,311	1,259	1,208	1,154	1,106	1,054	1,000	949

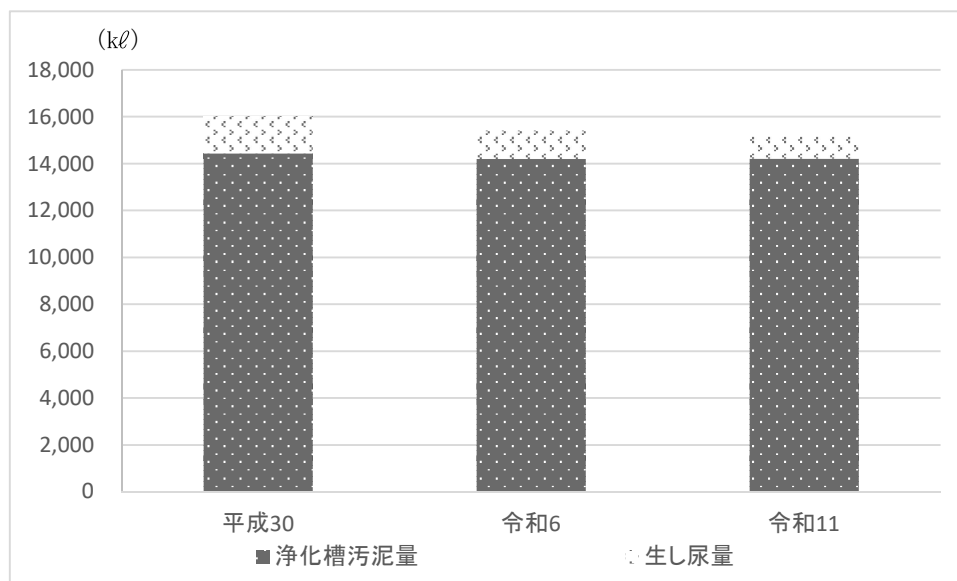


図 3-8 し尿及び浄化槽汚泥量の推移

表 3-17 当組合における生活排水処理人口、し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

項目	単位	実績					予測										
							中間目標										目標
		26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
総人口	人	114,398	114,639	114,639	114,648	114,294	113,895	113,496	113,325	113,154	112,982	112,811	112,640	112,204	111,768	111,340	110,912
公共下水道人口	人	73,586	74,536	75,030	77,162	76,624	77,460	77,401	77,560	77,719	77,877	78,036	78,205	78,109	78,013	77,925	77,837
農業集落排水人口	人	4,716	4,702	4,753	4,402	4,414	4,305	4,225	4,145	4,065	3,985	3,905	3,825	3,745	3,665	3,585	3,505
浄化槽人口	計	32,668	32,403	31,979	30,331	31,161	30,180	29,990	29,810	29,630	29,450	29,270	29,080	28,890	28,700	28,510	28,320
	合併処理浄化槽	9,895	10,059	10,354	10,617	9,719	10,110	10,120	10,140	10,160	10,180	10,200	10,210	10,220	10,230	10,240	10,250
	単独処理浄化槽	22,773	22,344	21,625	19,714	21,442	20,070	19,870	19,670	19,470	19,270	19,070	18,870	18,670	18,470	18,270	18,070
し尿収集人口	人	3,428	2,998	2,877	2,753	2,095	1,950	1,880	1,810	1,740	1,670	1,600	1,530	1,460	1,390	1,320	1,250
生活排水処理率	%	77.1%	77.9%	78.6%	80.4%	79.4%	80.7%	80.8%	81.0%	81.3%	81.5%	81.7%	81.9%	82.1%	82.2%	82.4%	82.6%
収集・処理量	kℓ	16,137	15,374	15,851	16,054	16,005	15,635	15,557	15,523	15,489	15,490	15,413	15,366	15,321	15,310	15,217	15,165
	浄化槽汚泥量	14,259	13,596	14,166	14,410	14,435	14,167	14,144	14,162	14,178	14,231	14,205	14,212	14,215	14,256	14,217	14,216
	生し尿量	1,878	1,778	1,685	1,644	1,570	1,468	1,413	1,361	1,311	1,259	1,208	1,154	1,106	1,054	1,000	949

表 3-18 蓮田市における生活排水処理人口、し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

項目	単位	実績					予測										
							中間目標										目標
		26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
総人口	人	62,747	62,503	62,310	62,137	61,817	61,807	61,797	61,685	61,573	61,460	61,348	61,236	60,918	60,600	60,290	59,980
公共下水道人口	人	42,080	42,074	42,195	42,850	42,108	42,587	42,727	42,755	42,783	42,810	42,838	42,876	42,708	42,540	42,380	42,220
農業集落排水人口	人	3,138	3,123	3,185	2,850	2,869	2,800	2,740	2,680	2,620	2,560	2,500	2,440	2,380	2,320	2,260	2,200
浄化槽人口	計	15,151	15,303	15,009	14,590	15,600	15,280	15,240	15,210	15,180	15,150	15,120	15,080	15,040	15,000	14,960	14,920
	合併処理浄化槽	4,478	4,602	4,805	4,999	5,060	5,210	5,270	5,340	5,410	5,480	5,550	5,610	5,670	5,730	5,790	5,850
	単独処理浄化槽	10,673	10,701	10,204	9,591	10,540	10,070	9,970	9,870	9,770	9,670	9,570	9,470	9,370	9,270	9,170	9,070
し尿収集人口	人	2,378	2,003	1,921	1,847	1,240	1,140	1,090	1,040	990	940	890	840	790	740	690	640
収集・処理量	kℓ	8,206	8,150	8,362	8,566	8,687	8,544	8,507	8,501	8,490	8,502	8,470	8,454	8,439	8,444	8,401	8,385
	浄化槽汚泥量	7,048	7,081	7,379	7,646	7,819	7,742	7,744	7,771	7,796	7,843	7,846	7,866	7,884	7,924	7,919	7,936
	生し尿量	1,158	1,069	983	920	868	802	763	730	694	659	624	588	555	520	482	449

表 3-19 白岡市における生活排水処理人口、し尿・浄化槽汚泥処理量の推移

項目	単位	実績					予測										
							中間目標										目標
		26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
総人口	人	51,651	52,136	52,329	52,511	52,477	52,088	51,699	51,640	51,581	51,522	51,463	51,404	51,286	51,168	51,050	50,932
公共下水道人口	人	31,506	32,462	32,835	34,312	34,516	34,873	34,674	34,805	34,936	35,067	35,198	35,329	35,401	35,473	35,545	35,617
農業集落排水人口	人	1,578	1,579	1,568	1,552	1,545	1,505	1,485	1,465	1,445	1,425	1,405	1,385	1,365	1,345	1,325	1,305
浄化槽人口	計	17,517	17,100	16,970	15,741	15,561	14,900	14,750	14,600	14,450	14,300	14,150	14,000	13,850	13,700	13,550	13,400
	合併処理浄化槽	5,417	5,457	5,549	5,618	4,659	4,900	4,850	4,800	4,750	4,700	4,650	4,600	4,550	4,500	4,450	4,400
	単独処理浄化槽	12,100	11,643	11,421	10,123	10,902	10,000	9,900	9,800	9,700	9,600	9,500	9,400	9,300	9,200	9,100	9,000
し尿収集人口	人	1,050	995	956	906	855	810	790	770	750	730	710	690	670	650	630	610
収集・処理量	kℓ	7,931	7,224	7,489	7,488	7,318	7,091	7,050	7,022	6,999	6,989	6,943	6,912	6,882	6,867	6,816	6,780
	浄化槽汚泥量	7,211	6,515	6,787	6,764	6,616	6,425	6,400	6,391	6,382	6,388	6,359	6,346	6,331	6,332	6,298	6,280
	生し尿量	720	709	702	724	702	666	650	631	617	600	584	566	551	534	518	500

## 第3節 生活排水処理行動計画

### 1. 基本目標

生活排水処理については、衛生的な生活環境の確保のため、生活排水処理の必要性を啓発するとともに、生活排水処理の整備を推進することを基本とします。

生活排水処理基本計画の基本目標を以下に示します。

衛生的な生活環境の確保

## 2. 基本方針

これまで構成市と当組合では、協力して生活排水を公共下水道や合併処理浄化槽などにより処理するなど、適正な処理を進めてきました。

本計画において更なる生活排水の適正処理を行うため、下記のように生活排水処理の基本方針を定め、市民や事業者と行政が一体となって衛生的な生活環境の確保に努めます。

### 基本方針

#### I. 生活排水の適正な処理

公共用水域の水質保全を図るため、構成市と協力して合併処理浄化槽への移行及び公共下水道などの計画的な整備を促進します。また、集落部における農業集落排水処理施設については、構成市の担当課と協力し事業を推進します。

#### II. 公共下水道への接続の啓発・指導

公共下水道への未接続世帯には、構成市と協力して公共下水道に接続するよう啓発、指導します。

#### III. 合併処理浄化槽への転換の啓発・指導

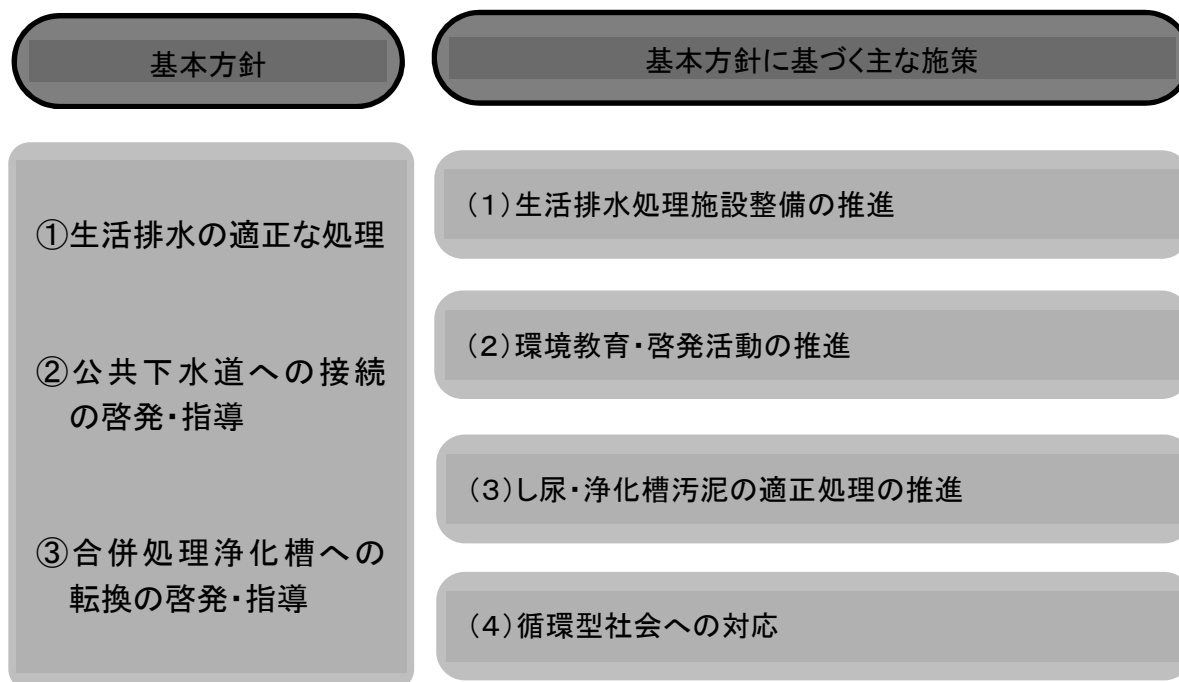
公共下水道事業計画区域外の単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯に対して、合併処理浄化槽などへの転換を構成市と協力して啓発、指導します。



し尿処理施設

### 3. 基本方針に基づいた施策

基本方針に基づいた施策を以下に示します。



基本方針に基づく主な施策内容は以下のとおりです。

(1) 生活排水処理施設整備の推進 1) 合併処理浄化槽の整備促進 2) 公共下水道事業の推進 3) 農業集落排水処理施設の整備促進	
1) 合併処理浄化槽の整備促進	<p>公共下水道、農業集落排水処理区域以外の区域を対象に合併処理浄化槽の整備促進を図ります。</p> <p>公共水域の水質汚濁の大きな要因として生活雑排水の未処理放流があげられます。特に、単独処理浄化槽の基数は、当組合総世帯数の約 15.3%（平成 31 年 3 月末実績）に及んでいます。構成市の担当課と協力してこの単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を進めることにより水環境の改善を図ります。</p>
2) 公共下水道事業の推進	<p>公共下水道については、今後も認可区域内の整備及び認可区域の拡大を図っている構成市の担当課と協力して、各家庭からの管渠への接続を推進します。</p>
3) 農業集落排水処理施設の整備促進	<p>農業集落排水処理施設については、構成市の担当課と協力して今後も地域市民の理解と協力を得ながら事業を推進します。</p>



## (2) 環境教育・啓発活動の推進

- 1) 環境保全意識の向上
- 2) 啓発活動の推進

### 1) 環境保全意識の向上

調理くず・廃食用油の処理、洗剤使用の適正化など、生活排水の環境負荷について、家庭や地域における環境教育・啓発を行い、公共用水域の保全意識の向上を図ります。

### 2) 啓発活動の推進

水環境に対する意識の向上を図るため、水の大切さや生活雑排水が河川や海へ与える影響などについて、広報・啓発用のチラシ配布、市や当組合のホームページなどによって、生活排水対策の必要性や公共下水道及び合併処理浄化槽の利用促進について継続的に情報を発信することに取り組みます。

## (3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

- 1) 収集体制の整備
- 2) 適正な処理計画の実施
- 3) し尿処理施設の適正管理
- 4) 農業集落排水処理施設などの適正管理
- 5) 浄化槽維持管理の適正化の促進
- 6) 受益者負担の適正化

### 1) 収集体制の整備

浄化槽汚泥や、し尿については、委託業者や許可業者と連携しながら効率的で効果的な収集体制の整備を図ります

### 2) 適正な処理計画の実施

構成市及び当組合が連携して定期的に会議を開催することなどにより生活排水処理に関する情報を一元的に管理し、計画的なし尿・浄化槽汚泥の処理を実施します。

### 3) し尿処理施設の適正管理

関係法令を遵守し適正な維持管理を行うとともに、周辺環境に配慮し、安全安心な運転を行います。

また、稼働後期間が経過しているため、施設の主要な機器を更新するための延命化計画の策定を検討します。

### 4) 農業集落排水処理施設などの適正管理

現在の農業集落排水処理施設については、関係法令を遵守し適正な維持管理を行います。

### 5) 浄化槽維持管理の適正化の促進

県や法定検査機関及び浄化槽協会などの関係機関と連携を図り、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び法定検査など、維持管理の適正化を促進します。

### 6) 受益者負担の適正化

社会的コスト負担のあり方について検討し、手数料の見直しを検討します。

#### (4) 循環型社会への対応

##### 1) 資源化の推進

##### 1) 資源化の推進

新たな施設を計画する際は、リンの回収を調査検討し、循環型社会の構築にふさわしい施設となるように整備を進めます。

し尿や浄化槽を処理する際に発生する脱水汚泥を堆肥化し、肥料とする資源化を推進します。

## 4. 生活排水処理計画

### (1) 合併浄化槽の普及

行政区域のうち、下水道計画区域及び農業集落排水処理施設の処理対象区域以外の全域を対象とし、構成市の担当課と協力して、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

単独処理浄化槽が残っている家庭及び事業所については、下水道計画区域及び農業集落排水処理施設の処理対象区域以外の合併処理浄化槽設置補助制度の活用を促す等、合併処理浄化槽の設置を促進します。併せて、合併処理浄化槽転換の指導等を継続します。

### (2) 公共下水道の整備

公共下水道については、今後も認可区域内の整備及び認可区域の拡大を図っている構成市の担当課と協力して、各家庭からの管渠への接続を推進します。

### (3) 農業集落排水処理施設の整備

農業集落排水処理施設については、構成市の担当課と協力して今後も地域市民の理解と協力を得ながら事業を推進します。

## 5. し尿及び浄化槽汚泥処理計画

### (1) 排出抑制計画

下水道への接続が可能な地域において、浄化槽から下水道への接続切替を指導し、浄化槽汚泥の排出抑制を推進します。

### (2) 収集運搬計画

収集運搬の方法は、今後も現行どおりを基本とし、し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者が担当するものとします。また、収集運搬に際しては生活環境の保全に留意します。

し尿・浄化槽汚泥の収集量が将来的に減少することが予測されますが、利用者や収集業者の意見を参考にし、車両・人員の合理的な配置、収集経路の適正化を推進し、適正かつ効率的な収集運搬システムを今後も維持・検討するものとします。

## 6. 計画達成のための施策

---

### (1) 市民に対する広報・啓発

日常の生活に伴う生活排水が河川等の水環境に及ぼす影響を認識し、負荷の軽減に努めるようホームページや広報誌による広報・啓発活動を展開します。

### (2) 情報提供の充実

広報やホームページ、パンフレット、小冊子等により、水環境の現状や保全する取組等についての情報を広く提供します。

また、生活排水に関する相談業務や各課専用のホームページを充実させることなどにより、市民・事業者が必要なときに必要な情報を入手できるようにします。

### (3) 家庭での生活雑排水対策の要請

生活雑排水の対策は、公共用水域の水質保全だけではなく、身近な水路・側溝等の水質の改善による生活環境の快適化・美化等、生活環境を総合的に保全することに繋がります。

生活雑排水は台所・風呂・洗濯等各家庭に発生源を持ち、行政側の一方的な規制は困難であるため、地域の市民に対して各家庭での生活雑排水対策の推進の要請を今後も継続するものとします。

各家庭での生活雑排水の対策は以下の2つに大別されます。

- ア 排水中に廃食用油あるいは固形食物残さ等を混入させないなど、日常生活での改善対策の奨励
- イ 合併処理浄化槽等の設置及び適正な維持管理の奨励

### (4) 公共下水道普及のための施策

公共下水道への未接続は、下水道事業を経済的に圧迫するほか、生活排水処理面での対策の遅れとなるため、市民に対し周知徹底を推進します。

## 7. 市民・事業者・行政の役割

基本目標を達成するため、市民・事業者・行政がそれぞれ果たす役割を以下に示します。

### (1) 市民の役割

本計画に定める基本目標を実現し、衛生的な生活環境の確保を目指していくためには、市民一人ひとりが生活排水を排出する当事者であることを認識したうえで、水環境保全の中心的役割を担っていくことが求められています。

し尿汲み取りや単独処理浄化槽を使用している家庭では、生活雑排水が処理できるよう、地域の生活排水処理施設の整備状況に合わせて、公共下水道・農業集落排水処理施設への接続や合併処理浄化槽への切り替えなど、処理の適正化を進めることが必要です。

### (2) 事業者の役割

事業活動に伴う排水については、公共下水道への接続又は合併処理浄化槽の設置により適正に処理するものとします。

また、事業活動で使用する肥料や農薬、油類、化学薬品等は、保管施設で適正に管理し、水質汚濁を引き起こさないよう厳重に管理することが必要です。

### (3) 行政の役割

生活排水を適性に処理するため、公共下水道等の整備やし尿処理施設の適正な運営を行っていくものとします。また、汚水衛生未処理の世帯に対しては、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽への切り替え等を継続して指導していく必要があります。

事業者に対しては、水環境に関する情報提供や学習の機会を設け、水環境の保全に向けた市民・事業者の自発的な活動を促すものとします。

## 第4章 災害廃棄物への対応

### 第1節 災害時の廃棄物（ごみ）処理

#### 1. 災害廃棄物（ごみ）への対応手順

震災等の災害発生時に行う廃棄物処理の緊急対策手順を示します。

##### （1）一般廃棄物及び災害廃棄物の取扱い

災害廃棄物は、選別を徹底し資源化を推進することにより、処理・処分量を削減し、適正に処理を行います。また、被災していない家庭や避難所から発生する一般廃棄物等は、極力平常時と同様の収集体系を維持するものとしますが、災害規模や被害状況に応じて弾力的な方策を図ることとします。

災害廃棄物の処理手順を図4-1に示します。

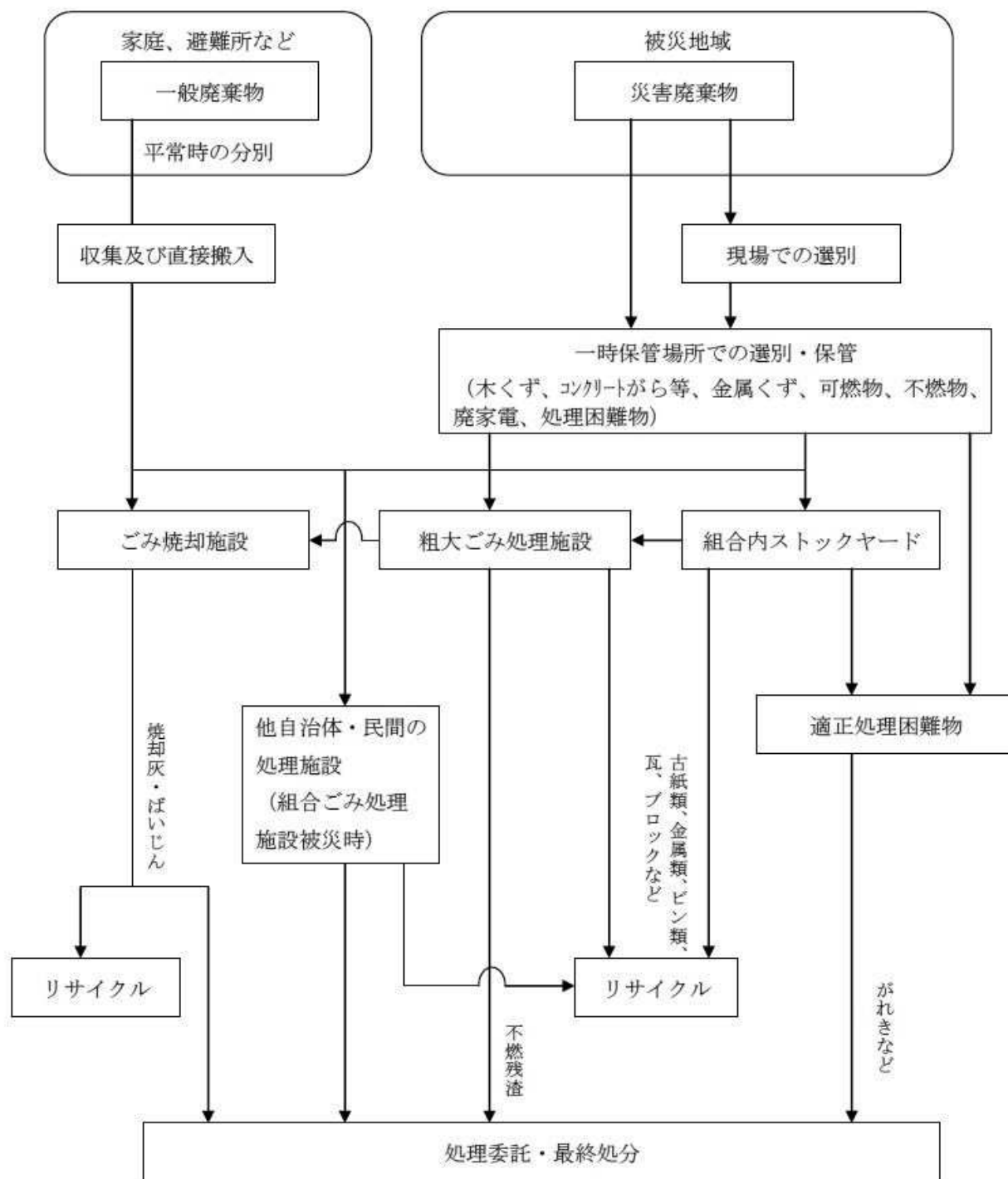


図 4-1 災害廃棄物の処理手順

備考：蓮田白岡衛生組合「災害廃棄物処理実施計画」より

## (2) 適正処理が困難な廃棄物の処理

平常時に適正処理困難物として当組合による収集、処理ができないものとして取り扱う廃棄物について、災害発生時における処理の方針は、表 4-1 に示すとおりとします。

なお、これら廃棄物のうち産業廃棄物に該当するものについては、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとします。

表 4-1 通常時処理困難物の処理方針

品目	処理方針
廃石綿（アスベスト）	アスベストの飛散防止対策は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成 19 年 8 月環境省 水・大気環境局大気環境課）を準用して適正な処理を推進する。
PCB を使用した家電製品	一般家庭から粗大ごみとして排出される PCB を使用した家電製品等は、組合が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。
家電リサイクル法に基づく対象家電製品	一時保管場所に品目ごとに保管後、家電リサイクル法に基づき、両市が販売店や業者に引き取りを依頼し、適正な処理を推進する。
フロンが封印されている家電製品	冷風扇、除湿機、冷水機等、家電リサイクル法の対象品目以外のフロンが封印されている家電製品は、一時保管場所にて個別に保管後、適正な処理を推進する。
感染性廃棄物	平常時同様、排出者の責任において処理するものとする。なお、震災時に設置される救護所等で発生するものは、救護所の担当医師と両市とが協議し適正な処理方法を確保する。
その他通常時に適正処理困難物として受入していないもの	販売店や業者に引き取りを依頼するものとし、そのための引き取りルート of 整備等の対策を講じ適正な処理を推進する。

備考：蓮田白岡衛生組合「災害廃棄物処理実施計画」より

## 2. 災害廃棄物（ごみ）への対応

震災等により発生した災害廃棄物（ごみ）への対応について表 4-2 に示します。

表 4-2 災害廃棄物（ごみ）への対応

状況・項目		業務内容	
災害発生直後	1 状況把握	両市	①災害の状況把握 ②交通状況の把握
		組合	①定期収集の一時停止、収集体制の構築 ②処理施設の被災状況の把握及び搬入規制
	2 処理方針の策定	両市	①情報整理・分析 ②災害廃棄物の発生量の推計 ③災害廃棄物一時保管場所の設定
		組合	①分別区分、排出方法、収集方法の検討 ②収集方法、収集ルート等の設定
		共通	①両市と組合との連絡調整の確認 ②避難場所等の分別区分、排出方法、排出場所等の設定 ③必要な資機材、人員の確保 ④被災地以外の排出方法等の広報
	当面の対策	1 処理方針の決定	両市
組合			①処理施設の復旧 ②分別、排出、収集方法の決定 ③必要に応じて広域的な処理も考慮
2 一時保管場所の確保		両市	①災害廃棄物一時保管場所の確保 ②災害廃棄物受入体制の整備 ③役所内及び市民への周知
3 一時保管場所での受入 ※第1次処理		両市	①一時保管場所での受入 ・職員の配置及び必要機材の導入 ・受入の優先順位 ・時間帯の設定 ・第2次処理も考慮 ②罹災証明書の発行
		共通	組合施設での受入対象物、受入基準等の決定
4 組合での受入 ※第2次処理		組合	①処理能力を考慮した受入 ②適正処理、資源化を踏まえ、種類ごとに区分・保管
		共通	必要に応じて広域的な処理も考慮
5 計画的な収集・運搬・処理の実施		両市	収集、運搬、処理に関する市民への情報提供
		組合	①広域的な処理を推進し、処理能力不足の補完 ②状況に応じて収集、運搬、処理の体制の見直しを実施
		共通	①災害廃棄物処理実施計画に基づき計画的な処理の推進 ②支援の受入
6 倒壊建物の解体・撤去	両市	①市民からの解体、撤去の申請の受付	



			②現地調査、解体撤去の決定 ・危険性、公益性等の観点から優先順位の決定 ③解体・撤去の確認
復旧対策	1 計画的な処理の実施	両市	復旧に必要な資機材の確保
		組合	①計画的な収集、運搬、処理の継続 ②復旧状況に応じて災害廃棄物処理の縮小 ③平常業務体制の確保
		共通	災害規模によっては他市町の協力依頼
	2 一時保管場所の原状復旧	両市	①復旧状況に応じて、一次保管場所の閉鎖 ②一時保管場所の原状復旧と所有者への返却
	3 補助金等の申請	組合	廃棄物処理施設災害復旧費の申請
		共通	災害廃棄物処理事業費の申請

備考：蓮田白岡衛生組合「災害廃棄物処理実施計画」より

## 第2節 災害時の廃棄物（し尿）処理

### 1. し尿処理の対応手順

し尿・浄化槽汚泥は、図4-2で示すように、平常時と同様に当組合の施設で処理を行うことを基本とします。

仮設トイレ等の貯留量は、家庭の汲み取り便槽等と比較して少ないため、避難所や避難場所の収集を定期的に行えるように配慮します。

なお、仮設トイレの構造上、吸着剤や固化剤等で凝固させたし尿については、一般ごみとして取り扱い、焼却処理します。

また、構成市の農業集落排水処理施設から発生する汚泥については、被災状況によっては、当組合施設での受入が困難になることも想定されることから、構成市の担当課と当組合で受入先を協議するものとします。

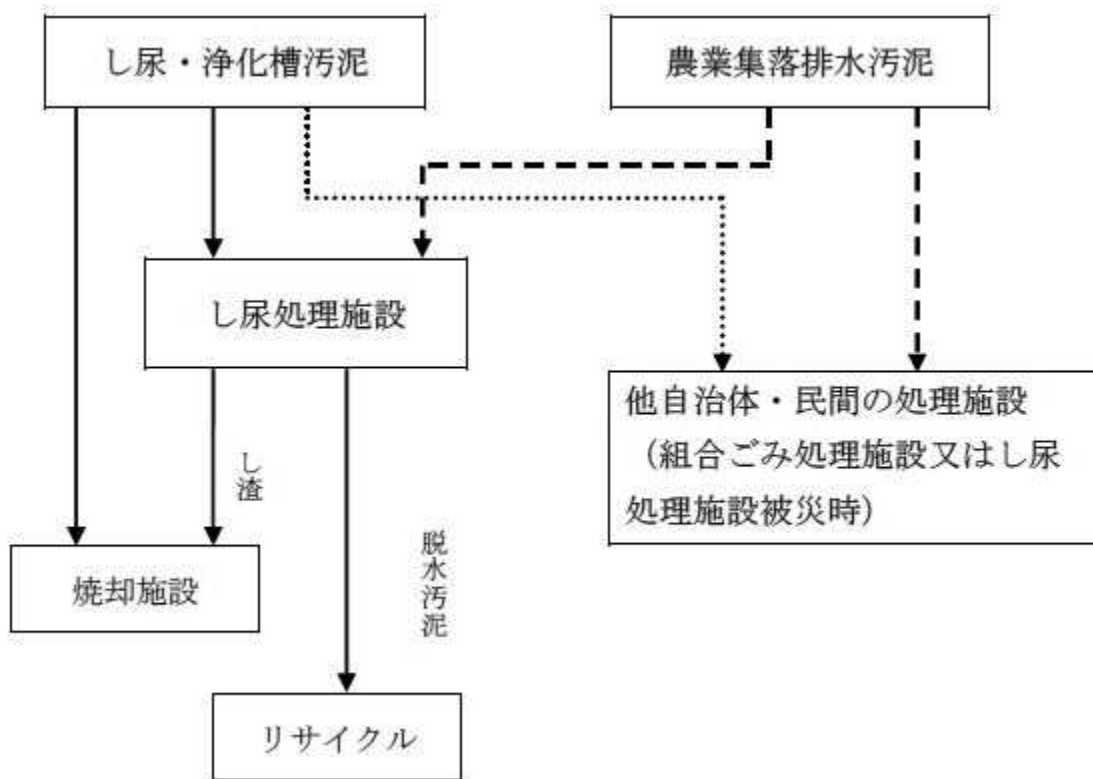


図4-2 災害発生時のし尿処理手順

備考：蓮田白岡衛生組合「災害廃棄物処理実施計画」より

## 2. し尿処理の対応

震災等により発生した災害廃棄物（し尿）への対応について具体的な内容を表 4-3 に示します。

表 4-3 災害廃棄物（し尿）への対応

状況・項目		業務内容	
災害発生直後	1 状況把握	両市	①災害の状況把握 ②交通状況の把握
		組合	①定期収集の一時停止、収集体制の構築 ②処理施設の被災状況の把握及び搬入規制
	2 処理方針の策定	両市	①情報整理・分析 ②下水道の損害、終末処理場及び農業集落排水処理施設の状況の把握 ③し尿・浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥の発生量の推計 ④避難場所等におけるトイレの設置場所、仮設トイレの種類の設定
		共通	①収集方法・収集ルート等の設定 ①一般ごみとして扱う汚物の排出方法、排出場所等の設定 ②両市と組合との連絡調整の確認 ③必要な資機材、人員の確保 ④被災地以外の排出方法等の広報
当面の対策	1 処理方針の決定	両市	①役所内及び市民への周知準備
		組合	①処理施設の復旧 ②分別、排出、収集方法の決定 ③必要に応じて広域的な処理も考慮
	2 仮設トイレの設置	両市	①市民からの要請受付 ②仮設トイレの必要性の判断 ③仮設トイレの設置 ・地域ごとの必要数 ・仮設トイレの種類 ・民間事業者への支援要請による設置 ・不足分の調達 ④設置場所等の周知
			組合
	3 計画的な収集・運搬・処理の実施	共通	①災害廃棄物処理実施計画に基づき計画的な処理の推進 ②支援の受入 ③収集、運搬、処理に関する市民への情報提供

	4 下水道施設の活用	両市	①下水道関係部署との連絡調整 ②下水道への投入の検討
		組合	①し尿、浄化槽汚泥の処理の可能性の検討
復旧対策	1 計画的な処理の実施	組合	①計画的な収集、運搬、処理の継続 ②復旧・復興状況による事業の縮小 ③平常業務体制の確保
		共通	①災害規模によっては他市町の協力依頼
	2 仮設トイレの撤去	両市	①避難場所、避難所等の状況、仮設トイレの利用状況の確認 ②復旧、復興状況に応じて仮設トイレの撤去
		組合	①仮設トイレ設置場所の原状復帰
	3 補助金等の申請	組合	①廃棄物処理施設災害復旧費の申請
		共通	①災害廃棄物処理事業費の申請

備考：蓮田白岡衛生組合「災害廃棄物処理実施計画」より

### 3. し尿処理に係る被災による影響

被災時においては、便槽、浄化槽の破損、収集の遅れ、施設の処理の停滞等が想定されることから、公衆衛生や環境保全を速やかに確保するためにも、近隣自治体や事業者等との相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制の確立を図る必要があります。

### 第3節 災害時の支援・協力体制

当組合は、埼玉県清掃行政研究協議会における「災害廃棄物処理の処理に関する相互支援体制実施協定」を締結しており、一般廃棄物処理業務に関する相互応援協力を得られる態勢にはありますが、圏域の一般廃棄物収集業務は、委託業者・許可業者で行っている現状にあり、当組合において収集車両を保有する現状にはありません。

そのため、現行の委託業者で組織している白岡蓮田環境事業協同組合等、関係機関と被災地域のごみの収集・運搬、ごみ処理に要する人員・機材等の提供、作業中に知り得た情報の提供等の協定を締結することで、災害時の収集運搬能力の確保を図ります。

また、埼玉県においても、災害時における協定を表 4-4 に示すとおり締結しており、埼玉県を通じて協力を仰いでいくほか、彩の国資源循環工場（PFI 施設）の活用を考慮します。

表 4-4 埼玉県が締結している災害協定

団体名	協定の名称	協定の概要
九都県市首脳会議	災害時相互応援に関する協定	ごみ、し尿等の処理施設の提供及び斡旋
関東地方知事会	震災時等の相互応援に関する協定	ごみ、し尿処理に関する施設又は業務提供若しくは斡旋
全国知事会	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	廃棄物の特記はなく一般規定
(社) 埼玉県環境産業振興協会	地震等大規模災害における災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の撤去、収集・運搬・処分



# 資料編





1. 一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（諮問）

廃 第 8 2 5 号  
平成 3 0 年 9 月 4 日

蓮 田 白 岡 衛 生 組 合  
廃棄物減量等推進審議会会長 様

蓮 田 白 岡 衛 生 組 合  
管理者 中 野 和 信



一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（諮問）


蓮田白岡衛生組合廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例第34条第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

2. 一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（答申）

審 第 5 号  
令和 2 年 2 月 7 日

蓮 田 白 岡 衛 生 組 合  
管 理 者 中 野 和 信 様

蓮 田 白 岡 衛 生 組 合  
廃 棄 物 減 量 等 推 進 審 議 会  
会 長 佐 々 木 操



一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（答申）  
平成30年9月4日付け廃第825号で諮問のあった「一般廃棄物処理基本計画  
の見直しについて」、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」

答 申

令和2年2月

蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会

## 「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」(目次)

はじめに	2
1 廃棄物処理の現状について	3
2 廃棄物処理に関する課題	5
3 一般廃棄物処理基本計画の策定に向けて	6
4 一般廃棄物処理基本計画の策定に対する審議会としての提言	7
おわりに	9
審議会等経緯	10
審議会委員名簿	11

## はじめに

蓮田白岡衛生組合では、平成 27 年 3 月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ処理及び生活排水処理における処理方針を定め、各種の取組施策を計画的に実施してきました。

ごみ処理においては「持続可能な循環型社会の推進」を基本目標として、3R（リデュース・リユース・リサイクル）原則に基づくごみ処理を推進するため、市民・事業者・行政が相互に協力しながら、ごみの減量化・資源化に取り組んできました。

生活排水処理については、「衛生的な生活環境の確保」を基本目標として、市民・事業者・行政が一体となり水環境の保全に努めてきました。

しかし、現行の計画策定以降、平成 30 年 4 月に環境基本法に基づく環境基本計画の改定がなされ、また、平成 30 年 6 月には循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画の改定がなされるなど、廃棄物行政に関わる法の整備が進められてきました。

また、構成市である蓮田市、白岡市においても第 5 次蓮田市総合振興計画、第 5 次白岡市総合振興計画の策定がなされ、一般廃棄物行政分野における計画事項に対する施策方針が示されました。

なお、市町村による一般廃棄物処理基本計画の策定にあっては「目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定することが適切である」（ごみ処理基本計画策定指針 平成 28 年 9 月改定）という方針が示されており、一般廃棄物処理基本計画の定期的な見直しが求められているところです。

これらのことを踏まえ、平成 30 年 9 月 4 日付け廃第 825 号にて蓮田白岡衛生組合管理者から当審議会に対し、「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」諮問がなされました。

当審議会は、これを受けて、当組合の廃棄物処理の現状と課題を整理し、一般廃棄物処理の在り方について慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果として、「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」を取りまとめましたので答申とするものです。

## 1 廃棄物処理の現状について

当組合では、平成 27 年 3 月に策定された基本計画の基本目標である「持続可能な循環型社会の推進」に向け 3 つの進行管理目標を掲げ各々目標値を設定し、ごみの減量化・資源化を推進してきました。

現行の計画における数値目標は次のとおり示されております。

### 【進行管理目標数値：平成 27 年 3 月策定】

#### ◆減量化目標

住民 1 人 1 日当たりのごみ排出量を、現状（平成 25 年度実績 819 g/人・日）に対して、目標年度（令和 6 年度）までに 780 g/人・日に減量化することを目指します。

#### ◆資源化目標

廃棄物からの資源回収率（リサイクル率）を、現状（平成 25 年度実績 28.0%）に対して、目標年度（令和 6 年度）までに 34.5%へ向上することを目指します。

#### ◆埋立処分量の削減目標

埋立処分量を、現状（平成 25 年度実績 690 t）に対して、目標年度（令和 6 年度）までに 575 t へ減少させることを目指します。

### (1) 減量化目標の現状

現行の計画策定時における平成 25 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 819g ですが、平成 30 年度には 795g まで減少しています。

また、蓮田市、白岡市におけるごみの排出量は平成 25 年度における 34,181 t から減少し、平成 30 年度には 33,137 t（約 3.0%減）となっています。

内訳をみると、家庭系ごみ量は、平成 25 年度の 24,832 t から平成 30 年度には 23,810 t と減少しております。

事業系ごみにおいては、平成 25 年度の 7,782 t から平成 30 年度には 8,092 t と増加しております。

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総人口	人	114,336	114,398	114,639	114,639	114,648	114,294
ごみ排出量	t	34,181	33,908	33,403	33,141	32,881	33,137
うち家庭ごみ	t	24,832	24,685	24,265	23,816	23,820	23,810
うち事業系ごみ	t	7,782	7,656	7,924	7,960	7,766	8,092
うち集団回収	t	1,567	1,567	1,214	1,365	1,295	1,235
1人1日当たり排出量	g/人・日	819	812	796	792	786	795
1人1日当たり家庭ごみ排出量	g/人・日	595	591	578	569	569	571

(2) 資源化目標の現状

平成 25 年度において、ごみの総排出量 34,181 t のうち 9,570 t が資源化されており、資源回収率（リサイクル率）は 28.0% となっております。平成 30 年度においては、ごみの総排出量 33,137 t のうち 8,449 t が資源化され、資源回収率（リサイクル率）は 25.5% と減少しております。

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
資源化量	t	9,570	9,384	8,971	8,733	8,627	8,449
資源回収率(リサイクル率)	%	28.0	27.7	26.9	26.4	26.2	25.5

(3) 埋立処分量削減目標の現状

平成 25 年度において、埋立処分量は 690t ですが、平成 30 年度は 868t と増加しており、最終処分率は 2.0% から 2.6% と上昇しております。

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
埋立処分量	t	690	915	877	871	864	868
焼却残さ	t	656	793	786	776	794	800
不燃残さ	t	34	122	91	95	70	68
最終処分率	%	2.0	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6

(4) 現行の計画における各目標の達成状況

現行の計画に掲げた 3 つの目標に対する達成状況について見てみると、ごみの減量化目標については、中間目標年である令和元年度（平成 31 年度）において 1 人 1 日当たりのごみ排出量の中間目標値を 798g としていたところ、市民のごみの分別、資源化への意識が定着してきていることから平成 30 年度における実績値は 795 g となり、中間目標値は既に達成されております。

ごみの資源化目標については、中間目標年である令和元年度（平成 31 年度）において資源回収率（リサイクル率）の中間目標値を 31.2% と設定していたところ、新聞雑誌等のペーパーレス化や技術向上による容器包装類の軽量化及び衣類のリユース活動の広がりなどの影響もあり、平成 30 年度においては 25.5% と中間目標値を下回る結果となっております。

埋立処分量の削減目標については、中間目標年である令和元年度（平成 31 年度）において埋立処分量を 628t と設定していたところ、平成 30 年度においては 868t と中間目標値を大きく上回る結果となっております。

	単位	平成25年度 (基準年度)	平成30年度	令和元年度	令和6年度 (目標値)
			実績値	中間目標値	
減量化目標	g/人・日	819	795	798	780
資源化目標	%	28.0	25.5	31.2	34.5
埋立処分量 の削減目標	t	690	868	628	575

## 2 廃棄物処理に関する課題

### (1) 減量化目標に対する課題

当組合では、分別の徹底やごみの排出抑制の推進により、家庭ごみの総排出量は減少傾向にありますが、事業系ごみ排出量は増加傾向にあります。

更なるごみの減量を推進していく上では、家庭から排出される生ごみの水切り及び事業所におけるごみの分別を徹底するなど、ごみ減量化への意識向上を図る取組が必要であると考えます。

### (2) 資源化目標に対する課題

平成 25 年度から資源回収率（リサイクル率）が年々減少傾向にあります。近年、紙から電子書籍への変遷等を始めとするペーパーレス化の影響も考えられますが、搬入される燃えるごみの中には、紙・布類等の資源物が多く混入されている状況がうかがえ、更なる分別の徹底が求められています。

### (3) 埋立処分量の削減目標に対する課題

これまで焼却灰の一部を民間の最終処分場にて埋立処分しているものの、大半の焼却灰及びばいじんについては、セメント原料、人工砂への資源化が図られ、埋立処分量の削減に努めてきておりました。

しかしながら、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災における原子力発電所事故に起因する放射性物質の汚染により焼却灰等の処分方法を大きく変更せざるを得ない状況となり、平成 24 年度からばいじんのキレート処理を開始し、埋立処分量が大きく増加することとなりました。

このことを機に、大規模災害などにより受入れが不可能となった場合などに備え、複数の受入れ先を確保する必要があることから、焼却灰のセメント原料化、人工砂への資源化に加え、ばいじんの薬剤処理を継続したことにより埋立処分量の増量へとつながっております。

こうした現状を踏まえ、ごみの排出削減はもとより資源化への取組の継続や焼却残渣物の有効活用が必須であり、更なる埋立処分量の削減が喫緊の課題となっております。

### (4) その他の取組施策の課題

#### ア 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に係る意識啓発について

これまでの様々な取組において、3Rに対する意識啓発が実施されてきておりますが、更なるごみ減量に対する意識向上が必要であると考えます。そのためには、市民にとってごみの減量となる様々な取組の紹介、ごみの削減や資源化に結びつく継続的な取組となる環境学習などの推進が必要であると考えます。



#### イ 家庭ごみの減量化の推進について

家庭ごみについては、減少傾向となっておりますが、各家庭でのコンポストを利用した生ごみの減量化や食品ロスの削減に向け、関係団体との協力によるフードバンク活動を推進するなど、更なるごみの減量となる取組が必要であると考えます。

#### ウ 事業系ごみの減量化（リデュース）・リサイクルの推進について

近年、事業系ごみが増加傾向にあります。3R推進を図るためにも排出事業所に対しごみの分別の徹底を図るとともに資源化の指導啓発の必要があると考えます。

また、両市における工業団地等の大型開発行為に伴い、新たに進出する企業から発生する事業系ごみの排出増加を見込んだ処理計画を策定する必要があると考えます。

#### エ 適正な中間処理の推進について

ごみ焼却施設については、延命化工事等を施し、基幹的整備を実施したところですが、施設内で老朽化した設備もあり、適切な維持管理を含む施設運営はもちろんのこと、新施設整備に向けての検討が重要であると考えます。

#### オ 適正な最終処分の推進について

最終処分場を保有していない自治体として、安定的なごみ処理を継続するためには、現在利用している最終処分場の利用継続及びごみ焼却量の削減対策の検討が必要であると考えます。

#### カ 生活排水の適正処理について

工業団地等の開発により設置される大型浄化槽からの汚泥発生量の増加が想定されることから、安定した適正処理を確保することが必要であると考えます。

### 3 一般廃棄物処理基本計画の策定に向けて

#### (1) ごみ処理における処理基本計画について

これまでの社会における大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動がもたらしてきたごみ量の増加やごみの多様化等の問題に対応するため、循環型社会形成推進基本法が制定され、各種リサイクル法の整備のための法体系が確立されてきました。

これらを契機として、環境に配慮した循環型社会の形成に向けた本格的な取組が推進されており、ごみの排出抑制、資源化、適正処理等への取組がより一層重要となっております。

これを受け、本組合においても「持続可能な循環型社会の推進」の基本目標のもと、市民・事業者・行政が相互に協力しながら、それぞれの立場でごみの減量化・資源化に取り組んでいくことが重要であると考えます。

(2) 生活排水処理について

「衛生的な生活環境の確保」という基本目標のもと、適正な生活排水処理の継続を推進するため、市民・事業者・行政が一体となり、それぞれの立場において水環境の保全に努めていくことが重要であると考えます。

4 一般廃棄物処理基本計画の策定に対する審議会としての提言

一般廃棄物処理基本計画の改定に当たり、今後の当組合の廃棄物処理について、次のとおり提言します。

- (1) 近年、両市のごみ排出量は、僅かに減少傾向を示しているものの更なるごみの減量化、資源化を推進するため、他の自治体の良い事例等を調査研究し、ごみの減量化、資源化に向けた新たな施策の推進に努めること。
- (2) 資源化目標（資源回収率）については、年々低下傾向にあり、燃えるごみの中に多くの紙・布類の資源物が混入されていると考えられることから、特に紙類の資源化に向け分別の徹底を図るため広報誌等を通じて周知すること。
- (3) 事業系ごみへの対応については、排出者責任の自覚を促すために、不適正なごみの排出を行った事業所に対し、排出管理指導及び搬入指導の徹底を図ること。
- (4) 近年、組合管内においても食品ロス（まだ食べられるのに廃棄される食品のこと）が問題となっており、大部分が生ごみとして焼却処理されている現状がある。食品ロスが削減されることにより、家庭ごみの減量のみではなく埋立処分量の削減にも効果的であると考えられることから、両市と連携し、食品ロスの削減に向けた取組の施策について検討すること。
- (5) 3Rの意識啓発に係る継続的な情報提供は必要であるが、行政からの一方的な発信のみならず、市民の行う優れた取組等を取り上げて、周知啓発すること。
- (6) 両市の小中学校及び一般家庭から排出された廃食用油を精製した軽油代替燃料（BDF）は、環境への負荷が少ない燃料であるので、ごみ収集運搬車両や組合場内にて使用する重機の燃料として今後も有効活用していくこと。
- (7) 現在、廃プラスチックを始めとして、かつて有価物として取り扱われていた資源物がある価値を有することができず廃棄物として処分がなされるなど、社会情勢の変貌がうかがえる。10年間という計画期間を考慮しつつ、廃棄物処理の現状、社会情勢等の変化を踏まえ、適宜計画の見直しを行うこと。

- (8) 現行の計画における推計値と実績値との乖離等を踏まえ、過去の実績への評価や解析等を行い計画の見直しをすること。  
また、社会情勢の変化を十分に踏まえた上で施策の実施状況を検証し、適切な目標値を定めること。
- (9) 焼却灰については、セメントや路盤材等への資源化を継続しつつ、最終処分量の削減を図るためにも、ごみの減量、資源化を図り、焼却灰等の減量及び最終処分量の削減を推進すること。  
また、災害発生時等においては、継続的な適正処分が必要なことから、複数の処分先を確保すること。
- (10) 生活排水処理については、埼玉県が令和 7 年度までに生活排水処理人口普及率を 100%にする目標を掲げていることから、両市と連携して生活排水処理に関する情報を共有し、計画的なし尿及び浄化槽汚泥の処理を実施すること。
- (11) ごみと生活排水を含めた廃棄物の処理に係る費用負担の適正化を図るため、費用負担の在り方や処理手数料等について、排出者にとって適正な受益者負担となるよう、必要に応じて定期的に見直しを行うこと。

## おわりに

一般廃棄物処理基本計画は、長期的な視点から廃棄物処理を行っていくための計画であり、蓮田市・白岡市におけるごみ処理及び生活排水処理の指針となるものです。

前回の計画は平成 27 年 3 月に策定され、本年度が 5 年ごとの計画見直しの年度を迎えておりますが、ごみの減量と資源化を進め、循環型社会を構築するためには、更なる 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する必要があります。そのためには、本答申に基づき、市民・事業者がそれぞれの立場でごみの発生・排出抑制並びに再生利用の意識を高め、蓮田市及び白岡市並びに当組合が協働し積極的に計画内に掲げるごみの減量化・資源化のための施策に、より一層取り組むことを望みます。

また、生活排水処理においては、埼玉県が掲げる生活排水処理設備構想によると生活排水処理量の増加も見込まれることから、両市の関係機関との調和を図りつつ、適正処理の継続を望みます。

最後に、一般廃棄物処理基本計画の策定とその運用に当たっては、本審議会の意見等に配慮され、計画が推進されることを要望します。

3. 蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：平成30年7月 1日から令和 2年6月30日まで

※1任期：平成30年7月 1日から平成31年4月18日まで

※2任期：平成30年7月 1日から令和 元年7月10日まで

※3任期：令和 元年5月10日から令和 2年6月30日まで

※4任期：令和 元年7月19日から令和 2年6月30日まで

	氏名			組織・団体
蓮田市選出委員	もりた ぜんいち 森田 善一		1号委員	学識経験のある者
	にし の ひで お 西野 日出夫		2号委員	蓮田市商工会
	ごとう しろう 後藤 志郎		3号委員	蓮田市環境問題連絡会
	たなか さくや 田中 作彌		3号委員	蓮田市環境問題連絡会
	さいとう ひろじ 齋藤 博司		3号委員	蓮田市環境問題連絡会
	おがわ そうのすけ 小川 總之輔	副会長	3号委員	蓮田市自治連合会
	さいとう ゆきお 齋藤 幸男		3号委員	蓮田市自治連合会
白岡市選出委員	せきね こういちろう 関根 幸一郎		1号委員	学識経験のある者
	ゆみ き ひろかず 弓木 裕一		2号委員	白岡市商工会
	さ さ き みさお 佐々木 操	会長	3号委員	白岡市行政区長会
	あさ い かい ち 浅井 嘉一	※1	3号委員	白岡市行政区長会
	いのう え さ と し 井上 總	※3	3号委員	白岡市行政区長会
	やま だ ち よ こ 山田 千代子	※2	3号委員	白岡市くらしの会
	すず き ま さ こ 鈴木 正子	※4	3号委員	白岡市くらしの会
	やまざ き や す い 山崎 裕以		3号委員	白岡市食生活改善推進員協議会
こまつ み さ こ 小松 美佐子		3号委員	白岡市母子愛育会	
組合選出委員	うらの ふ さ こ 浦野 富佐子		4号委員	公募
	さいとう よ し え 齋藤 由枝		4号委員	公募
	たぐち と し お 田口 敏男		4号委員	公募
	すず き じゅんじ 鈴木 純二		4号委員	公募
	いし い か つ と し 石井 克利		5号委員	白岡蓮田環境事業協同組合
	あだち か つ ゆ き 足立 勝行		5号委員	宇佐見産業（株）蓮田支店

#### 4. 蓮田白岡衛生組合廃棄物減量等推進審議会審議経緯

開催日	審議内容
平成30年度 第1回 平成30年9月21日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱式、正副会長の互選</li> <li>・諮問「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」</li> </ul>
平成30年度 第2回 平成31年1月22日（火）	<p>「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①一般廃棄物処理基本計画について</li> <li>②一般廃棄物処理基本計画資料について内容説明</li> <li>③「ごみの減量、リサイクルのための取り組みについて」アンケート調査のお願い</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>①廃棄物処理手数料の見直しについて</li> <li>②第10回エコプラザまつり開催結果について</li> </ul> </li> <li>・蓮田白岡衛生組合紹介ビデオ上映及び組合概要の説明</li> </ul>
平成30年度 第3回 平成31年3月20日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」 「ごみの減量、リサイクルのための取り組みについて」アンケート調査結果の報告</li> </ul>
令和元年度 第1回 令和元年8月5日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」 「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」内容の説明</li> </ul>
令和元年度 第2回 令和元年10月24日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」答申（案）</li> <li>・諸報告 第11回エコプラザまつり開催について</li> </ul>
令和元年度 第3回 令和元年12月11日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」答申（案）</li> <li>・「一般廃棄物処理基本計画」（案）について</li> <li>・諸報告 第11回エコプラザまつり開催結果について</li> </ul>
令和元年度 第4回 令和2年 2月7日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」答申</li> </ul>

